

**教育民生常任委員会
予算・決算常任委員会教育民生分科会**

(平成24年9月19日)

樋口博己委員長

おはようございます。

本日は、昨日に続きまして、福祉部の審査を進めたいと思います。

本日は早朝より9時からということでご無理を言っております。

そうしましたら、まず昨日、決算として認定いただいておりますが、資料請求がございましたので、この資料の請求について説明をいただきたいと思います。

市川福祉部長

昨日は、決算認定、ありがとうございました。

不十分な資料がございましたので、差しかえ、それから、追加請求の分の資料について説明をさせていただきます。

まず中森委員のほうからご指摘がありました三重自治労連の本部ニュース8月号掲載記事についての部分でございますが、2項目の、掲載内容の発言をしたかどうかの項目で、不正確な記事であったことを確認したのなら抗議して当然ではないかというようなご指摘がございました。それもやっぱり文章化すべきだということでございましたので訂正をさせていただきます。

訂正部分、中間部分ですが、「そのため、文書責任者である自治労連三重県本部に掲載内容および発言の事実確認を行ったところ、不正確な記事であったことを認めたため、市社会福祉協議会が口頭で抗議を行い、次号において訂正記事が掲載されることとなった。現在、最終調整中である」ということで、抗議を行ったということを入れさせていただきました。

そして、次に、生活保護の不正受給件数の部分でございます。横のA4版1枚、「生活保護法第78条による返還決定」というタイトルになっています。下のところに第78条の説明が書かれておりますが、不正受給を行ったことによって返還命令を受け、それを徴収することができるという法文でございます。それに基づいて返還決定を行った件数とその金額が示してございます。平成21年度が12件で、523万5374円、22年度が33件で1508万8742円、23年度が48件で1919万8051円ということになっております。

そして、次が保育所の負担金不納欠損処分の理由内訳で、これも中森委員のほうから居

所不明等の追及はきちんとすべきだということでございました。それについては、マニュアルに基づき、今後きちんとさせていただくということで課長のほうから答弁をさせていただきましたが、不納欠損の処分理由について、国外出国等々もございまして、とりあえず23年度の理由別の内訳を示させていただきました。ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

追加資料の説明については以上でございます。

樋口博己委員長

追加資料について、ご確認等ございましたら挙手にて発言をお願いしたいと思います。

中森慎二委員

一つ、生活保護の返還決定の件数ですが、これは三重県下における他市に比べて多いのですか、少ないのですかね、48件というのは。額、件数とも、そこら辺はどうなのですか。

市川福祉部長

78条による返還決定ですけれども、大体県内同じぐらいのレベルというふうに県の監査では聞いております。21年度から23年度にかけて大きくふえておりますのが稼働収入の無申告の部分でございますが、これについては監査で、例えば保護家庭の高校生のお子さんがアルバイトをした収入、これ等を、前は不正というまではちょっといかないと。返還の、もう一つ63条の返還決定というのがありまして、それについては不正じゃなくって、悪意なく、申告し忘れというようなことでなっているというのがございます。そちらのほうに含めてあったのでございますが、高校生のアルバイトについてもこちらの78条のほうに含めるべきというようなご指摘がありまして、22年度、23年度、このような件数というふうになっております。

以上です。

中森慎二委員

それはいいんですが、三重県下のその遜色ないというのは、何に基づいて部長はおっしゃってみえるの。そういうデータが出ているんですか、県から。

市川福祉部長

ちょっと手元に資料はございませんけれども、県が監査を毎年各種行っております。あと、こちらのほうから78条の返還決定の件数を県のほうに報告をしております。そちらの数字に基づいて県のほうが判断され、そのように監査でも言っていたというふうにはこちらを思っておりますが。

中森愼二委員

だから、県から県下の各市町の78条に基づく返還件数というのはこうですよというものは示されてはいないんですか、資料として。

市川福祉部長

県のほうから他市の分については、そこまでは示されておられません。要求すればいただけるかと思しますので、もし必要でありましたら取り寄せをいたします。

中森愼二委員

きのうの議論にも少しあったけど、四日市市が生活保護受給を出しやすいんじゃないか、他市に比べてと。この返還請求がずばりそうだとはいわないけれども、その裏返しの部分がないとも言えないところだと思うんです。だから、そういうことじゃない。申告してみなければわからない部分もあって、行政としてどこまで補足できるかというところの部分は限界はあると思うのだけど、そういう意味では、他市のこういった78条の返還がどういう筋になっているのかということも、これ、資料として県に求めて、四日市の位置がどの辺にあるのかというのをやっぱり確定すべきではないかなと思うので、ぜひそれは早急に請求して委員会のほうにも報告いただけませんか。

市川福祉部長

今日中に取り寄せができるかどうかわかりませんが、資料が整い次第、各委員さんのところに配付させていただくということによろしいでしょうか。

樋口博己委員長

はい、それをお願いします。

よろしいですか。

豊田政典委員

同じ生活保護の関係ですけども、これは後で不正受給がわかったというのは、どういう経緯でわかったんですか。

市川福祉部長

年に1度、税台帳が更新されます。その際に生活保護の対象者につきましては税データを確認、全部をいたします。そのときに年金収入がさかのぼって支給されていたり、あるいは稼働収入が入っていたりということがわかりますので、それで発覚した分でございます。

豊田政典委員

それは、受給開始のときはチェックしないんですか。

市川福祉部長

受給開始のときは当然チェックしております。各銀行に全部預金についても問い合わせを行いますし、それから、税データについても確認します。ただ、受給後、就労を始められて、それをこちらに申告していない場合は、申しわけないのですが、年に1回の税調査のときしかわからないということがございます。それ以外には、働いているという情報、あるいは訪問したときにいないとか、そういったところで本人にただし、発覚する場合もございます。

豊田政典委員

先ほどの中森委員の切り口と同じところなんですけど、戻るんですけど、少し思い出したのは、話をしている中で、四日市が受けやすいんで仲介をしているという話も聞いたんですよ。あった。だから、同じことなんですけど、中森委員と。県内の比較データというのは、必要があればどうこうじゃなくてさ、たまたま中森委員と僕が打ち合わせをしたわけじゃないのに同じ話が出てきたということで、これをきっかけに、四日市、どうなっているのか、ほかと比べてね。それから、どんな評判が出ているのか、そのあたりをみずから調べ

ないかんですよ。そういう意識を持ってもらわないといけないなというふうに思います。

以上です。

樋口博己委員長

他の委員の皆様、よろしいですか。

(なし)

樋口博己委員長

副委員長、よろしいですか。

村山繁生副委員長

はい。

樋口博己委員長

済みません。私から一つ確認なんですけども、不正受給のところで、各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告という欄が、21年度から5件、9件、12件とあるんですけれども、これは、要するに行政側のサービスを、本来なら申請いただいて支給するという話だと思ってるんですけども、その相談を受けたときに、いろいろさまざま相談者の状況を確認すると思ってるんですけども、この無申告であって、結果としてこのお金を返還要求するということは、本来なら相談を受けたときにさまざま確認して、聞き取りしながら、その上で行政が後で確認して、できる限り、これはその時点で本人から申告してもらうようにアドバイスすべきだと思ってるんですけども、これはちょっと行政側の姿勢の問題かと思うんですが、これについてちょっとコメントをいただけますか。

市川福祉部長

これにつきましては、例えば、年金がもらえる予定である、あるいは遺族年金がさかのぼってもらえる予定であるということを保険をかけるときにお聞きします。そういった場合に、支給の決定、それから振り込みがあったときに必ずケースワーカーのほうに連絡をしてくれるようにということは、当然最初に生活保護をかけるときをお願いを申し上げる

のですが、それを怠られる方、あるいは故意に隠して、もう使ってしまったというような形で、発覚してからそのように申し開きをされる方がお見えになるということでございます。ですので、これについては、当然、確認をしておりますし、その申告をされない方がかりがここに載っているということではなくて、きちんともちろん申告していただいている方のほうが数としては当然多いということでございます。

樋口博己委員長

これ、当然、申告していればここに数字として上がらないので、申告されていない。ケースワーカーが1人、100人を今見ているというお話でしたけれども、その辺もやはりケースワーカーが仕事量が多いのかなというところもありますので、今後しっかりこういうことがないように、本人の責任以上にこちら側の相談を受けた側の、行政側のケースワーカーの責任もありますので、しっかりよろしくお願いしたいと思います。

中森愼二委員

済みません。今の生活保護の返還請求額が1919万8000円ですけど、生活保護している人にこれを返してくれって、実際に返してもらえるんですか。生活保護から天引きするというわけにもいかんわけでしょう。

市川福祉部長

生活保護からの天引きというのは、法的にはできないのですが、支給日にご自分で返還をしていただくように誓約書をいただいております。当然これ、一括は無理でございますので、何年間の分割払いということで、月々無理のない金額を返していただくという誓約書をいただいております。

中森愼二委員

実際は、これの滞納も発生しているわけやね。転居がわからなくなったとかいうのも一緒の話やね、保育料と。

市川福祉部長

返還途中に死亡されたというようなケースもございますし、それから、また外国人の方

であれば国外に行かれたというようなケースもあります。それもやはり先ほどの滞納、いろんな滞納と同じような状況は当然ありますし、また、生活困窮だから生活保護をもらわれているので余計にリスクは高いということと言えます。

中森慎二委員

これもやっぱり不納欠損処分ってしているんですか。生活保護の返還金額に伴う不納欠損処分というのも、本年度、23年度も行われているんですか。

橋本福祉部理事

今年度は、不納欠損処分は、現在のところはまだ行っておりません。

中森慎二委員

過去にもあったんですか、やっぱり。

橋本福祉部理事

過去、ずっと5年間、最近5年間の状況を確認してまいりましたんですけども、5年間はちょっと、不納欠損処分としてはしていないということでございます。

中森慎二委員

ということは、わずかずつでも返還していただいているという足跡があるということですか。

橋本福祉部理事

時効になる前にもう一度確認とかはさせていただいておるということでございます。

中森慎二委員

わかりました。

小川政人委員

関連して。

責めるわけじゃないけど、本当に天引きしとらへん。天引きはあかんと言ったけど、天引きしとるやんか。しとらへん。

市川福祉部長

こういう課題を抱えていらっしゃる方は、基本、窓口給付ということになっておりますので、窓口で現金給付をさせていただきまして、そこで納付をしていただくというような形にさせていただいております。

小川政人委員

いや、だから、本当に天引きしとらへんのかと聞いている。なかったらないと言うてくれたらいいんやけど。

市川福祉部長

今、許されているのは、家賃で家主さんから申し出があった部分については天引きが認められています。それ以外のものはない。ありません。

小川政人委員

あったらどうする。

市川福祉部長

どうしましょう。いえ、ないというふうに聞いております。こちらとしてもそのように確認しております。

小川政人委員

責めとるんではないんやけど、ある人から、ジャスコで偶然会うたら、生活保護費が一週に2万円ぐらい削られとるんやという話があって、課長に聞いたら、こういう何かの申告を忘れてあって、その分返してもろうとるんですわという話やったもんで、直接天引きやと思ったけどな。だから、それは了解を本人に得た、中身は了解を得て天引きしておるのかどうかは知らんけども、直接本人に減らされて生活保護費が渡っておったって聞いて、課長に俺、課長、「ああ、こういうケースなんですわ」と言って説明はしてくれたけど、

それは本人が悪いんやで、金返すのは当たり前やなと思って聞いておったけど、天引きやったと思うたけどな。

また、課長に聞くわ。

村山繁生副委員長

ごめんなさい。今、先ほど時効って言われましたけども、保育所の負担金でも、これは催告を行うも時効となった債権ということで、ほとんどその金額なんですけど、この時効は何年なんですか。

伊藤児童福祉課長

時効は5年になっております。

村山繁生副委員長

この生活保護の場合でも、これも毎月少しずつ返還ということはあるけども、もう5年たてば不納、そのときに欠損が生じるということだね。

橋本福祉部理事

5年でもう一度本人に確認させていただいて、時効の中断になるようにやらせていただいております。

村山繁生副委員長

時効のこの中断というのはできるわけですか。

豊田政典委員

手続をすると。

村山繁生副委員長

手続をすると。それは何年、別に中断というのは期限はないんですか。中断の期限というのは。

市川福祉部長

時効の中断といいますのは、本人さんが債権の、ただ単に手紙を送っただけではだめで、それを見てきちんと納付をするということをもう一度確約していただくというようなことができた場合は時効の中断というふうに認められるのですけれども、ほとんどの方については、こちらが催告を行っても、それについてお返事をいただけないという状態で5年が経過して、で、時効というような形になっております。

これについては、きのうも負担の公平性の問題から、もう少し催告をきちんと丁寧にやるようにということでご指摘をいただきまして、改めさせていただき所存でございます。

村山繁生副委員長

わかりました。

中森慎二委員

もう一つ。済みません、くどいようで。

今、小川委員のご質問になったところと関連するんだけど、今、部長が月々1万とか2万とか返してもらおうという確認、契約をして返してもらっていると言うんだけど、生活保護は月2回でしたっけ、窓口でもらえるのが、ここで。ああ、1回。そのときに、例えば僕が生活保護受給者で、月々2万円返しなさいと契約している、返済の分で。そうすると、10万円もらって、窓口で、これで2万円払っていきなさいと、こういうことをしているということ。天引きではないけれども、窓口で差し引きして自主的に2万円置いていきなさい、中森さんと、そういうことをやられているというか。

市川福祉部長

基本はそのように返還をしているというふうに聞いております。

中森慎二委員

うん、何て。

市川福祉部長

そのように返還してもらっていると聞いております。

中森慎二委員

わかりました。

樋口博己委員長

それでは、この資料についてはこの程度にさせていただきます。

それでは、補正予算のほうに移りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議案第78号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

樋口博己委員長

それでは、議案聴取もしておりますので説明は端的にお願いしたいと思います。

まず資料の確認をいただいて説明をお願いしたいと思います。

市川福祉部長

予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第3号）、福祉部、こちらの資料に基づいて説明をさせていただきます。

委員長がおっしゃいましたように、議案聴取会の際に説明をさせていただいておりますので、担当課長のほうから概略のみ説明をさせていただきます。

こちらの資料でございます。

予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第3号）、福祉部の分でございます。

全部で3件でございます。社会福祉総務費につきましては、福祉総務課長から説明をさせていただきます。

村上福祉総務課長

おはようございます。福祉総務課の村上でございます。

それでは、部長が申しました予算常任委員会資料、福祉部の2ページからご説明をさせていただきます。

補正予算書のほうは18ページから19ページになってございます。

6月定例月議会でもご審議をいただきました地域支え合い体制づくり事業補助金でございますけれども、6月の追加募集に際しまして3件の応募がございまして、3件とも県の内示を受け、補正計上させていただいたものでございます。

まず内容でございます。

一つ目の塩浜地区社会福祉協議会の事業でございますけれども、こちらは「声かけ運動」など、地域見守り運動を展開する中、支援を必要とする対象者に非常時備品グッズを配布するものでございます。補助金は324万円でございます。

二つ目の三重西連合自治会の事業でございます。こちらは三重団地が中心の地域になってございますけれども、高齢者世帯等の在宅生活を支援するため、日常生活サービス支援システムを構築するものでございます。補助金は229万4000円でございます。

3番目の「健康サポートあさひっこ」の事業でございます。この団体は高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを目指して2007年から活動している市民団体でございますけれども、高齢者向けに地域課題を議論する地域課題事業を立ち上げるものでございます。補助金は62万8000円でございます。3件合わせまして616万2000円、補正所要額でございますけれども、全額、県支出金で充当したいと考えてございます。

3ページでございます。

3ページは、参考として、本市でのこれまでの当補助金を活用してもの事業一覧を挙げてございます。このうち1点だけちょっと補足をさせていただきます。

平成24年度の第1次分でございます。合計欄の下に県補助金の合計がございます。7市町22事業と書いてございます。私、6月定例月議会の折、県全体で19事業とご説明をさせていただきます。その後、県のほうで3事業が追加されて計22事業になってございます。説明は以上でございます。

伊藤児童福祉課長

おはようございます。児童福祉課の伊藤でございます。

私のほうからは2件の補正をお願いしております。

4ページのほうをごらんください。

保育所整備事業（窓ガラス飛散防止）でございます。理由といたしましては、地震などによりガラスが割れたとときに、園児らのけがを防ぐため、窓ガラスの飛散防止対策を行い、保育環境の整備を行うものでございます。工事費といたしまして1430万円を計上させていただくもので、財源といたしましては全額が一般財源となっております。

追加資料の請求をいただいております工程表についてご説明をさせていただきます。

委員会の追加資料といたしまして、保育所整備事業（窓ガラス飛散防止）の進め方をあらんください。

よろしいでしょうか。

樋口博己委員長

皆さん、ありますか。A 4 横の分ですけれども。

はい、お願いします。

伊藤児童福祉課長

補正のほうをお認めいただけましたら、工程表にお示しをさせていただきましたスケジュールで保育園ごとに現況調査、設計を行い、地区内業者を中心といたしまして発注をし、現場施工を行い、できるだけ早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

工程表のほうの説明は以上でございます。

次に、5 ページのほうにお戻りいただきまして、2 件目の民間保育所整備事業についてでございます。

これは、民間保育所の施設整備に要する経費への補助でございます。社会福祉法人川島福祉会の川島保育園園舎の老朽化に伴い、雨漏れ対策を行うものでございます。

ことしの6月の台風4号の際に、外部のクラックから大量の雨漏れが発生しまして、年度内の工事が必要となったためお願いをさせていただくものでございます。

補正予算額といたしましては959万2000円で、財源といたしましては県支出金が639万4000円、一般財源が319万8000円となっております。

私からの説明は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

樋口博己委員長

それでは、説明は以上のとおりであります。

中森慎二委員

民間保育所の整備事業（窓ガラスの飛散防止）の件ですが、教育委員会も小学校、中学校の対策をやるようなのが上がっているのですけれども、そのときもちょっとお願いをしたのですが、できるだけ分割で発注して、地元の業者さん、広く受注できるような発注方法をぜひ検討いただきたいということをお願いしたいと思いますので。

それと、もう一つ。これ、公立保育園なんですけど、対象が。民間保育所の窓ガラス飛散防止対策の対策状況というのはどうなんですかね。もしそれが低いなら、市民の方々からすると同じ保育料を払って保育してもらっている中で、公立はこういう形でガラス対策をやってもらったけど、民間はやっていないと、こういう部分だとすると、民間への補助メニューも考えると、そういうことも必要じゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうですかね。

伊藤児童福祉課長

民間の保育園様のほうが窓ガラスの飛散防止対策のほうは進んでおられる状況でございます。全ての園舎でされておられるところもあります。そういった中で、補助メニューにつきましては、毎年15万円を上限といたしまして補助メニューがございます。このメニューを活用いただいて、ここ数年の間に整えていただいている園が数園ございます。また、今回、補正予算をお願いさせていただくに当たりまして、民間の保育園様につきまして、公立がこういった形をしますので、補助メニューのほうもお示しをさせていただいて、同じようにまだのところについてはお進めいただくような要請をかせさせていただいたところでございます。

中森慎二委員

そうすると、何、民間保育所は一部先行してやっているところもあるけれども、まだ未実施のところもあると、そこに対して補助メニューを示して、年度中にも民間保育所から補助請求があればやれるということですか。それは既決予算でやるということ、どういうことですか。

伊藤児童福祉課長

保育所事務事業費という形で、これは扶助費でございます。扶助費のメニューの中に15万円という枠がございます、そちらのほうで、既決予算の中で申請があれば毎年認めさせていただいておるものでございます。

中森慎二委員

だけどさ、15万円で全部対策ができるんならいいけど、1年で、公立保育所はこの24年度中にやろうとしているわけじゃないですか。だから、民間保育所もそれにあわせてできるように、例えば15万円というのを増額してあげると、だから、単年度でできるように民間保育所もレベルを合わせましょうというような話をしているということではないんでしょう。あくまで15万円の枠の中でやれるんならやったらどうですかと、そういう話なんでしょう。だから、そうじゃなくて、公立保育園と同じ足並みをそろえて民間保育所も割り増ししますから、補助を、今年度で完了できるようにやったらどうですかという指導をすべきじゃないかということをお願いしている。

伊藤児童福祉課長

既に民間保育所の、私のほうの説明が申しわけありませんでした。民間保育所のほうはかなりこの飛散防止対策を、調べさせていただいた段階で、公立保育園よりも早くからこのメニューを使っていただいて、単年ではなしに、1年に25万で継続して2年、3年と実施していただいているところも実際ございました。そういった中でまだのところにつきましてはこちらのメニューをというご案内をさせていただいているところでございます。

ただ、実際、飛散防止につきまして、中森委員のほうからもお話をいただきましたので、そういったことで考えていただけるところがあれば、またこちらのほうからご調整をさせていただいて早期の飛散防止対策が進むような形で考えてまいりたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

中森慎二委員

これは改めて聞きますが、民間保育所の窓ガラス飛散防止対策は、何園、何%できているんですか。

大西児童福祉課管理係長

児童福祉課の大西です。よろしくお願いします。

今、私立の保育園のほうなんですけども、25園ございまして、全部、全て実施、一部対処済みを含めて22園ございます。ですから、課長が先ほど申しあげましたように、まだ全く対処していないところが、現在、3園ございまして、その3園を中心に今後とも指導並びに調整を行っていきたいと考えております。

中森慎二委員

だから、その3園が、1園当たり15万円の通常予算で24年度中に窓ガラス対策が完了できるのであればいいんだけど、できないのであれば、民間の補助額を増額してでも公立保育園と同じように24年度中に飛散対策ができるように指導すべきだし、そういう予算の裏づけも考えるべきじゃないかということをお願いしているんです。そういう気持ちがあるのかなのか、教えてください。

伊藤児童福祉課長

まだ飛散防止のほうがなかなか進まない状況がございましたら、こちらのほうから早期に対応をとっていただくように指導させていただくとともに、また、それにつく工事費につきましては必要経費の分について補助をさせていただくように考えさせていただきたいと思います。そのときにはまたひとつよろしくお願いをいたします。

中森慎二委員

早速、じゃその趣旨を民間保育所に通知をしてください。子どもの安全対策のためにも、これ、やるべきだと思うので、公私の保育園の格差是正も含めて、安全対策としての意味ですから、あとの残りの3園が完全に24年度中にできるような方策をぜひ考えていただきたいと思います。

この予算については別に異論はありませんので、よろしくお願いします。

以上です。

樋口博己委員長

済みません。先ほど22園と言われましたけれども、22園は100%できているということ

で確認をさせていただきます。

大西児童福祉課管理係長

対処済みと一部対策実施を合わせて22園でございますが、一部対策実施につきましては、現在、7園でございますので、若干、その各年、15園で経年経過の中で対処済みがしてありますけれども、一部まだ対処済みでないところが残っているということでありまして、そのあたりも再度確認をしまして、先ほど申し上げましたように、まだ対処していない3園とあわせて指導のほうを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

樋口博己委員長

はい、よろしく申し上げます。

山口智也委員

関連で申し上げます。

教育委員会的时候にも言いましたんですけども、今回、補正というタイミングでスピーディーに安全対策をしてもらったということは大変評価をしておるんですけども、確認をさせてもらいたいんですが、園によっては、公立の場合もほとんど完了しているところとまだそうでないところという差があると思うんですが、今回のこの10月の現況調査でさらに全ての園をもう一度洗い直して必要な箇所を調べていくということなのかというところが1点と、それと、現在、総ガラスの面積の何%まで施工されていて、今回のこの対策で、今年度の工事で何%まで工事が行くのかというところ辺、わかれば教えていただきたいと思います。

伊藤児童福祉課長

今回の調査で全てのガラスを再度現況調査としてさせていただきます。今、各保育園のほうからの報告としていただいております状況ですと、約6割弱が対応済みということで、4割強を、今回、補正予算をお願いさせていただいて対応させていただくということで、できればこれで100%に行きたいと考えておるところでございます。

山口智也委員

お子さんたちが一番長いことおられる教室なんかは大体されているかと思うんですけども、廊下とか、その辺の部分もしっかり対策を打ってもらうように集中的に検査していただくようお願いしたいと思いますけども。

伊藤児童福祉課長

今回の窓ガラスの枚数は、廊下とか給食室なんかも含めた全ての枚数になっております。

山口智也委員

確実に工事のほうを進めていただくように、よろしくお願いしたいと思います。

日置記平委員

さっき問い合わせがあった安全ガラスの発注に関して、市内の事業所をということについてのコメントはどうやったのかな。

伊藤児童福祉課長

中森委員のほうからも分割発注をするなど、地元のというふうなことでいただいておりますので、園ごとに地元地区内の業者様を中心として発注をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

日置記平委員

分割と一括って、そういう考え方があるんですか。それは予算の関係で分割にするのか、何なんやろ。

伊藤児童福祉課長

今回の保育園のほうにつきましては、保育園、園舎ごとに、内部保育園は内部保育園を一つにまとめて一つの業者さんをお願いしていくという考えでおります。

日置記平委員

それは市内の企業を主体にするという考え方はあるんですか。それともないんですか。

伊藤児童福祉課長

地域の保育園は地域の業者様を中心として発注していきたいと考えております。

日置記平委員

それで、四日市市として全体としての調達については、もう既にそういう方針が決められてるんやろか、それともこの部局だけですか、そういう考え方。

伊藤児童福祉課長

今回のガラスの飛散防止につきましては、早期になるべく完成したいということでございますので、地域の業者様のほうのお力をおかりさせていただく中で広く進めさせていただきたいと考えております。また、保育園につきましては、通常の修繕なり、いろいろ出てまいるんですけれども、これも基本的には地区内の業者様があられば、そちらのほうにお願いしていくというのが原則になっております。

日置記平委員

原則ね。

僕が聞きたいのは、今、ここは福祉部の審査をしているもんで、全庁的にそういう考え方という決定はされてるんやろかなということもちょっとあわせて聞きたかった。

伊藤児童福祉課長

全庁的にもこの事業に、工事なんかにつきましては同じ考えでございます。私はちょっと言葉足らずで原則と言いましたけれども、やはりその地域内にそういった業者さんがなければ地域外のほうにお願いする場合がありますけれども、業者様があられば地域の業者様にお願いをさせていただくという形でございます。

日置記平委員

少し前のことになるんですけど、北川知事のとくに、これ、全部撤廃されていたんですよ。もう県内、県庁が発注するものは大体主体的に県内のというのが知事のとくに全廃されて、自由競争の中に全国の企業から、いいメーカーがいいものをより安くという方

法に変わって、全部全廃されて一時混乱を、まあ当然やね。それで、それからいろいろと県内のいろんな、例えば今、これはガラスの業者かな。ガラス組合というのがあって、ガラス組合が騒然として陳情したとかね。給食だったら給材を県内で調達したのが、安ければ県外からも堂々と買うというふうにもう開放されてしまったという時期がありましてね。最近いろいろなところで地産地消という方向性が随分出てきているので、たまたまそのようなことがあったんで、全庁的に、今ここは皆さん方の担当だけど、そういう方向性があるのかどうかということちょっと聞きたかったんで。

はい、ありがとう。

豊田政典委員

民間保育所整備事業の川島保育園のほうですけど、こういうのは県のほうからメニューが示されて、それを各民間保育所に知らせて募集するのか、それとも、川島保育園が、要請があって、それを県に申請するという形なのか、どういう経緯なのかなと思って。

伊藤児童福祉課長

今、豊田委員のほうからおっしゃいました後段部分の施設のほうでこういったことがやはり経費として必要になってくるということで、まずご相談をいただきます。そういった中で、これが補助メニューのほうに、県のメニューのほうにあるのかないのかということで確認をさせていただきまして、メニューがあれば、やはりそちらのほうを活用させていただいて進めさせていただくという形になっております。

豊田政典委員

そうすると、全ての民間保育園はそういう補助制度があるということは知っているんですか。

伊藤児童福祉課長

今回のような施設の整備と、ハード面の整備という形につきましては、「安心こども基金」という中で補助メニューがあられるということは全ての民間保育所様のほうはご承知されておられるところでございます。

豊田政典委員

もう一つ、窓ガラス飛散防止ですけど、予定枚数は大体何枚くらいですか。

伊藤児童福祉課長

今回予定をさせていただいておりますのが5000枚弱でございます。

豊田政典委員

教育委員会が2000枚余りで、単価を少し計算すると、保育園のほうが、そうするとどうなのか、その辺の予算額を決めるときに教育委員会とのすり合わせというか、ガラスの大きさとかも違うのかもしれませんが、形状とか、そういうのはやっているんですか。

伊藤児童福祉課長

それぞれ教育委員会、福祉部のほうからこういった試算なんかをさせていただいて、そういう財政のほうで調整もしていただいた上で、1枚当たりの面積、やはり大きさによっても異なりがございますので、設計を試算させていただいております。

豊田政典委員

福祉部のほうが安いですね、全然。予算がね。1枚で割り算すると。大きさ、1枚1枚大きさを。

伊藤児童福祉課長

ひょっとして細かいガラスが多いのかもわからないでございます。学校なんかですと1枚当たりがかなり大きいガラス。

豊田政典委員

幼稚園。

伊藤児童福祉課長

幼稚園でございますか。

村山繁生副委員長

ちょっと関連で。

今の川島保育園の補助メニューなんですけども、この改修工事の全額は幾らなんですか。

伊藤児童福祉課長

工事費全体といたしましては1278万9000円という形でございますして、その経費の4分の3を補助させていただくという形でございます。

村山繁生副委員長

4分の3ということ。そのうちの県が、割合、計算すればいいけれど、簡単に言うてください。いわゆる規定があるわけですよ、これ。

伊藤児童福祉課長

総経費が、今、1278万9000円でございますして、4分の1は川島保育園様のほうで出させていただくと。残りの4分の3の半分を県のほうで。済みません。全体の2分の1、半分を県のほうで、残りの4分の1が市のほうで出す形になります。

村山繁生副委員長

これも全てのそういうあれは、この規定は一緒なんですか。工事によって違うんですか。

伊藤児童福祉課長

全ての工事についてこういった形になっております。

村山繁生副委員長

ありがとうございました。

樋口博己委員長

では、よろしいでしょうか。

山口智也委員

もう一点、済みません。

地域支え合い体制づくりの件でお聞きしますけれども、県の事業で23年度からずっとさまざまな地区で地域の支え合いの団体が立ち上がってきておりますけれども、この団体が継続して活動していくためには、行政の側がよきパートナーとなって相談の窓口というのがやっぱりどうしても必要かと思うんです。人的な支援であったり、どういうふうに活動を続けていったらいいのかというノウハウの部分であったりという、そういう相談の窓口というのは、これは福祉総務課さんが、今回のこの事業、さまざまな地区の窓口になるのか。必要によっては市民文化部であったりとか危機管理室であったりとかというところ辺も関係してくると思うんですけれども、そこら辺の調整は全部この福祉総務課さんが担っていただいて窓口になるのかというところ辺が、ちょっとわからないもんですから教えてください。

村上福祉総務課長

福祉総務課の村上でございます。

今、委員がおっしゃられましたように、この補助金は単年度限りという補助金でございますので、次年度以降、どうしようかという中で、そういう中であっても継続していただく、こういう地域の支えを継続していただくということがございます。その中で、今般お示しさせてもらった中には、当然、地区で取り組んでいただくもの、いわゆる地区社会福祉協議会とか連合自治会を中心に取り組んでいただくもの、それから、いわゆる施設整備、施設の地域活動の拠点整備、こういった部分につきましては、これは平成23年度に数力所やっております。これは介護高齢福祉課所管の施設、また、障害児をお持ちのご家族のための施設ということで、私ども障害福祉課が窓口になってございます。この補助申請を上げるに当たりまして、そういったそれぞれのカウンターパート、いわゆる介護高齢福祉課、また、障害福祉課が中心となって協議を重ねて申請に至っておるということでございますので、今後、そういった部分についてはそれぞれの所管課、それから、地域の団体につきましては、この審査を上げるに当たりましては地区市民センターを中心にご相談くださいということも言っておりますので、当然地区市民センターもかかわるということでございます。それから、当然福祉総務課もこういった地域福祉を推進していくという立場から、先般も部長も申しましたけれども、当然私どもも今後もいろんなニーズ調査、どう

いった支援が必要かという中では、今年度、そういった調査もやる予定をしておりますけれども、こういった補助を受けられた団体につきましてもきちっとお声を聞きながら今後反映させていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

山口智也委員

いろんなところがかかわっていただいているので、それぞれが連携を密にさせていただいて、情報交換していただきながら地域を支えていただくということで進めていただきたいと思います。

以上です。

樋口博己委員長

よろしいですか。

それでは、採決に移らせていただきたいと思います。

福祉部予算常任委員会教育民生分科会、議案第78号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費につきまして、可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

樋口博己委員長

本補正予算は可決をさせていただきました。ありがとうございます。

〔以上の経過により、議案第78号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

日置記平委員

ちょっと聞きたいことが。もう終わったやろ。ちょっと教えてくれん。

樋口博己委員長

はい、どうぞ。

日置記平委員

地域子育て支援事業というところね。この事業と県の子ども局とは連動する、連動というか、関係ある事業やるか。

伊藤児童福祉課長

特に連動という形ではされていないんですけれども、県のほうは県のほうの事業としてNPO様を中心としてララスクエアの4階でございますかね。あちらのほうで、常設とまではいかないんですけれども、場所を局のほうでいろんなNPO様のほうで支え合いの活動なんかをされておられますし、また、企業様のほうも地域支え合いということでの運動なんかを、啓発なんかをされておられるという形で、市も同じように地域の子どもの支え合いというのは子育て支援センターなんかを中心としてさせてはいただいておりますけれども、同じような形で事業を展開しているという形のものではございません。

日置記平委員

何で一緒にしてへんのやる。というのはね、これ、四日市地域子育て支援とか入っているな。三重県は「三重県」が入っているか、三重子育て支援ネットワーク。あれ、子ども局やろうて。で、年に1回、大きなイベントをやってやんか。あんたらの顔、見たことないもんで、これ、何で県だけひとり歩きして何で地域に支援を求めてアピールをせんのやろうと思うたもんで、ここにこれが出てきた。この目的がここに書いてあるのね、目的。第2条のどこ。これも一緒なんやるな。ただ、ここに文字が一つ、この位置に足らんのは、ここに地域において子育て、親子の交流等と書いてあるの、地域の。この県の子ども局の三重県子育て支援ネットワークは、ここに事業所が入るのや。本当はこれも事業所を入れたら、つまり、事業所とは大きく連動しているもんで、それをここでも入れたほうがいいなというのと、同時に、県があるのに、県は県で、どうぞやってください、四日市は四日市でどうぞ、隣の鈴鹿は鈴鹿、やんなはれってな。ばらばらとは言わんけど、一つの目的があんのに、目的は一緒やんか。そうしたら、県の事業にずっと乗っかっていたら、楽という言い方はおかしいけど、より内容があって、そして、実際の投資効果があってという

ことになるやろな。だから、つまり、目的というのは、ここにくりがあったら、この14市15町の相乗効果がより大きくなるん違うかなと思うんやけど、その辺のところは県からは、一つと言ってこういう手が差し伸べられていないのか。こっちからは、そうしたらどやなんねんって言ったこともないのか。

ごめん。ちょっと違うけど、ここに出とるもんで、ちょっと関連で尋ねたんやけど、ちょっと思いを聞かせてくれる。

市川福祉部長

今のところ、虐待防止とかについての連携は結構続いているんです。キャンペーンなども連携させていただいているのですけれども、子育て支援活動といいますと、やっぱり市のほうがどっちかというと市民に近い場所にありますので、より現場という形での子育て支援センターの運営は地域密着型でやっています。県さんがやられるのは大きなイベントという感じのところが多いです。そこにうちが参加することは別にやぶさかではありませんし、あとは市が育成した団体も参加をしておりますので、今後また新しい部局ができた時点で政策的に親交できるかというふうに思っております。

思いとしてはその程度です。

日置記平委員

これから先へ入ると時間はなくなるんで、私としては興味のあるところなもんでちょっと確認をしたんですが、また、県のほうと私なりに情報交流して考えがまとまったら提案します。

樋口博己委員長

ありがとうございました。

委員の皆様におきましては、理事者の入れかえがありますので、10時10分から健康部の決算審査を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

9 : 5 9 休憩

樋口博己委員長

それでは、再開をさせていただきたいと思います。

それでは、健康部の審査に移りたいと思います。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費中健康部所管部分

第3款 民生費

第1項 社会福祉費中健康部所管部分

第5項 国民健康保険費

第4款 衛生費

第3項 保健所費

第10款 教育費

第1項 教育費総務費中健康部所管部分

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

樋口博己委員長

では、健康部長、一言ご挨拶を。どうぞ座って、どうぞ。

中濱健康部長

おはようございます。

健康部でございます。決算が、今回、健康部がお願いするものでございまして、一般予算、それから、特別会計が2件ございます。それから、協議会もひとつよろしくお願いたしたいと思っておりますのでございます。

平成23年度につきましては、保健所政令市となりまして4年目を迎えた状態になったところでございまして、総合計画の策定の初年度に当たりまして、健康部としましては、健

康寿命の延伸、それから、健康づくりに対します機会を拡大していく、これに取り組んでまいりまして、特にやはり心と体の健康づくり、あるいは地域医療体制の確立、整備、それから、各種相談業務の充実ということをつの大きな視点としまして23年度は主たる取り組みとしてやらせてもらってきたというような内容になっております。

予算執行におきましては、予算の効率や効果などを十分に検討いたしまして、実施及び取り組みにつきましては、できる限り市民や関係団体との協働をベースといたしまして、工夫や見直しを行いながら適正執行に努めてまいったところでございます。

詳細は各担当課長から逐次ご説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどを賜りまして、ご承認を賜ればと思っております。

資料につきましては、聴取会の際にもご審議いただきました決算の委員会の追加資料と書かさせていただいてございます資料をベースにさせていただきたいと思っております。追加資料と書いてございます。それから、主要実績の報告書、こちらをあわせて見ていただければと思っております。

それでは、各担当のほうからの説明に入らせてもらいますので、よろしく願いいたします。

樋口博己委員長

この資料は、一番最初に机に用意させていただいた、クリップでとめてある追加資料になります。

はい、お願いします。

加藤健康部次長

まず健康総務課所管の保健医療事業につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付の追加資料の2ページから6ページになります。

まず2ページのほうからごらんいただきたいと思います。

1、地域医療の推進についてということございまして、平成20年度より関係機関とともに安全の地域医療検討委員会を設けまして、在宅を中心といたしました地域医療の体制構築のための検討を進めてきておりまして、23年度におきましては、在宅医療関係者が現状の課題と目標、それぞれの取り組みについての共通認識を確認したところでございます。

また、具体的な事業といたしましては、在宅医療の重要な担い手となります訪問看護師

養成研修を実施をいたしております。これは資料の3ページになりますけれども、現役及び現役を一旦離れました潜在看護師が、訪問看護に必要な知識、技術を習得をして実際の訪問看護に従事できるよう支援するというを目的として開催したものでございまして、参加人数は、講座の全課程の受講者が14名などとなっております。この訪問看護師養成研修に先立ちまして、次のページ、4ページになりますけれども、潜在看護師を対象といたしまして、現役復帰を考える機会とするために、訪問看護師、あるいは急性期病院に復帰した経験者から座談会方式で直接話を聞く場を設けたところでございます。

また、在宅医療を推進する上で市民の理解と協力が不可欠ということから、広報特集号や市主催による講演会のほか、市民みずからの企画による在宅医療についての啓発活動に対しまして、その費用の一部を補助する制度を新たにスタートさせまして、23年度、4団体の啓発活動に対しまして補助金を交付したところでございます。

5ページにそれぞれの活動内容について一覧で整理してございますので、ご参照いただきたいと思っております。

この間、6ページになりますけれども、市民を対象といたしました講演会を開催したところでございます。

以上のように訪問看護師の養成から潜在看護師発掘へ向けての取り組みによる地域の看護力アップのほか、さまざまな形での在宅医療の周知、啓発の機会を提供できたというふうに考えております。

今後の課題といたしましては、在宅医療の後方支援体制の観点から、病院と診療所、診療所と診療所間の連携体制の強化に向けた取り組みが必要というふうに考えております。

続いて、2ページでございますけれども、2の救急医療・医療安全対策についてでございます。

医療安全の確保を目的といたしまして、医療法に基づく医療機関への立入検査を実施したほか、救急医療体制を確保するため、応急診療所の運営、二次救急を担う病院群輪番制参加医療機関に対しての運営費補助を行ったところでございます。また、三重県を含めた四日市地域における救急搬送、救急体制の充実を図るため、四日市地域救急医療対策協議会を開催いたしまして、関係機関との連携に努めたほか、23年度につきましては、東日本大震災へ支援を行いました関係機関の活動報告会を開催いたしまして、災害時の医療体制や支援体制についての情報共有を図ったところでございます。

今後の課題といたしましては、救急医療につきましては、下のほうの括弧になりますけ

れども、救急車の適正利用の観点からも家庭での看護や病気に関する知識の普及、かかりつけ医を持つことの啓発について取り組んでいく必要があるというふうに考えております。また、医療安全管理につきましては、引き続き医療機関への定期的な立入検査の実施、それから、点検等、医療事故防止対策等に係る情報提供等の支援を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

健康総務課からは以上でございます。

藤田健康づくり課長

引き続きまして、健康づくり課の説明をさせていただきます。

資料につきましては、7ページから12ページでございます。

まず7ページ、保健事業についてでございます。

健康づくり課におきましては、市民が支え合い、健康で自分らしく暮らせるまちを目指しまして、妊産婦、乳幼児、成人及び高齢者の方々を対象に、7ページに挙げてございます母子保健、予防接種、成人保健、健康づくり推進、食育推進ネットワーク、健康増進センターの各種事業を母子保健係、成人健診係、健康づくり係の3係及び健康増進センターで実施しております。

8ページをお願いいたします。

8ページに主な経費を挙げさせていただいております。保健所費のうち、保健対策費、健康増進センター費、予防費、そして、介護保険特別会計の地域支援事業のうち、介護予防事業費として合計18億8400万円を執行させていただいております。

9ページをお願いいたします。

妊産婦・乳幼児健康診査事業として2億9300万円を執行させていただいております。妊婦の健康診査14回分を公費負担いたしまして、母子の健康管理と安全な分娩を支援いたしました。また、里帰り出産のために県外の医療機関で受診された方へも補助をさせていただいております。(2)のところでは23年度の受診状況でございますが、1回から5回目が93.3%、6回から14回目が74.3%となっております。(3)の乳幼児健診でございますが、4カ月、10カ月の健診につきましては医療機関へ委託しております。また、1歳6カ月、3歳児健診は保健所で実施しております。受診率はごらんとおりでございます。今後とも妊娠期から継続的な途切れない支援を行いまして、健全な発育、発達のための支援を行ってまいりたいと考えております。

10ページをお願いいたします。

子宮頸がん等ワクチン接種事業といたしまして5億3700万円の執行をさせていただいております。この事業につきましては、平成23年の2月から開始しました任意予防接種の子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンを無料化することによりまして接種を促進して病気の予防と重症化の防止を図ったところでございます。今後も予防接種の必要性でありますとか接種時期について周知徹底を図りますとともに、適切に接種できるように啓発してまいりたいと考えております。

次、11ページをお願いいたします。

検診事業及びがん検診推進事業といたしまして3億6900万円を執行しております。がんは本市の死因の1位となっております、全死亡の中の約3割を占めております。しかし、早期発見、早期治療によるがんの死亡の減少を図るために、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん、この五つのがん検診を実施しております。平成21年度から実施してまいりました子宮頸がんと乳がん検診の無料クーポン券に加えまして、23年度からは新たに大腸がんの検診を加えて、節目の年齢に達した人に無料クーポン券を送付いたしまして検診の受診啓発を行ったところでございます。

無料クーポン券の利用率は、子宮頸がんが34.7%、乳がんが32.1%、大腸がんが15.7%となっております。五つのがんの受診状況はこの表のとおりでございます、23年度の五つのがんの平均を出しますと21.2%となっております。がん検診の受診促進と未受診者への啓発に今後も努めてまいりたいと考えております。

また、12ページでございますけども、健康ボランティアの活動状況を事業ごとに、事業内容、開催場所、回数を挙げさせていただいたところでございます。

健康づくり課、説明は以上でございます。

村上保健予防課長

保健予防課の村上でございます。お願いいたします。

13ページの保健予防・精神衛生事業につきましてご説明させていただきます。

1、結核対策事業につきましては、結核患者に対し、医療費公費負担や服薬指導等により治療支援に当たると同時に、感染の恐れがある接触者に対する健診や感染予防指導等により蔓延防止に努めました。今後とも高齢者施設等は集団感染リスクが高いことから、早期発見や感染拡大防止の研修会を重点的に実施してまいります。

2、感染症対策事業・感染症発生動向調査事業につきましては、0 157等の患者に対し、感染原因の調査や感染の恐れがある関係者に対する検診等により感染拡大の防止に努めました。また、0 157やインフルエンザなどの流行期に入る前から感染の注意喚起と予防方法を広報するとともに、集団感染率が高い高齢者施設を中心に感染予防の研修会や出前講座を重点的に実施しました。そのほかエイズ対策や感染症発生動向調査もあわせて実施いたしました。

以上の取り組みにより、感染予防の普及に努めるとともに患者の療養支援を図ることができました。今後とも感染予防を広く普及させることも重要であることから、感染症に関する周知・啓発と健康教育を積極的に進めてまいります。

3、難病対策事業につきましては、特定疾患医療費給付制度の申請受付を行い、重症者の聞き取り相談も行うなど、難病相談を実施いたしました。また、ケア会議により、主治医や訪問看護師、訪問看護師等と連携を図るとともに、関係職種に対して難病研修会を重点的に実施いたしました。今後とも、患者等のニーズは療養や介護の問題であることから、医療機関や看護、介護サービス提供者と連携を図りながら患者の療養支援を推進してまいります。

4、精神保健対策事業につきましては、14ページにわたりますが、精神保健福祉手帳認定と自立支援医療（精神通院医療）給付制度の申請受付を行いました。また、「こころの相談」では、精神保健福祉士による相談を新設し、相談支援を実施するとともに、四日市早期支援ネットワークにより思春期からの相談支援に取り組むなど、要支援者に対し、早期支援及び継続支援に努めました。また、「心の健康づくり」、正しい知識の普及啓発では、講演会や講座等を実施する一方、メンタルパートナー養成事業、四日市アルコールと健康を考えるネットワークによる啓発事業に取り組み、精神障害等に関する理解不足や偏見の解消に努めるとともに支援者育成を図りました。

以上の取り組みにより、精神障害者等の療養支援に努めるとともに理解者、支援者の育成を図ることができました。今後とも理解者、支援者がふえ、早期支援と継続支援により安定した療養生活を送ることが重要であることから、正しい知識の普及啓発を積極的に進めるとともに、相談支援を充実させてまいります。

5、未熟児等援護費等の医療給付につきましては、未熟児養育医療費を給付するとともに、小児慢性特定疾患医療給付制度の申請受付、また、自立支援医療（育成医療）給付制度の申請受付を行い、患者の療養支援を実施いたしました。

今後とも患者や家族のニーズは適切な医療であることから、医療給付に取り組んでいきます。

以上のほか、15ページには、感染症対策状況、医療給付状況としまして、保健所設置の平成20年度からの推移をご報告させていただいております。そして、16ページには精神保健対策状況といたしまして、その推移を報告させていただいております。

説明は以上でございます。

市川衛生指導課長

衛生指導課、市川です。よろしく申し上げます。

衛生事業につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料では、決算常任委員会追加資料の17ページから20ページ、それから、主要施策実績報告書ですが、これは130ページから131ページの項6食品衛生費と、それから、136ページから139ページの目7生活衛生費、それから、もう一点ですけど、歳入歳出決算書につきましては214ページから217ページでございます。

食の安全・安心対策事業、薬事関係対策事業、動物愛護管理対策事業、環境衛生対策事業の大きく四つの事業で順にご説明申し上げます。

まず決算常任委員会追加資料の18ページをごらんください。

食の安全・安心対策事業費についてご説明申し上げます。

平成23年度四日市市食品衛生監視指導計画に基づきまして、監視指導、食品の抜き取り検査、我々は収去検査と申しておりますけど、こういったものを行いまして安全な食品の流通の確保と健康被害の防止に努めました。また、食品衛生責任者の養成や資質の向上を図るため衛生講習会を開催しまして、市民の方々に対しましても食中毒予防に向けた講習会や広報誌による啓発を行いました。許認可別の食品衛生監視実績につきましては決算常任委員会追加資料の18ページの中段に記載のとおりでございます。

続きまして、食品検査事業費の食品の抜き取り検査の成績ですが、これは決算常任委員会追加資料の19ページの中段に記載のとおりでございます。

本事業の課題につきましては、今後さらに食品流通の広域化や生活水準に伴う食品に対するニーズの多様化が進みまして、食品を取り巻く環境は大きく変化することが予想され、近隣自治体と迅速な、そして、密な連携を強化しまして、食品の製造から消費に至る重点的な監視体制、さらには、事業者への自主衛生管理を促す必要があると考えております。

また、市民や事業者の皆さんに対しまして正確な情報を市のホームページや広報など、メディアを活用しまして迅速に提供してまいります。

続きまして、決算常任委員会追加資料の17ページの2、薬事関係対策事業費をごらんください。

薬事審査指導事業では、改正薬事法に伴います医薬品販売制度の遵守や医薬品等の有効性・安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業者等に監視指導を行いました。また、薬物撲滅運動推進事業費では、平成23年度より教育委員会と連携しまして、小学校、中学校の薬乱の教室、こういったところへの講師の派遣を行いました。また、指導員や市民の方々と協働で大麻、ケシ撲滅運動、さらには、地域住民の方々とキャンペーンを開催しました。全国で問題になっております脱法ハーブ対策では、三重県、さらには、三重県警と合同で立入調査も行いました。

今後の課題につきましては、薬物事犯の検挙者数が全国的には減少しておらず、薬物乱用防止に向けた民間団体、さらに学校、警察と連携しまして、本市の実情に応じた薬物乱用防止活動を行い、また、脱法ハーブ対策としましては、関係機関と連携しまして、引き続き立入調査や、市民の皆さんに対しましてはこの違法薬物に関する情報を発信して、さらには啓発が必要であると考えております。

続きまして、動物愛護対策事業費ですが、決算常任委員会追加資料の20ページをごらんください。

動物愛護管理費ですが、幼稚園児や小学生の低学年を対象にしまして愛護教室を開催しました。また、市民からの相談に対しまして、適正飼養、さらには終生飼養、所有者の明示、こういったものの重要性について積極的に助言、指導を行いました。飼い犬の引き取り数は減少してはおりますが、子猫の収容数が依然として300頭以上のため、避妊、去勢手術の有用性を引き続き啓発するとともに、平成24年2月からは子猫の譲渡事業を始めました。犬猫の抑留収容数につきましては主要施策実績報告書の138ページのほうをごらんください。

今後の課題ですが、犬猫の引き取りは減少傾向にあるものの、市民の方からの相談・問い合わせは年間3500件ありまして、失踪、放し飼い、さらにはふん尿等のモラルに関するものが多くあります。飼い主の責任が徹底されてなく、また、動物の習性への知識不足に起因するものでありまして、行政だけで解決するという事は非常に困難な状況にあります。こういった意味でも、市民の皆さん、さらには獣医師会、ボランティア団体との協働

でこの問題に取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、決算常任委員会追加資料の17ページの4、環境衛生対策事業ですが、生活衛生関係法令に基づきまして、理容所、美容所及び公衆浴場等を中心に監視指導を行いました。生活衛生営業施設の衛生水準の維持向上を図るために、理容所、美容所を中心に衛生、消毒講習、こういったものを行いまして市民の健康被害の防止に努めました。全国的には公衆浴場のレジオネラ症、また、美容所のまつ毛パーマによる健康被害が出ておりました。施設の監視指導のさらなる徹底、さらには、市民への啓発、こういったものを行ってまいります。

説明は以上でございます。

古川食品衛生検査所長

食品衛生検査所の古川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、食品衛生検査所事業について説明をさせていただきます。

予算常任委員会資料21ページをごらんください。

まず食肉衛生検査事業でございますが、四日市市食肉センターに搬入された牛・豚につきまして、と畜場法に基づき、疾病の検査、動物医薬品や有害物質の残留検査、腸管出血性大腸菌など、病原微生物の汚染調査、それから、BSEスクリーニング検査を牛全頭に実施し、食肉の安全、衛生の確保に取り組んでおります。

検査結果は、と畜検査情報システムにより生産農家や出荷者にフィードバックをいたしました。食鳥肉の安全確保につきましては、管内に認定小規模食鳥処理施設が6施設ございまして、その施設に対し、監視指導と収去検査を行いました。

続きまして、食品検査事業でございますが、食の安全と暮らしの衛生を確保するために、四日市市食品衛生監視指導計画に基づき、市内で流通している生食用魚介類、生菓子、豆腐素材等の微生物検査を実施しました。また、食中毒発生時には、その原因物質を特定するため、面拭き取り検体等の検査を実施いたしました。検査結果は、行政的判断の重要なデータでありますので、検査精度を常に一定レベル以上確保するため、全国規模で実施している外部機関を活用した外部精度管理を年5回実施、さらに、食品衛生検査所内部で指標となる検体について測定する内部精度管理を年2回行いました。

続きまして、感染症対策事業につきまして説明させていただきます。

予算常任委員会資料22ページをごらんください。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者、感染の疑いのある人、家庭や家族、その他接触者の微生物保有検査を実施し、感染症の予防、蔓延防止に努めました。また、エイズの原因であるHIV、あと、C型肝炎、B型肝炎、梅毒について保健所の相談窓口で受け付けた検体を検査し、その結果を提供し、早期発見、二次感染防止に努めました。

私どもは、安全な食肉の提供、食品衛生、感染症に関する検査を迅速かつ正確に対応し、食の安全・安心の確保及び感染症の蔓延防止に努めることができました。今後ともより正確な検査の実施のため、職員の人材育成とともに検査施設及び設備の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。

保険年金課の所管といたしましては、一般会計の一部、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計がございます。

健康部の追加資料は23ページからでございます。

まず一般会計は、国民年金費でございますが、国民年金法定受託事務である各種届等の受付を実施いたしました。費用全額は国庫負担でございます。

次に、国民健康保険特別会計をご説明させていただきます。

健康部追加資料、24ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入の決算額は303億2000万円、歳出の決算額は281億1000万円でございます。歳入では、保険料が歳入全体の25.4%、77億1000万円となっております。一方、歳出でございますが、保険給付費、これは被保険者の方の自己負担分を除く医療費等の支払いでございますけれども、189億1000万円と支出全体の7割近くを占めている状態でございます。

資料、26、27ページをお開きください。

保険料の収納でございます。平成22年度と比較をいたしますと、現年度の保険料調定額で1億2000万円ほど減、収納額で6000万円ほど減となりまして、現年の収納率は、逆に0.6ポイント上昇いたしまして90.1%となりました。

保険料の収納対策でございますが、電話催告、あるいは文書催告、日曜納付相談窓口の開設等、また、一方で支払い能力がありながら納付しない世帯には、滞納処分により今後

とも滞納整理を進めてまいりたいと考えております。こうしたことで引き続き収納率向上を目指してまいりたいと考えてございます。

次に歳出でございますが、資料のほうの30ページ、31ページをごらんになってください。

30ページの2（1）の1人当たりの医療費でございますが、平成20年度に75歳以上の方が後期高齢者医療に移ったため一旦減少したところでございますが、以降、毎年増加する傾向が続いてございます。

次の（2）の保険事業でございますが、このうち特定健診・特定保健指導についてご説明申し上げます。

特定健診は40歳から74歳の方を対象に生活習慣病の予防を目的として実施をいたしまして、その健診結果に基づいてリスクのある方に対して特定保健指導を行うという事業でございます。平成20年度から法によりまして各医療保険者に実施が義務づけられてきたところでございます。

平成23年度は、心電図を新たに必須項目といたしまして、文書や電話による受診勧奨を行った結果、受診率は前年度39.3%から43.5%ということになりました。今後とも受診率向上に向けてさらなる努力をしていきたいと存じます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。

健康部追加資料のほうの32ページからでございます、資料は。

後期高齢者医療制度は、三重県後期高齢者医療広域連合が運用しておりまして、市のほうでは、保険料の収納及び資格、あるいは給付に関する申請受付業務を行っております。資料の32ページでございますが、歳入の決算額は43億9000万円、歳出の決算額は43億円でございます。歳入では、保険料が19億2000万円で全体の43.6%、一般会計からの繰入金は23億9000万円で全体の54.5%を占めてございます。歳出はほとんどがさきの広域連合への納付金でございます。

以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上でよろしいですか。

それでは、委員の皆様からご質問をお願いしたいと思います。

石川勝彦委員

何点かにわたりますので的確にお答えいただきたいと思います。

まず地域医療推進事業についてですが、保健所政令市になって4年目ということで、県の所管であったものが市に、最も市民にとって近い関係になったというふうに思いますが、普及啓発とか、あるいは相談支援という、この辺のところについて、いろんな面からPR不足、あるいはそれに関しては人材不足というのも大きな影響をしているのではないかなというふうに思いますが、23年度を通じて、その点についてどのようなお考えをお持ちですか。

加藤健康部次長

保健所政令市になりまして、医療のほうに携わるということで、主に在宅医療を中心とした取り組みということで進めてきております。普及啓発というところなんですけれども、特に在宅医療を進めていく上では市民の皆さんの理解というのは非常に大きな要因になるというふうなことで、13年度、説明の中でも申し上げましたけれども、市民がみずから企画する在宅医療に関する啓発活動、地域での講演会等の開催について費用の一部を補助する、助成するというふうな制度もスタートさせておりまして、なかなか一朝一夕には進まないかと思っておりますけれども、これからも地道に継続して、そういった普及・啓発ということに努めていきたいというふうに考えております。

それから、人材不足というお話でございますけれども、主に保健師のことかというふうに理解しますけれども、今現在22名の保健師が市全体で従事しております。そのうち26名が保健所所属ということでございますけれども……。

石川勝彦委員

22名で26。

樋口博己委員長

数字がおかしいですね。

石川勝彦委員

数字がおかしいやん。22名のうち26と言ったよ。

加藤健康部次長

全体で33名の、市全体で33名の保健師で、そのうちの26名が保健所所属というふうなことになるでございます。

保健所の保健師4名につきましては、今後、予防接種とかの拡大ということもございません。健康づくりのほうで力を入れていくということもございませんけれども、今ある現状の中でいろいろ、例えば業務について、NPOへの委託をするであるとか一部業務について外部委託をするというふうなことの工夫をしながらやりくりをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

石川勝彦委員

今、保健師について33名だけでも、保健所にいるのは26名と。そして、最後に、今、他に依存するというようなことですが、四日市市の保健所として、やはりもう少しは普及啓発。やはり保健所というのは、啓発事業、そして、それが充実を図り、成功裏に終わるといふか、続くといふか、そういうことが必要になってくるころだと思っておりますので、そういう点から、特に保健という名において、ますます保健医療というものを充実させていかなければいけない。その中には、他力本願という部分もありますが、医師会とか、あるいは歯科医師会等には補助金が出されておいて、そこでどういう形でより、22年度よりは23年、23年度よりは本年度、そして、25年度とつないでいくためにもトーンダウンするようなことは許されないということをご認識いただき、再認識いただくということが地域医療の推進という名において大変大事なことだといふふうに思いますので、書いてあること、地域医療の推進ということがトップに書いてございますけれども、在宅医療の推進というものがより充実を図っていけるように、医療ということになれば、医師会、歯科医師会の絶大なる協力を求めていくということで、常なるコミュニケーションを図っていただいて、その間に潤滑的な役割としての保健師の存在は大変大きいかと思っておりますので、そういう点からも、全体で33名ということですが、三重県内の実施体制の中で保健師の33名というのは人口1人当たりからいって非常に、一番悪いということですね。だから、この辺の確保を今後に向けて、先ほど他力本願的なことを言われましたけれども、それが確実によろしいけれども、そのときそのときの線香花火みたいな状態であってはいかんわけですね。だから、常に継続して保健師の確保をしながらやっていくということで、これは人事

の問題であり、市の行政の保健行政の充実を図っていく上で大変大事なことです、その点をあえて申し上げておきたいと思いますが、健康部長、いかがですか。

中濱健康部長

地域医療も大変幅の広い中で、保健所の担わせていただく役割は大きいと思っております。委員がご指摘のように、関係団体との連携、それから、市民みずからが動いていただける、こういう環境づくりは本当に大事だと思って取り組んでまいっております。その中におきます保健所の人材の部分でございますが、専門職が寄っております。保健師もございますし、獣医師もございますし、薬剤師も入って、現在、業務を進めさせていただいております。6月でも本会議のほうで山本議員さんのほうからご指摘があったかなと思っておりますけれども、人材的な部分で、特に専門職の確保、大変難しくなっております、お医者さん自体も、これ、看護師さんも、市立病院も含めまして大変難しい状況は認識しておりますし、保健所におきましても医師の確保が大変難しいということは考えておりますけれども、今後ともご指摘のあるような形で、人材の確保並びに育成につきましては、所、あるいは全体の中を挙げまして、研修、あるいはOJTの中で進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

石川勝彦委員

どうぞひとつ、今言われたことをしっかりと市政に反映できるように上申するような方向で、そして、実体を確保していただけるような方向で進めていただくようお願いしておきます。

次に、健康づくり課の保健事業についてですけれども、成人保健事業ということで、死亡率減少効果が証明されている五つのがん検診の実施を初め云々というところがありますが、健康相談、健康教育ということも積極的にやっただいておられるとは思いますが、形式的にやっただいておるといような印象しかない。微に入り細に入りというように、県から移管されて市に保健所としてなったときには少しはそんな感触も感じましたけれども、しかし、もっともっと形式主義に陥らずに、各地区、地区という割り振り方はしないかもしれませんが、ブロック的にももっと微に入り細に入りというぐらいの気持ちでもってやっただくことによって、これが検診にもつながるといふふうに思いますので、よく私たち年寄りになってきますと、わざわざ病気を探しに健診に行くことはないと言われ

る人が多いんですよ。だけど、そういう人たちに対する理解度を高める、そういうようないわゆる啓発活動、指導ですね、教育。その辺のところを密にさせていただくようお願いしたいと思いますが、成人保健事業というのが、相談、あるいは健康教育等をやられて、ここには健康意識の向上に努めましたとありますけれども、課題として残るんじゃないかなと思うのです。今申し上げましたことを含めて、その点について、23年度を反省し、そして、24年度、半分過ぎておりますけれども、反省を踏まえてどのような形の取り組みが期待できるのでしょうか、また、どのような思いでおっていただくのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

藤田健康づくり課長

健康相談につきましては、例えばあさけプラザでの相談を週2回実施しておりますとか、保健所にお越しいただいた方に随時相談をさせていただいておる。また、電話による相談も承っておりますというような状況でございます。こちら側から出向いてというのはあさけプラザだけになっておりますので、そこら辺を、例えば地区市民センターでありますとか、そういったところへも参りまして健康相談も考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

石川勝彦委員

あさけプラザだけということでしたけれども、24地区ありますから、センターへ行くだけでも大変だと思いますよね。そのためにはやはり人材が必要だと思いますし、フル回転していただいてもなかなか保健事業が充実した形にはなっていないと思いますので、どうぞ、やるからには成果が上がるように、費用対効果を考えていただいて、やるからには大勢の方に参加していただく、こういう方向でのPRを密にさせていただくようお願いしておきたいと思います。

それから、次に、11ページの検診事業、がん検診ですが、これを見ますと、子宮頸がん検診が34.7%、それから、乳がん検診が32.1%、大腸がん検診が15.7%ということですが、例えばこういう数字が出ておりますけれども、この辺の数字が、無料クーポン券対象者を含むということですが、高いのか低いのかということですね。その辺のことについて、低ければ、どうすれば高く、少しでも受診率、あるいは利用率を高めることができるかですね。その辺のことについて、これじゃ、この数字ではまだまだというような印象を

持っておられるのか、それとも、まあ、この程度ですというふうに思われるのか、その辺はいかがですか。

藤田健康づくり課長

検診の受診率につきましては、国のほうでは受診率50%を目標ということになってございます。ただ、全国平均、平成22年度でございますが、この五つのがんの平均が25.2%となっておりまして、四日市は、先ほど説明でも申し上げましたが、五つの平均が21.2%ということで、さらに受診率のアップを図っていかねばならないと考えてはおりますが、これはやはり啓発しかないということで、市民への啓発、個人通知の発送によってがんの検診が大事であるというような認識をしていただいて、少しでも検診につなげていければというふうに考えております。

石川勝彦委員

ありがとうございました。

ぱっと案内が来る、立派な書類が保健所から届く。けれども、ただ、書類があつて、それをお医者さんに持って行ってということで、中にはアンケート的なものもありますよね。それに印をつけてということなんですが、やはりもう少し、例えばここ3カ月ぐらいの間に変わったことはありませんかとか、普通よく体重が減ったとか食が細くなったとか、いろいろと気がつくところというか、そういう指摘を、テレビ等を見ていると宣伝されますね。そういうのを見てぴんと来るもの、感じるもの、いろいろあろうと思いますが、やっぱり書類で来ていただいたときに1枚の紙切れがプラスアルファとして入っていると、うん、この中で自分が該当するものが二つ、三つあるなということになれば検診につながっていくんじゃないかなと思うんですよね。その辺の配慮をしていただくともうちょっと率も上がっていくのではないかなというふうに思いますので、ひとつご検討いただいて今後に向けて進めていただきたいと思います。

次に、17ページの衛生事業についてですけれども、食の安全・安心対策事業というのは、市民のいわゆる料理屋さんとか食品衛生組合の中に所属されておられる人たちが監視、指導に当たる形を本市の場合にとっておりますよね。これが、最近は廃業されたり、休業されたりしてあるんですけれども、そういう廃業された人が監視指導に行かれたりするといふ、これも資格を持っているわけですから結構だと思いますが、全体に事業をやっている

ところは大きいところも小さいところも分け隔てなく徹底的にできているかという、そうでないような感じもいたしますし、巡回指導というのがどの程度、ピックアップされて行われている程度ではないかというふうに思いますが、これは金銭的なところに、十分でないというのは金銭的な問題があるのでしょうか。それとも人材的に、衛生監視員の人数が少ないのか、その辺がちょっとわかりにくいところがありまして、保健所の代行をしておると先ほどの説明から聞くとパーフェクトのような感じがしますが、果たしてその巡回指導が行き渡っているか。100%とは言いませんけれども、正常な形で進められているかどうか。いわゆる食中毒等があれば、当然問題は、これは別の問題として出てきますけれども、常日ごろからお客さんに食品を提供する、売るという形になるわけですから、やはり常に心がけていただかなくちゃならん。それを監視ということで再認識していただく意味でのチェックをする、これが巡回指導じゃないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

市川衛生指導課長

委員、先ほどのご質問の中なんですけれども、巡回指導、これは食品衛生協会から指導員という者がおりまして、その指導員による巡回指導のことだと私は認識します。

この指導員の巡回指導なんですけれども、今おっしゃった意味の100%かという部分については、100%ではございません。私どもの食品衛生監視員による監視、これは重点項目も含めなんですけれども、ランク分けをしまして、Aランク、Bランク、Cランク、Dランク、こういう中での監視指導をやる中で、さらに指導員の方が、その事業者の方の自主衛生管理の一環として巡回指導を重ねて、自分たち会員の中でこの巡回指導を行っていただいていると私は考えております。

ですので、その指導員に対して、私ども、そのまま投げやりというわけではなくて、指導員の方への講習、さらに再講習ですね。それから、指導員の方への新しくなられる方のそういう講習も含めて私どもは指導員のバックアップをしております。さらに、昨年度からは、指導員の方の一部ですけれども、同じように私ども食品衛生監視員が同行しまして、監視、それから、指導員の方のそういう監視方法等についても検証しているような次第でございます。

今後ともそういう指導員の方への我々のできる限りのそういった支援も含めて、十分やっていきたいと思っておりますけれども。

石川勝彦委員

ありがとうございます。

食品事業者、今、的確ではないけれども、100%ではないけれども、やるべきことはやっておるということですが、どうかひとつ保健所として、指導員に委託しておるわけですから、だから、食品事業者に対しても、あるいは指導員に対してもやっぱりダブルチェックをするような機能は持っていただかなくちゃいけないのかなと思いますね。それで初めて胸を張って報告もできるんじゃないかなと思いますし、本市の食品事業者が安心してものをつくり、それを販売するということにつなげていただいております、そういうところから、それを大所高所から見渡していただいている、見守っていただき、方向づけしていただくということは、これは常なる当然のこととはいえ、しっかりと進めていただくように、抜け目のないように進めていただくようお願いしておきたいと思います。

それから、食品衛生検査所についてですが、ここ、21ページですけれども、大変専門性が高いのでなかなかわかりにくいところがありますが、数年前にBSEとか病理学とか理化学とか微生物とか、そういったものの検査をされるということで十分機能していただいておりますように思いますが、当事者としてどのような課題をお持ちでしょうか。

古川食品衛生検査所長

今の検査につきましては、正しい検査結果を出して当たり前、当然という性格の職場でございまして、それに向けて事業者であったり、それから、市民の方への説明とか、丁寧に対応をして正しい結果を提供するために努力しております。

現在、機能しているかということでのご質問ですが、専門性が高いということで、やはり経験、資格があればすぐ全部できるかということ、そうではないところが多々あります。それについて、ベテランの検査員が若い検査員に対して、OJTであったり、現場での指導等を行いながらスキルアップを図っています。それから、いろいろな研修にも参加をさせていただいて、そこで1人が聞いてくるだけではなくて、戻ってきてから職場研修、職場で再度、水平展開をするために、そういうふうな職場研修というものも、4月から職場内での研修、7回実施しております。そのような形で職員のレベルアップを図って力量を高めているところです。

あと人材の確保につきましては、なかなか育児休暇とか、女子職員がだんだん多くなっ

てきていまして、育児休暇とかございますし、臨時の職員を確保できる部門もあれば、なかなか募集をかけても確保しづらいところもございます。引き続き確保に向けては、ホームページに掲載したり、いろいろな取り組みをしながら健康部全体の話として確保に努力していきたいと考えております。

石川勝彦委員

ありがとうございました。

最後に、保健所長、総括して今後の、現在の課題と、今、いろいろお尋ねしましたけれども、ご答弁いただいたことを踏まえて、まとめて、本市の保健所はこうだ、これから安心しておってくれというようなお話が聞かせていただければありがたいのですが。

河合健康部理事

四日市保健所の河合と申します。

さまざまご質問いただきましたですけれども、保健所政令市になって5年目になりまして、まだこれから先に取り組んでいかなきゃならないことがたくさんあると思います。やはりこれから先に一番私が考えていきたいと思っておりますのは健康危機管理という部分でありまして、従来やっております食品安全、食中毒を照準とした食品安全でありますとか感染症の部分、これは関連法令に基づいてそれらの判断を誤ることなく、粛々と職務を遂行していかなければならないと考えております。

それから、それ以外の健康危機管理、たくさんの健康危機管理はあると思うんですけれども、例えば医療事故や院内感染等に取り組むための医療看護安全でありますとか精神保健、あるいは生物並びに化学物質等関連健康被害等々もございますけれども、さらには、さっきも言われております原因不明健康危機管理というものもございまして、こういうものは、保健所は、発生時には原因が判然としないという健康危機管理がございまして、その情報をいち早く察知するために、例えばこれは消防でありますとか警察でありますとか医療機関と、そういうところから情報がもたらされるわけでございますけれども、そういったところとのふだんからの関係づくり、あるいはそれらからもたらされる情報に対しまして、衛生検査所や保健環境研究所等の衛生研究部門との連携を図りながらの分析の実施とか、あるいはそういったものの役割を果たしていかなきゃならないとというふうに思っております。

それで、異常情報の常時事実的集積のためのシステムづくりでありますとか分析能力の充実、強化、あるいは現有職員の意識向上等も図っていかねばならないと考えております。

それから、昨年にもありました東北の震災でありますような大規模自然災害、こういったものには、健康のための健康危機管理という局面では、発災からの時間経過を通じまして、保健所としてその時々での最適な役割を担うというために、市の危機管理室等を初めとした関係諸機関の連携を密に保っていきながら、場合に応じては市の連携調整の中心的役割を果たすということも視野に入れつつ、業務に当たってまいりたいと思っております。

私としては以上を考えております。

樋口博己委員長

石川委員、よろしいですか。

村山繁生副委員長

ちょっと関連で、がん検診推進事業ですけども、死亡の3割はがんということで、その中でも1、2位を占めている、大腸がんと思うんですが、本当にそれでも受診率がこれだけ低い、胃がんに関しても17.5%ということでございます。国の目標は、今、50%ということでございますが、市のほうも乳がん検診が30%という目標になっていきますけど、ほかの胃がん検診とか大腸がん検診の、全体的に目標はどのぐらいというのを置いていらしたのですか。こんな程度でいいんですかね、30%。

藤田健康づくり課長

子宮頸がん、乳がんにつきましては、無料クーポン券を発行したということで、年々、受診率が上がってきておるところでございます。大腸がんについては、昨年度、無料クーポン券を発行したということで、初めて20%を達成できたということもございます。それ以外のものについても、やはり啓発を図って、そして、受診率をアップしていかねばならないというふうに考えておりました、例えば、働く世代の方の受診ですね、この受診率については、子宮頸がん、乳がん以外につきましては40歳以上を対象といたしておりますので、もっと若い世代の方の受診も、ここには反映はしておりませんが、図ってまいりたいというふうに考えております。

村山繁生副委員長

24年度の目標は何%ぐらいに設定されているんですか。

藤田健康づくり課長

昨年度、主要施策で置かせていただいたところでございますけども、あくまで子宮頸がん、乳がんについては30%以上、そして、胃がんのほうについても、今、17.5%となっておりますので、20%以上を目指してまいりたいと考えております。

村山繁生副委員長

それがそれでええとは思えませんが、これは市民の意識、その検診に対する意識にもよると思いますけども、やはり今、課長、啓発しかない、それはそうなんですが、もう少し具体的に、なかなか40歳以上と、ウイークデーにも検診に行けない方も見えると思いますが、そういった検診を受けやすいような状態をつくってやるとか、何かもうちょっと具体的なことを考えていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

藤田健康づくり課長

集団検診につきましては、平日だけでなく、土曜日、日曜日の検診も増加しておりますのでございますし、個別につきましても自分が行けるところの医療機関で受診していただくことになるんですけども、その辺を、例えば、この受診率につきましては、40歳以上の人口から就業者の人数を引いて、そして、農林水産の事業者を足したものが分母となっております。あくまで勤めてみえる方についてはここの受診率に反映をしていない状況でございますので、そういった、例えば国民健康保険をかけて見える方が主になってくるんですけども、そういった比較的年配の方々への周知は考えていきたいというふうに思っております。

村山繁生副委員長

わかりました。やはり年々医療費も拡大しておりますので、事業費を抑えるという意味でも早期発見というのは大事だと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一つちょっと確認なんですけど、健康ボランティアの養成で、昨年、たしかヘルスプラザのほうでやっていて、23年度は北部のほうにもふやしたいということで、あさけプラザでもやっていくんだというようなことをたしか言っていたらと思うんですが、その辺、書いてあるのはあさけプラザで10回というふうに書いてあるんですが、その辺、いや、あさけプラザじゃない。ヘルスプラザ10回と書いてあるんですけど、その辺、どうですか。

藤田健康づくり課長

健康づくりのボランティアの養成事業でありますとか市民協働事業でのものにつきましては、昨年度までヘルスプラザを中心として開催をしておったところでございますが、今年度からあさけプラザのほうへ変更いたしまして、12ページにお示ししました健康づくり推進事業の一覧の中で、中段の「健康づくりよっかいち」でありますとか「本気でシェイプアップ講座」についてはヘルスプラザからあさけプラザへ変更して今年度実施しておりますところでございます。

村山繁生副委員長

ありがとうございました。関連、終わります。

中森慎二委員

またちょっと昼からにもなりましょうね、審査はね、委員長。

樋口博己委員長

はい。

中森慎二委員

で、資料をちょっと昼からお願いしていきたいんですが、今、石川委員も質問された衛生指導にかかわることなんですけど、四日市市では食品衛生監視指導計画に基づいて実施しているわけですので、23年度の四日市市食品衛生監視指導計画を資料として出していきたいのと、あわせて、その指導結果も、ホームページ上でもアップされているので、それもあわせて資料として出していただけませんか。加えて、石川委員もちょっと指摘され

ましたが、監視体制が現実的に、例えば食品関係、小売りの店も含めてどういう保健所職員の体制と、今お話もあったようなところも加えてのところ、現実的にどういう具体的な監視体制、どういうチーム編成でやられているのか。これは食品衛生もそうですし、医療機関もあるんですよね。それらがどういうふうな体制で行われているのかというのを資料として出していただきたいんです。

もう一つは、主要実績報告書の137ページで、薬事関連施設、薬物とか劇物等の監視も入っているんですが、ここら辺の体制も劇物、毒物、麻薬ですね。この中で許可届け出がないんだけど、監視しているのがあるんですね。一番下、覚醒剤の原料取り扱い者、許可も届け出もないんだけど、122監視しているんですね。その上の麻薬でも、小売業でも許可届け出は出ていないんだけど監視はしているんですけども、こういった関係はどういうことなのかという実態についてもちょっと教えていただきたいんです。

要は、僕、一般質問で消防の立ち入りのことを聞いたんですが、行政指導としての食品安全衛生、市民に対しての。それから、医療機関も含めてですが、こういった保健所の権能としての立ち入り業務が、必要な回数、必要な部分、ちゃんと担保されているのかという視点で一度見たいということなんです。その職員体制もそうなんですが、その検査内容。特に、今言った食品衛生監視指導結果なんかを見ていても、何を指摘したかって何にもわからないんですよ。どこが悪かったのというのが何にも、市民向けにホームページを出してもらうのはいいんだけど、そういうようなことも含めてちょっとお聞きをしたいと思っているのでよろしくお願いします。

樋口博己委員長

資料として昼からまとめることは可能ですか。

市川衛生指導課長

わかりました。ご質問ありがとうございます。いろいろご宿題をいただいたと思いますけれども、1点だけ、済みません、よろしいでしょうか。

先ほどの薬局のほうの覚醒剤原料の件ですけれども、これは、僕が今お話をしているのは、主要施策実績報告書の137ページをごらんください。そのところで覚醒剤の122の施設数の監視なんですけれども、この覚醒剤の原料という部分なんです。これ、何かということですけど、これは、実は抗パーキンソン剤のF P 錠というのがございまして、これ

が覚醒剤原料に当たりまして、これが保健薬局、それから、病院等で取り扱われている、このところの監視をしたというふうに捉えてください。これは、法律上、受け入れ、それから、払い出し、そういった台帳をちゃんとつけてあるかというところの確認でございます。

あと残りにつきましては昼からの資料で提供させていただきます。よろしく願います。

中森慎二委員

それはそうなのだろうと推測するのだけれども、許可届け出というものに該当しない立ち入り監視というものがあるわけですね、これを見ていると。だから、そこら辺の関係がよくわからないんですわ。許可も届け出も必要ないんだけれども、扱っているから立ち入ったんだということなんだろうと思うんですが、そこら辺の実態がよくわからないので教えてほしいということです。

市川衛生指導課長

じゃ、済みません。薬事のほうでちょっとお答えさせていただきます。

例えば、先ほどの137ページの許認可の部分と、それから、そこに含める届け出の部分のところなんですけれども、例えば、まちの薬局で保健薬局としての許認可を私どもがおろしているとしますと、それに伴うみなしの部分がございます。これは、例えばその中で医療機器を扱っている、医療機器というと、販売業のところなんですけど、管理医療機器とか高度管理医療機器とございます。この管理医療機器ってどういうものかと申しますと、ちょっと細かい話で申しわけない。血圧計とか体温計とか、こういったものも販売しているもので、薬局で立ち入って、その許認可の部分で立ち入った部分プラスこういった届け出の部分も一緒に見ると、そういう形をとっているとご理解いただければと思います。

中森慎二委員

それはわかるんで、だから、例えば具体的に言うと、麻薬の小売業とあるじゃないですか。許可も届け出もないけれども、49件監視していますよね。それは四日市の保健所に対して許可も届け出もする義務もないんだけど、取り扱っているから立入監視をした、この49件の意味がよくわからないという意味なの。例えばの話ですよ。

市川衛生指導課長

済みません。麻薬の場合ですけれども、麻薬の場合は、これは保健薬局で麻薬を取り扱っているというふうに考えていただいて結構です。その中で、私ども、この麻薬に関しましては、三重県がこの許認可権限を持っておりまして、この経由事務として立ち入り権限だけを持っております。その中でこの保健薬局へ監視に行ったときに、麻薬の部分、こういったものを一緒に確認してきているというふうに捉えていただいて結構です。

中森愼二委員

そうすると、四日市保健所の許認可権限の及ばないところだけれども、立ち入り権だけが認められているので見てきていると。だから、ここのバーが引いてあるところはみんなそういう考え方だというふうに理解していいわけですか。その上のほうにマル、医薬部外品の販売業とか。

市川衛生指導課長

そのようにとっていただいて、ご理解いただいて結構です。

中森愼二委員

わかりました。

樋口博己委員長

じゃ、資料請求をお願いします。

小川政人委員

病理検査をやりましたんか、H I Vとか、それから、がん検診、やりましたんか。検査率までは出てきておる。結果というのはわかるのか、わからんのか。その結果がどうなったんやという。例えばH I Vの検査をして、その中で該当者がおったのか、おらんのかとか、C型肝炎でもそうなんだし、それから、がん検診でも、やって率だけわかっている、数だけわかるんだけど、その結果がどうやったんというのがわからん。わかっておるんやろ、把握していないのか、その辺の資料がもし昼からでもできるんやったら一緒に出して

もらいたい。

樋口博己委員長

資料として可能ですか。

藤田健康づくり課長

がん検診の受診率に対して結果が要精検であったとか、その要精検以降、こういったことをやっているというような数字はお示しできますので、昼から資料を提出させていただきたいと思います。

村上保健予防課長

保健予防課のほうではH I Vの検査をさせていただいております。これにつきまして陽性であったという数字について資料作成できます。ただ、内容的につきましては匿名で受検しておりますので、市内在住者とかというのは全くわからずに、ここに来られた方で結果がどうだったかという資料になりますのでお願いいたします。

小川政人委員

名前を求めておるわけじゃないもので、結果だけ教えてくれたらええ。肝炎にしてもな。肝炎はまた違うのか。

村上保健予防課長

あわせて梅毒、肝炎も同様に検査をしておりますので、その数字について資料を提供させていただきます。

豊田政典委員

資料請求できるみたいなんで。

三師会の補助金について聞きますんで、申請関係書類、実績報告関係書類を準備してください。

樋口博己委員長

資料を提供いただけますか。可能ですか。

加藤健康部次長

23年度の申請に当たっての三師会からの提出書類、用意させていただきます。提出のあった書類について準備します。

中森愼二委員

前で先ほどちょっとお願いした中で、食品安全衛生の部分でA B C Dとランク分けをしているんですが、Aが何なのか、Bが何なのか、ちょっとさっぱりわからないんですよ。それもちょっとあわせて資料としていただけるようにお願いします。

加藤健康部次長

はい、わかりました。

山口智也委員

済みません。私も1点だけ資料をお願いしたいんですけども、追加資料の14ページの上段に書かれている「こころの相談」の部分で、精神科医師や保健師、ケースワーカーに加えて、今回、精神保健福祉士による相談も新設したと、1610件の相談があったということで、この1610件のどんな内容であったりとか、あと年齢別にどの年代が多いのかとかです。あとは、基本、どの場所で開催をしていてどのくらいのペースでやっているとかというところの詳しいものがわかるようなものがあれば、準備できればひとつお願いしたいなと思うんですが。

村上保健予防課長

「こころの相談」につきまして担当させていただいております。今の資料につきまして用意してまいりたいと思いますが、年齢別はちょっと、必ず年齢を伺って相談を開始する、終わるばかりじゃございませんので、年齢別はございません。主な相談内容という区分けのものも出ますので、あと訪問なのか来所なのか、電話なのかという場所別のデータも出ると思いますので、午後、用意していきたいと思います。

樋口博己委員長

よろしくをお願いします。

資料請求、もし他にございましたら。

よろしいでしょうか。

資料請求以外でご質疑がございましたら。

豊田政典委員

何分もらえるの。

樋口博己委員長

資料の準備がありますので、少し昼は早く終わろうと思っておりますが、それまで簡単
にあれば。

豊田政典委員

細かいやつから行きますが、脱法ハーブのことが追加資料にもありますが、会派で聞いて
こいと言われたんで聞きます。

23年度の検挙件数を教えてください。

市川衛生指導課長

今ここでその資料について、私、持ち合わせがございませんので、一応三重県内のそう
いう脱法ハーブ関連の調査としては5件行っております。というところまでしか私はわか
っておりません。申しわけないです。脱法ハーブの検挙については調べてまたお返事させ
ていただきます。

樋口博己委員長

じゃ、それも昼から資料としてですか。

豊田政典委員

後にします、長いんで。

小川政人委員

部長、人材の確保が大事やとか、最初、冒頭言われたと思うんやけど、ここ2年続けて課長以上のクラスの人がやめとるんやな、中途退職で。ここはどういうことなのか。人材確保以前の問題として流出させておるわけやろう。そこの辺はどう考えておるのか。

中濱健康部長

やめていく職員が課長級、管理職で多くなってどうかということで、大変これは残念に思っております。ただ、これ、ご本人さんのいろいろな考え方がございますので、慰留もかけ、また、仕事の中身の内容等も十分話はしておるんですけど、引きとめることができず途中でやめられてしまったというのが現状でございます。こういう形の中でふだんからのコミュニケーションを密にはしておるんですけど、なかなか専門職という部分の自分の考え方、ご本人の考え方、それから、管理職としてのマネジメントの問題、それから、さまざまなこういう取り組みの中で自分としての目標が変わって行ってしまったと、こういうような形、あるいはご家族の中の状態のものが入るとここは別の問題が絡んでおります。ぜひそういうことを極力防ぐようコミュニケーションをとりながら、部、あるいは課内全体でそういうのを取り組んでいきたいと考えてはおるんですけど、結果として途中でやめたということはまことに残念しごくでございます。

以上でございます。

小川政人委員

何十年も勤めておって、なかなかやめるというのも、決断するのも難しいと思うんやろな。その中で課長級以上の方がずっとやめるという、そんな職場なんかと思うと、本当に個人的な理由で、誰か、旦那さんが転勤になって行くとかさ、それとか、家族にどうしても介護、面倒見ないかん人がおって職がつけやんというなら別だけでも、その2人も違う仕事についとるわけやわな。そういう部分でいくと、職員研修も含めてなんだけでも、本当に専門性を持った特別な職員が外へ流出してしまったという部分のさ、その辺の仕事がいというのか、働きがいなかったのか、議会でいじめられたとは言わんやろうと思うけど、そういう部分で、本当に個人的な問題なら仕方がないんだけども、その辺、もうちょっと職員の仕事がいというのか、張り合いというのか、そういうのをもっと部全体で考えなあかんのと違う。

中濱健康部長

ありがとうございます。本当にコミュニケーションをとりながら、日ごろの事業推進からさまざまなこういう現場でトラブルも出てまいりますので、それに対応できるような形で、部全体、課全体で、先ほども申しましたけれども、取り組みをする中で、私ども部長、あるいは所長、次長、おりますので、この部分がそれぞれの職員の考え方、あるいは取り組みの姿勢等も常にコミュニケーションをとりながら今後ともやっていきたいと思いますが、まことに残念ながら、今回、そういう事案が2年続いて出ましたことに対しましては、まことに部をあずからさせてもらうと部長としましてははがゆいばかりで、大変申しわけないと、これを肝に銘じまして職員とのコミュニケーションをさらに進めていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

樋口博己委員長

追加資料ですか。

土井数馬委員

資料じゃなくて。

樋口博己委員長

できましたら、もう休憩に入りたいなと思っておるんですけども、昼からでよろしいでしょうか。ちょっと資料もたくさん発生していますので。

昼から、1時から質疑を再開させていただきますが、きょうじゅうに健康部を終わる予定で、この決算の後、協議会も予定しておりまして、健康部だけですけれども……。

日置記平委員

全部終わらないの。

樋口博己委員長

終わりますけれども、後ほど議会報告会の若干打ち合わせ等もさまざまございますので、

昼からの質疑のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ1時再開とさせていただきます。

11:36 休憩

13:03 再開

樋口博己委員長

それでは、午前中の質疑に引き続きまして教育民生常任委員会を再開させていただきますと思ひます。

その前に、日置委員は若干おくれて見えるということで、小川委員は、今、所用で外へ出ておりますので抜けられております。

中濱健康部長

午前中は、まことにご審議、ありがとうございました。

ちょっと追加資料等の関係の作成で、今、1人、課長が抜けておりますけれど、ほかのスタッフ、そろっておりますので、委員長の計らいのほうで審議を進めていただいて、資料、もうあと10分前後お待ち願えれば整うと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

樋口博己委員長

衛生指導課長の市川課長が見えないということですね。

もし衛生指導課についての答弁を求められたときは、対応、大丈夫ですね。はい、わかりました。

それでは、資料がもう少しということもありますけれども、午前中、石川委員の挙手がございましたので、石川委員のほうからまず質疑のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

石川勝彦委員

先ほどは、午前中はいろいろと質問をさせていただいて、指摘もさせていただいたんですが、一つ落してましたので、保険年金事業について、特に収入未済の推移、不納欠損

額、滞納処分の実績という27ページのこの棒グラフ等を見て、ご承知と思いますが、23年度の監査のほうからの審査意見書の中に滞納整理マニュアルを担当部局ごとに作成するというようになっておるように思いますけれども、健康部のこの年金の関係の未済額、欠損額、滞納処分ということの対応にやや疑問がありますのでお尋ねをしたいと思います、不納欠損にしても何にしましても、安易に処理をしてしまって、ちよんという、そして、5年たったら時効ということで、全然、最大限どこまで努力しているのかと。安易に処理をしてしまっておるということは健康部全体にコスト意識が全く欠落しているんじゃないか。皆さんの懐は全然痛みませんからいいかもしれませんけれども、確かに不納欠損額のところの無財産、生活困窮、居所不明、納付義務消滅というのはわかりますよ。この辺のところでも最大限の努力をしてしかるべきだと思し、時効ということは自然に消滅していくわけです。わずかな金額が消滅していくという、扱いからしたらしているかもしれません。

しかし、これ、積みり積もって大きな市民の財産の損失ということになるわけですね。そういう認識があるんでしょうか。どれもこれも表にあらわして、こういう実態ですと報告で終わりで、それで済むものなのかね。経済的な面で、いろんな時代的背景の中で難しいところもあると思います。招かずしてそういう結果になったりして、結局、こういう欠損額、あるいは未済額というふうに、欠損、未済、滞納処分というような形につながっていくというのは理解できますけれども、この辺のところについてどこまでシビアに取り組んでいただけるのかなと、この辺のところは、プラン・ドウ・シーの、私たちは今、決算の審査をしているわけですが、今後に向けて、24年度も真ん中まで来ておりますし、24年度も同じような扱いでこの数字が堂々と出てくるようなことであっていいものかどうかですね。これは全市的な問題なんですね。だけでも、こういう数字が堂々と出てきて、ただ、数字にあらわしてちよんと、結構ですねというわけには私たちはいかないんですね。どこまで努力されて、専門的にどなたがどこまで努力して、どういう努力をされているのか。郵送で催促したり、電話で催促したりして済んでいるようなものであったならば、それは結果的にこういう数字が出てこざるを得ないと思うんですね。

その辺のところ、未済、あるいは欠損、滞納処分、その辺について、しっかりと胸を張ってご答弁をいただくなればご答弁ください。

松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。

いろいろご指摘をいただきましてありがとうございます。

健康部追加資料27ページに記載のとおり、収入未済額、不納欠損額、滞納処分の図式、5年間の経過はごらんのとおりというところでございます。委員からご指摘をいただきましたとおり、額的には不納欠損にして滞納額にしても、まだまだ多い滞納実績があるかと思えます。

私どもといたしましては、冒頭ご指摘をいただきました滞納整理マニュアルの整備にも努めてまいりました。それから、財政経営部の収納推進課との連携も図ってきております。それから、この27ページ、1（3）の平成20年度の決算のところを見ていただきますと、当時、累積滞納額が31億ございました。やはりこうしたことではいかんということで早期滞納者への納付相談、あるいは日曜開設窓口で早い段階から納付相談をさせていただくなりして累積にならないようなことを進めてまいりました。その関係で、徐々にではあるんですが、滞納額は減ってきている傾向でございます。しかし、まだまだ根本的に解決には至っていないという実態がございます。

この辺は、国民健康保険の加入をいただいている方が、高齢者の方が多いとか、あるいは低所得階層の方が多いという実態がございますので、そういった世代の方々により面談のケアを持ちながらきめ細かく相談をさせていただいて、引き続き累積滞納の解消に努めてまいりたいと思えます。こと、この保険料といえますのは、やはり皆さんがお使いになっていただきます医療費の貴重な財源となってまいりますので、我々の努力で少しでもこの滞納額が減るような努力を今後とも続けさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

石川勝彦委員

今のお話、わかりますが、今後も高齢化というだけではなくて、時代は大きくいい方向じゃなくて悪い方向に進みますよね。いわゆる老・病・死というこの中で、いわゆる国保に関係する分野というのは非常に重い状態にますます進むかと思うんですね。その辺のところをどう読み込んで、どう先手を打ってマニュアルを最大限、そして、全市的な取り組み、一括した取り組みにしていけないと、これは保険年金課だけの問題ではないんですね。市全体の、例えば市営住宅の滞納を初めとして福祉部にもあり、全市的にあるわけですね。だから、財政経営部云々というような話もありましたけれども、滞納整理マニュアルとい

うのは、市一本でそのマニュアル化していくという形で対応していくという努力、そして、それぞれの部署がどうあらねばならないかということを考えていかなくちいかんと思うんですね。

今言いましたように、ますます悪化していくかと思うんですね。悪化していくことは確実だと思うんです。それに対してどのようにお考えですか。

松岡保険年金課長

ただいまご指摘いただきました点でございますが、高齢化が進む、あるいは経済情勢も早期に好転をしないという状況、やはり今後も続いていくというふうなところは、私どももそのような考えを持ってございます。

その中で、こういった滞納を解決する、あるいは全市的に未納を防いでいくというところは、なかなかこう、何かこれをすれば早期に効果的に出てくるということが見出しにくい部分かと思っておりますので、地道に今まで積み重ねてきたことを進めながら、新たな方法はないのかということも調査、研究をしながら、より効果が上がるような方法を調査、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

石川勝彦委員

最後にしますけれども、よくいろんな本を見ますと、2030年、本市の場合は2028年ぐらいになると思いますが、今、超高齢時代ですよ。超々高齢時代ということになるのが2027、28年だと思うんですね。まだ先は、まだ先ですよ。しかし、じわじわと浸透していろんなものが全部地盤沈下していくわけですね。経済力、落ちていく、収入は落ちていくということになると、もう明るさというものを求めることができなくなるんですね。そういうことになると国としても制度を見直すということになろうと思いますが、見直すまでの間において累積がどれにおいても大きくならないようにするための根本的な手だてを考えていただかなくちいかんと思うんです。その部署におられる方は、いわゆる不納欠損、あるいは滞納処分、あるいは収入未済、これは病院もそうですが、その辺のところ、共有した認識の中でしっかりとした一本化した滞納整理をしていく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、健康部長、いかがですか。

中濱健康部長

委員がご指摘のように、もう超高齢化社会が来ております。その中でこの体制、国民皆保険等を維持していくということは大変問題を抱えておると認識しております。国のほうでもいろいろな取り組みが現在行われておるところでございますが、大変先がちょっと見えない状態になっております。ただ、やはりこの制度を維持していくことにつきましての具体的な取り組みとしましては、県一本でこういう足腰が弱いところを強くしながらやっていくというような取り組みも、もう今、既に始まっておりますし、ご指摘の未済、あるいは不納欠損、あるいは滞納につきましても、早期の対応をとることによってなるべく大きな形にならない前に対応ができるような取り組みをさらに進めていきたいと思っておりますし、庁内での連携、これはうちだけではございません。税金の問題もございます。今お話がありました住宅の問題、病院の問題も絡んでまいりますと思いますので、そういうことになった場合の一つの情報を共有しながら、対応をそれぞれの部署で、横の、横串を差しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本当にこの問題、大変大きな課題を抱えておるという認識は持っておりますので、庁内の中でその取り組みをさらに加速できるよう、健康部といたしましても提案もしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

石川勝彦委員

最初にも言いましたように、安易に処理をされることのないように、しっかりとお取り組みいただくことを申し上げて、終わります。

中森慎二委員

石川委員からもお話が出ていました不納欠損の部分ですが、ここを平成19年から見てみると、5億、6億、7億近くも出ていて、大体6億平均ぐらい不納欠損しているんですね。5年間で30億ぐらい不納欠損処分しているわけです。

今、この27ページの表でもあるように、滞納繰越分が17億で、現年度分、23年度は7億9000、まあ8億。25億5000万円の滞納が今あるわけです。結局、毎年五、六億ずつ不納欠損しているから二十五、六億ぐらいの累積でとどまっているんだけど、これ、しなかったら50億超えているわけです。60億近くになる。

不納欠損という一つの行政手続については理解はするんですが、石川委員がおっしゃっ

たように、やっぱり市民から見て妥当な不納欠損なのかということをお我々は議会の立場でチェックさせてもらわないかと思うんだけど、特に1（4）の不納欠損額の表があるんだけど、時効だけでも約1億1000万円。この内訳はどうなっているのかと、単に時効とふうに片づけてあるんだけど、そういうことをもう少し詳しく議会にも示すべきじゃないのかなと。生活困窮、無財産を含めてもそうなんです、この一覧表、簡単な5行、6行の表だけで約5億5000万円の不納欠損処分をするということについて、ちょっともう少し説明責任があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺のところはどうですかね。もっと中身を分析したものは持ってみえるわけでしょう、健康部として。

松岡保険年金課長

ただいまご指摘いただきました金額でございますけれども、23年度決算の理由別の中で年次の何年度に幾らあるかとか件数という表はございます。あわせて23年度の中で時効が多いというのは、やはり今年度の反省すべき点ではないかということをお報告申し上げます。

加えて、ご質問いただいたことに合致するかどうかわからないんですが、例えば県外と同じ同等規模の市でありますと、例えば滋賀県の大津市でありますと、23年度不納欠損額は5億1000万円でありますとか、愛知県の岡崎市でありますと8億2000万円でありますとか、愛知県豊田市であると5億1000万円というような状況もございまして、全国的に似たような状況にあるということをおつけ加えさせていただきます。

中森慎二委員

いや、別に岡崎は、ほかでするだけで僕はいいいんだけど、我々としては四日市のこの国保における不納欠損と、23年度、5億5900万円というものの妥当性がどうなのかということをお市民の皆さんにも理解いただかないと、真面目に保険料を払っている人たちが見たら何だという話になるわけですよ。だから、岡崎、8億だろうが10億だろうが、別にそんなことは我々にとっては構わない話。岡崎として市民に対して説明ができれば、それで僕はいいいと思うんですよ。20億でも50億でも。だけど、この四日市の5億6000万円というお金が、不納欠損で取れませんでしたということで累積の繰越滞納分から外してしまうわけですよ、分母として。その説明が、この5行、6行のこの表だけではちょっと説明責任が足りないんじゃないかということをお申し上げているの。その上において、特に時効という

ものについても、あるいは5行の、6行ですか、この内容、項目別の分析というものはもっと健康部としてやってみえるのではないですかということをお願いしているんです。

松岡保険年金課長

大変失礼いたしました。

ここに健康部追加資料1 (4)でございますが、27ページ、無財産、生活困窮、居所不明、納付義務消滅、時効というところでございますが、ここは地方税法を準用いたしました関係で、滞納者の方の財産を調査するんだけど、財産がない方、あるいは納付相談、あるいは納付指導員の訪宅によりまして生活実態を調査させていただいたり、あるいは所得の調査をさせていただくんですけども、財産がない、所得がない、生活困窮にある方というふうな世帯もいらっしゃいます。

そういったような実態を把握させていただいて、各世帯から、これ以上請求はできないというふうなところで、やむなくこれだけの金額を不納欠損させていただいたというところでございます。

中森慎二委員

今の説明、市民、保険、国保の加入者の真面目に保険料を払っている人に、前にして説明できます、その同じ言い方で。

例えば、時効というのは、この上の4行とは違う理由なわけですよ。無財産でもない、生活困窮でもない、居所不明でもない、納税義務消滅でもない、それ以外の理由で5年の時効の中で1億1000万円を不納欠損するということでしょう。じゃ、この時効の中身は何なんですかということすら今説明をしないと、やっぱり真面目に保険料を払ってもらっている市民の方々からしたら納得できないじゃないのかと、そういうことを申し上げているわけですよ。

行政手続上、不能欠損処分というのがあることも理解しますし、これを行使することがだめだと言うつもりはない。だけど、この額が本当に妥当なのかと、行政として徴収努力をどこまでやってきたのか、その上においてもこの時効というものは何なのか、何なんですと、だから、ご了解くださいということを保険加入者の真面目に保険料を払っている人たちに説明する責任があると思うんですよ。だから、そのところを、ほかの市と比べても同じぐらいの不納欠損だからいいなんていうような、そういう感覚がもしあったとした

ら、これは大きな間違いだと僕は思うんで、あえてその指摘をしているんだけども、だから、ここの部分の表の内訳の、もっと分析してあるんだらうと私は思うから言っているんで、逆にここの部分の原因なり中身を分析していないと、今後の徴収に対する滞納整理のマニュアルもあるというふうなお話ですけども、その部分に生かされていかないんじゃないですか、早いうちに手を打つということをおっしゃっているけれども、そういうことも含めてここの不納欠損の中身の分析というのをちゃんとしていかないと、また同じ話の延長線上で、ここの1の3の表にあるように、現年度分と繰越分を足して、23年度は少し減っていますけども、これだって不納欠損の額で調整することもできるわけです。悪い言い方をするとね。だから、そういうことをトータルで考えて説明していただく必要があるんじゃないかなと私は思うのであえて言っているんだけども、だから、そこら辺のところの説明できるものを出すべきじゃないかなと、単に時効です、1億1000万、不納欠損です。これではやっぱり真面目に保険料を払ってもらっている保険者に説明ができないと僕は思うんですよ。

樋口博己委員長

どうですか、答弁。

中濱健康部長

この表の中で項目的には、先ほど課長が説明しましたような項目で整理はしたわけですが、特に委員からは、保険料を納めておられる方に対して、その部分が妥当として四日市として落せるかというご質問でございます。特にやはり滞納等に問題としては本当に意識を持っておりまして、庁内を挙げて、また、専門の部署とも連携しながらやっております。年間200件以上、23年度の実績でいけば200件以上の方に滞納の処分もかけながら、預金の差し押さえ、あるいは不動産の差し押さえもやりながら回収してはおります。ただ、中森委員の言われるように、この項目だけで時効で1億1000万円が制度的にはあるのは理解できるけど、やられる中身がわからないということでございますけれども、ここへ至るまでの間の、課長も説明しましたけれど、当人に対しての督促、あるいは分納の指導、相談業務をやってきた上でもこういう問題が出てまいっております。ここら辺はもう少し実態としての徴収の中の分析をしながら方法等は考えていかななくてはいけないとは思っておりますが、今後、この時効の部分で極力減らすような形をとりながら保険者、被保

険者に対する説明も十分できるような体制で考えていきたいと思っております。

今すぐに、じゃここの部分の時効の中の分析はどうだと言われますと、現状、今、資料、私は手持ちを持っておりません。今後、その内容につきまして精査もしていくよう、原課とも協議をしながら進めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

中森慎二委員

部長、そうおっしゃるけど、例えばこの27ページの1（4）の表を見て、平成19年度の決算の時効は2300万です。23年度は1億1000万。5倍以上ふえているんですよ。こういう状態なのに分析している中身もわからない、説明もできない、手持ちもないということでは、それでは説明責任は果たしていないんじゃない。いや、まだね、50歩下がって、平成19年から同じぐらいの時効分で推移しているんなら、それでもいいとは言いませんよ。だけど、5倍ふえているんですよ、この5年間で時効分が。じゃ、これに対する問題点は何かとか、どういう傾向なのかというのを当然決算に当たって分析をして、24年度に向かってこの時効の分を減らす対応をとらなきゃならんんじゃないですか。それができていないんだったら決算に値しないじゃないですか。きつい言い方をするかわからないけど。

中濱健康部長

ご指摘、ごもっともなところがございます。確かに数字が大きくなっておるということの状態、これが社会経済状態が非常に厳しくなっている話かなと思っております。今後のほうにつきまして、制度的な問題もございます。それから、高齢化率がどんどん上がっておる問題、経済状態が悪化している。この辺が非常に複雑に絡み合った結果がこういう形になってきたかなと。この間におけます、先ほどの繰り返しになりますけど、督促等につきまして、やれるべきことは取り組んでまいったわけでございますけれど、結果、時間というのが来ました部分につきまして、地方税法のほうに基づきます時効対応をさせていただかざるを得なくなったと、これが現実でございます。

今後ともそういうものにならないようにどうするかということの分析は、やはりこの現実をちゃんと直視しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中森愼二委員

だから、例えばね、じゃ1億1000万円で大口の時効者の額はどんなのがあるんですか。例えばですよ。だから、そんなこともわからないわけでしょう、僕らにとっては。委員会に対して説明が何らないんですもん。まして市民の方からしたら、何です、これって、時効というのはわかるけど、何人いて、どれだけの1人、大きな人、どれぐらいの額を時効になっているんですかと、時効の大きな理由は何なんですかということの説明責任が僕は必要だと思うんですが、最低限ですよ。だから、それは資料として出すべきですよ。

私はそう思いますけどね。ほかの委員の皆さん方のご意見もちょっと聞いてもらって、時効ですから1億2000万になりましたと、トータル5億6000万、本年度は不納欠損です。一般会計から繰り入れしているんですよ、国保に対して。幾らですか、23年度の一般繰り入れは。5億、6億という額じゃないんですか。これ、匹敵するんじゃない、逆に言うたら不納欠損に。不納欠損がなかったら一般会計の繰り入れなしでもいいかと思うね。これは基準による繰り入れなんで、それは別としてもね。だから、そういう見方だってできるんじゃない。だから、石川委員の言われるように、安易な不納欠損というものは、やっぱり本当に吟味して、やむを得ないというものに説明しないと、これは僕はいかんと思うんですよ。

あとは委員のほうに。

樋口博己委員長

何らかの答弁、できますか。

松岡保険年金課長

ただいまの不納欠損の時効についてでございますが、時効の内訳としまして、先ほども少し申し上げましたが、年度ごとの金額、あるいは件数を表記したものがございますので、後刻、資料として提出をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

樋口博己委員長

年度の額ですか。中身という話だと思いますので、年度で数字が出ても今の質疑の中での参考資料にならないかなと思いますけども。

結構です。他の委員の皆様の方からのご意見をいただきたいと思います。

豊田政典委員

この件だけですか。

樋口博己委員長

いや、ほかでも結構です。

豊田政典委員

僕は三つ書いていまして、その中の国保の不納欠損の滞納だったんで、石川委員とのやりとりで、石川委員が言ってくれたんでやめようと思っていたら、答弁を聞くにつれ、不安になってきたんで、もう少し言いますけど、何か皆さんの意識が、どうも他市と比べて同じぐらいだとか、少しまさっているとか、収納率にしても大体90%です、ことし、23年、ちょっとよかったねとかね、そんなレベルで考えているような気がして、そうじゃなくて、抜本的に変えないと、多額の金が失われていくという意識を変えてもらわないとね。そうせんと来年また同じことを言っているような気がするんで、全く進歩もないなと思って聞いていました。

例えば、被保険者に対する説明ということで、今、答えてもらっていることだけでは聞かれても説得できないですよ、全然。例えば一つ、今、考えておったんですけど、保険料の請求書みたいなやつ、送りますやんか。そこにさ、この不納欠損とか収入未済の数字を書いて、で、言いわけを書いたらどうですか。ということをご提案します。

どうですか。みんなに送る情報公開。質問しているんだよ。

中濱健康部長

広報も使わせていただきまして、先ほど豊田委員からもありますような保険料の通知だけ行っておると、これについて、こういう内容まで書き込めるかどうか、一遍ちょっと検討させてもらいますわ。できるともよう言いませんし、できないともようお答えできませんけれど、極力保険料の納付が促進できるような対応策は考えていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

豊田政典委員

つまり、きちんと納めている方が大半で、その人たちに情報を知らせるとするのは当然だということ、それから、取れなかった分に対する情報提供は必要だし、また、いろんな悪質で払っていない場合は差し押さえというきつい処分はあるよとかね、そんなことが必要だと思うんですよ。それも含めて根本的な意識改革というのがないと、さらに努力していくということと言われても、少なくとも5年間、ここに出されているだけでも変わっていないとしか読めないね。とにかく多額の金がなくなっていく。払った人、見逃していくというふうにはしか読み取れない、聞き取れないんで、それでは全くだめです。だから、一定の決意を聞かないと、具体的に聞かないと認定しがたいなというところです。

というのが僕の今の意見です。

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。

不納額について、他の委員の皆様、ご意見ございましたら。

よろしいですか。

中森愼二委員

くどういようですけど、この不納欠損の中身についてももう少し資料としては提供してもらう必要がありますよね、最低限。我々も議会報告会で市民の皆様方に決算報告するんですけど、この不納欠損、時効で1億1000万円ですって、どうなんですかと聞かれると、もう答えようがないです、これ。時効なんですわという話では済まんと僕は思うてますよ。だから、皆さんもそうでしょう。我々もこの税金の使われ方、あるいは保険料が未納の部分の処分はどうなっているのかということとしてきちり説明する責任があると思うんで、この表に対応するもう少し説明ができるもののデータ、資料は提出いただかないと、これは納得できないですね、私は。そういうお答えもないんであるなら、あえて言っているんですけど。

樋口博己委員長

資料は準備できますか。

松岡保険年金課長

ただいまご指摘いただきました資料につきまして、戻って作成をしてみたいと思います。よろしくお願いします。

樋口博己委員長

それでは、一旦不納額についての質疑は留保させていただいて、まだですか、資料は。まだですね。

豊田政典委員

じゃ、残りのところ。全部、まだですよ。

中濱健康部長

ちょっとおくれておりました。

豊田政典委員

脱法ハーブ、まだね。

それでは、別のやつで、議案聴取会で委員会の意見を受けて、成果と課題ということで、この網かけのところを書き直してもらったんですけど、比較的いろんな事業について「周知」と、それから、「啓発」という言葉が出てくるんですけど、具体性がないなというところを感じました。

その中で、2ページのところに、追加資料(2)で、かかりつけ医の推進のことが書いてあります。昨年度、私、産生委員会だったんですけど、消防と8分・5分の実現ということで所管事務調査をやったときも、同じくかかりつけ医の重要性ということも消防も言われたんですよ。ただ、ここの2ページでは、今後ともかかりつけ医の推進に取り組む必要があるということが書いてあるだけで中身がわからないんで、例えばかかりつけ医を持っている方の比率なんていうものをつかんでいけば、それを紹介してほしいし、それから、今後の取り組みというのはどんなことを考えているのかというのを聞いておきたいなということです。

あわせて、同じようなことですけど、10ページでは子宮頸がんワクチン接種ですけど、これも接種率が、回数が異なるので云々と書いてありますが、例えば対象者のうちの何人が1回でも受けたことがあるかどうかみたいなことはわかっているかどうか。これも

今後の課題というのは「周知」と「啓発」と書いてあるけど、具体的なところがよくわからないので、さっきの話も一緒ですけど、同じことをやっても同じなんですわ。だから、改めて決算というタイミングでね、これからこんなこと、今までの反省を生かしてこういうふうに変えていくという具体的具体策が示されないと全く意味がない。

11ページも同じことを聞きますが、先ほど目標や全国やら市が21.2%で、具体的には何なんだなんて石川委員とやりとり、個人通知云々でしたけども、個人に通知を出すというのは、24年度というか、これまでやっていなかったのかどうか。やっていただけども、この結果なら同じことをやっても同じなんで、個人通知の内容が悪かったとしか思えないんですけど、それをどう改善していくのかというようなところを、三つ言いましたが、それぞれ教えていただきたいというのが一つ。

加藤健康部次長

まずかかりつけ医の関係でございますけども、今、かかりつけ医を持っている比率のデータがありますかというお尋ねでございますけども、今、私どものほうではちょっとそういったデータは持ってありません。

それから、あと具体的な取り組みということでございますけども、ここにもございますように、救急搬送の6割強が軽傷者であるということで、一つ、24年度、今、作業を進めておるところでございますけれども、『子どもの救急医療ハンドブック』というのを、関係者、医療の関係者の協力を得て、今、作成の作業を進めております。これは小さい子どもさんを持っておられる保護者の方は、なかなか核家族ということで、親の知恵もないといえますか、そういった対応がなかなか難しいということで、ついつい救急車を呼ぶというふうなことにもつながるということで、小さな子どもにありがちな、よく見られる症状について、救急車を呼ぶべきなのか、そのまま様子を見たほうがいいのか、そういうようなものをわかりやすく示したハンドブックを今年度中に作成をしまして配布する予定にしております。

具体的な取り組みとしてはそういうようなことで考えております。

以上です。

藤田健康づくり課長

ヒブ、肺炎球菌、ヒブワクチンと肺炎球菌の接種率でございますが、始めた年齢によっ

て接種回数が異なってまいりますので、接種率が算出不可と書かさせていただいておるところでございますが、おおよその接種率は把握しておりまして、ヒブ、肺炎球菌については約7割、そして、ゼロ歳児においては90%を超える接種率になってございます。

同じく肺炎球菌についても、全体の接種率75%、そして、ゼロ歳児においては90%を接種させていただいておるところでございます。

あと、もう一件、がん検診の具体的な啓発方法についてご質問いただいたんですけども、主要施策118ページに挙げさせていただいておるんですけども、23年度、通常、無料クーポン券を送る年齢とは別に、40歳と60歳の方に個別がん検診の周知文書のほうを送らせてもらいましたところ、通常の、例えば41歳、42歳と比べまして40歳は3倍以上の受診率になったということがございます。

以上でございます。

豊田政典委員

かかりつけ医についてハンドブック云々というのは、新たにやってもらうということでもいいと思うんですけど、ただどれだけの人がかかりつけ医を持っている、持っていないのかというのがわからない以上、そんなこと、推進だと言ったって雲をつかむような話で、それを把握することをしないとだめだと思うのと、あと、ハンドブックというのも、今の説明では安易に救急車を呼ぶなという話だと思うんで、消防とも連携して、その内容を充実するとか、子どもに限らずほかの年代層に対してもできるかもしれないし、ぜひそういった、消防と連携しているのかどうかわかりませんが、広くかかりつけ医推進ということ全体を捉えて24年度、25年度やらしてもらわなきゃいけないなということ。

それから、予防接種のほう。がん検診のほうは、今、説明いただいて随分効果があったよという話で、よくわかりましたから、そういったところ、効果ある事業についてはより拡大していくということをやってほしいし、子宮頸がんのほう、数字が出てきましたけども、10ページの(3)で23年度の内容が書いてありますけど、それでも7割しか受けていないといったようなところで内容を変えとかさ、それをやらないと決算の意味がないんで、改めて見直して改善していくということをやっただけなければいけないという話でした。

じゃ、次。続けていきます。よろしいですか。

樋口博己委員長

はい。

全体では大分、もう少しやりますか。

豊田政典委員

あとね、長いやつを抜くとそんなに長くないです、あとは。

樋口博己委員長

わかりました。資料が整いましたので、長いのだけちょっと後でお願いできますか。済みません。

豊田政典委員

はい。

そうしたら、犬猫の話なんですけど、これは委員長もかつて一般質問されて、今議会で山口議員が質問されたところに関係するんですけど、主要施策実績報告書138ページのところに保健所の実績が書いてあります。

それで、いろいろ言葉では資料にも、追加資料17ページで「殺処分の減少に努めます」って、「今後とも」と書いてあったり、23年、「努めました」と書いてあったり、それとか、20ページの事業内容のところには、「犬猫に可能な限り生存する機会を与える」、「与え」、「努めた」と書いてあるけど、138ページを見るとこんな数字であるということ、まず短目に行きたいんですけど、犬猫を保健所に抑留する、収容するまで、どういった過程を踏んでそうなるのかというのを、ちょっと簡単にですけど、教えてください。

市川衛生指導課長

犬の場合からまずお答えさせていただきます。

犬の場合は、よくこの時期ですと、雷とか、そういったもので犬が失踪、逃げちゃうという部分。こういうのはかなり多いです。また、皆さん、飼い方の問題で係留していないという場合もございます。こういった意味で、犬がまず逃げた、これが一番多いです。それにあわせて、一部飼い主の無責任な飼い方によりまして、ちょっと野犬化しているのが一部ございまして、そういった犬もございます。こういったものが抑留という形で保健所

に持ち込まれるのが一番多いです。あとは高齢者の方が、もうとても飼えないからということでの相談をいただいて、私ども次の飼う方を探してくださいということをお願いしているんですけども、なかなかそういうのが見つからない上で来たんやと、そういうふうにおっしゃって持ってみえるケースがあります。

それから、猫の場合なんですけども、これはもう委員もよくご存じのとおり、公園等では飼い主の不明な猫ちゃんが結構多いんですけども、こういった猫が時期になって子猫を産んで、そういう子猫の持ち込みが結構多いです。そういうところが。

豊田政典委員

で、よくわかりましたが、それに対して飼い主のいる犬なんかは、もとの飼い主に渡るのが一番いいんですけど、どうやってそれを市民にPRしているのか。飼い主であったり、また、新たな里親であったりね、犬猫。これは今何をどうやって知らしめていたのか。そして、今回、それでも殺処分が、犬は減っていますが、猫はほとんどが殺処分していますが、これをどう改善されていく考えなのかというようなところを教えてください。

市川衛生指導課長

まず犬につきましてですけど、この犬につきましては、実は公示という義務がございますので、5日間、ホームページで写真を入れまして公示をしております。それとあわせて、四日市の南警察の前にあります四日市庁舎の前に分室というのがございまして、そこにも掲示、張りまして、写真入りで。そういった掲示をしております。それから、あと近隣の方、例えば鈴鹿市とか、それから、桑名市とか、そういった方からの問い合わせ、逆に桑名市、鈴鹿市のほうへ逃げた場合もございますので、そういった意味ではホームページでリンクして見れるようにしてございます。

それから、猫の場合ですけども、猫の場合は、1番は、ことしの2月からなんですけれども、子猫の譲渡制度を三重県と連携しまして始めております。2月、3月で3件ぐらい譲渡の申し込みがありました。さらには、この9月までに6件申し込みがありまして、5頭の譲渡というような形で、300頭近くある処分の中で5頭は非常に少ないかもわかりませんが、まずは一歩前へ進めたと思って、私たち、今後これを進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

豊田政典委員

資料にも、ほかに獣医師であるとかボランティア団体と連携をしながら推進していきんだ、減らしていきんだと書いてあるけど、その具体的な説明はなかったんですが、一般質問で山口議員あたりが質問された、保護センターをつくって、それを活用しながらというようなところが一つ成功しているところもありますよね、熊本とかね。それに対する答弁はちょっと先送りのような話だったんですけども、本気でここに書かれているようなことをやろうという思いがあるならば、今までのやり方では全然だめだと思うし、数字的にも。具体的に取り組むという一つのポイントになるならセンターをつくることかなと思うんですけども、そのあたり、どうなんですか。それともそこまで、人間のほうに金がかかるんで動物に金をかけられないよというのなら、そう言ってください、本当のことを。

市川衛生指導課長

確かに委員のおっしゃる部分、いわゆるセンターを拠点にということだと思います。そういう意味では、私どもが今お話をしているようなことが、一つ前、二つ前に進んでいけるお話だと思うんですけども、ただ、その前に、例えば獣医師会とか、それから、ボランティアの方とか、それから、愛護団体の方も含めて、まずはその基礎をつくることが必要ではないかと、そういうふうにかんがえて、実は、この9月にも愛護週間というのがございまして、そういう愛護週間の中で愛護団体の方も見えていまして、我々四日市市も講演をしまして、その中で、皆さん、お悩みのこととか、そういったことも含めて、まず状況も把握しながら、愛護団体との関係づくりもまずは進めていこうというのが私どもの考えでございます。

豊田政典委員

愛護団体は一般論として結構行政を責めたりする団体だったりするんです。そうじゃなくて、より協力的な関係を結んで、今、言われる基本的なところの関係、ネットワークをつくるというところから始めてもらうしかないのかなと思うんですけど、獣医師会とか、獣医の皆さんとかペットショップとかね、いろいろ、また、民間団体、いろいろ連携できる場所があると思うんですよ。本気の取り組みを示していただいて、来年度の決算のとき、次の決算のときにはまた、これはすごく進んだねというようなところを目に見え

る形で示してもらいたいし、僕はセンターの設立の条例づくりというのも一つの大きな手段かなと思います。山口委員と全く同じ思いでありますんで、その辺の推進も期待していますから、これはこれで期待ということにさせておいてもらいます。

あとの短いやつ、最後ね。

樋口博己委員長

はい、どうぞ。

豊田政典委員

これも質問があったんやかなと思うんですけど、ヘルスプラザについて、23年の実績が、概略でいいんですけど、言ってもらって、公害資料館のときにヘルスプラザ縮小という話があって、これからは拠点から地域健康づくりにシフトしていく方向を変えていくんだという須藤さんも言うてましたけど、ヘルスプラザの今後については、公害資料館の話があったころは縮小の方向でしたが、それはそれで変わらないのか。それから、空いたところをどうするのやという質問があったような気がするんだけど、答弁をはっきり覚えていないもんで、そのあたりも聞かせておいてください。23年度の実績からね、決算なんで。

藤田健康づくり課長

23年度の利用人数のまず実績から説明させていただきますと、全体での利用者は、昨年度12万9701名であったものが、23年度は12万68名ということで9633名の減となっております。その主なところにつきましては、プールの利用者が3100名、トレーニングジムが1200名、グラウンドゴルフが1100名というところで、その3件を合わせて約5000名、それと、あと運動施設のほうの専用利用が3500名ほど減っておる状況でございます。

あと、ヘルスプラザの今後につきましては、委員がおっしゃられたように、中村議員の一般質問にお答えさせていただいたところでございますが、ヘルスプラザを中心とした拠点型の健康づくりから、地域の身近な公園や集会所、市民センター等々で多くの市民の皆さんが参加しやすい健康づくり教室等の開催をするという健康づくりへシフトしていくということで、ヘルスプラザの機能見直しを考えておるところでございます。

以上でございます。

樋口博己委員長

豊田委員、よろしいですか。

豊田政典委員

はい、わかりました。

山口智也委員

関連で、済みません。手短かに。

一般質問でも言いましたので、重なりといけませんのであれですけれども、主要施策のほうの138ページの犬猫の相談なんですけれども、昨年、22年度から23年度を比べますと、全て4042件から3487件に減っている一方で、モラルに関係する部分は244件から319件にふえているという、こういう現実もある中で、先日、質問したように、危険な飼い方をしていることで市民も危険に感じることもあるという、そういう状況もありますので、具体的に適正な飼育について周知徹底をしていくというお話ですけれども、一般質問で言いましたように、そういった具体的に看板を設置するですとか、ホームページでもっとわかりやすく市民に訴えていくというようなことも本当に真剣に考えていただきたいと思っておりますので、この点だけ、一言で結構ですのでお願いしたいと思います。

市川衛生指導課長

ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、一般質問等でもいただいているとおりです。本当にそういった意味では適正飼養についてどうやっていくかという部分で、看板、ホームページ、これだけでいいのか。もちろん我々、看板もいろいろつくっている中でのことなんですけれども、ホームページで皆さんに本当に周知する、できるのかなという部分もございますので、いろんなメディアを使って、例えば、今、CTYのローカルがあるんですけど、こういう画像を使ったような訴え方もありきかなと思って、実はこの9月に動物愛護週間がございます、先ほどもお話ししましたけど。このときにも実はうちの獣医が、その接し方、さらには、そういう愛護の、そういう関係のテーマで5分ほど放送しますので、もしよろしければそういうのもごらんにいただいている中でのことだと思っただけだと思います。済みません。

山口智也委員

5分と言わず、継続して市民の目に入るようにしていただいて、大きな事故が起こる前にちゃんとした対策を打っていただきたいという思いがありますので、よろしく願います。

済みません。ありがとうございます。

日置記平委員

ちょっと豊田委員のヘルスプラザに関して、私も非常にこれ、施設、気にしているんです。それで、特に最近気にしているんですね。公害資料館があそこでなくなったことについては歓迎しているんですが、あのときに私は職員の皆さん方はどれだけ利用されていますかという問いをかけたことがあるんだけど、ちょっとインタビューしたいんやけどね。部長、ことし何回利用されましたか。

中濱健康部長

私はゼロです。

日置記平委員

じゃ皆さんにちょっと、月1回以上利用された方、手を挙げてくれますか。

はい、ありがとう。ゼロですな。これが今日の現状であるということ認識してくれる。

私は、いやいや、手前みそではないけど、行っています、週1回。これはね、あそこの利益のために貢献したいというつもりで行っていません。自分の健康のために行っているんです。同時に、あそこの実態、どうなんやろうと思いを込めて行っているんです。

やっぱり自分たちがそれを担当しておって、それなりにいろんな形で仕事をしながら、やっぱり有効に利用しなければいけないし、それから、あのときは、もう一つ言ったのは、あの周辺の企業の大手から中小企業まで、四日市をもっとアピールせなあかんやん、こんないい施設があるのになら、そういう訴えもしました。今ね、ちょうどですよ、水温22度から25度ぐらいあるんやね。そのままどんと飛び込んだって心臓が余り負担にならないし、まことにええ施設なんでね、全員行ってください。でないと、これ、わからへんに。こんなところで審査せならん、何の意味があんねんな。あれ、行かなあかん。

だから、市長にも伝えてよ。市長、少し太り過ぎ。忙しいけどね、あれ、7時まで行っ

たら9時まで泳げるんですよ。ちなみに、日曜日は6時なんやね。ということもわかりました。塩浜の人だけにたくさん行ってもらうんではあかんのです。やっぱり我々が意識を持ってやらないといかんです。強調しておきます。

何か部長からお一言。

中濱健康部長

ヘルスプラザ、どんどん活用していきたいと考えています。それで、ただ、今、利用したのかという設問で、私たち、仕事上はあそこへ行っています。自分が、じゃプライベートで入っているかという、そこがちょっと足らんとこかなと思っていますけど、私たち仕事上であそこへは出入りをしておりますし、会議室も使いますし、やってはおります。ただ、やはりそこを活用して健康づくりに自分たちも行かなあかんという委員のご指摘はごもっともやと思っていますので、それを意識していきたいと思います。

ヘルスプラザ、今後ともバリアフリーで、あれだけの施設でございます。地域の方にもっと使っていただけるような形にしていきたいと思っていますので、地域全体もそうですけど、日置委員に言っていただきましたように、市の中でもっと展開しながら、あそこへ一遍行ってみようかというような雰囲気づくりを今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

日置記平委員

一言ね、私が行って、天井、さびてきてんの。どこかのまちに、天井、落ちてきた事件がありましたな。どこかのまちでね。ああなんようにね。あれ、鉄はさびますよ。だから、さびたら補修せなあかんね。さびがひどくなる。天井、落ちてからでは遅いのでね。ちょっとあれは、管轄違うかな。とにかく気がついたことだけ伝えておきます。

中濱健康部長

ありがとうございます。来年度に向けまして天井は全面的に改装する予定が入っておりますので、小学校の体育館も含めまして、ああいう上から吊っているのがやっぱり危ないということでございますので、全部点検いたしまして、ちょっとまだおくれておりますけれども、早急に対応できるよう、今やっておりますので、ありがとうございます。

中森愼二委員

ちょっと関連して質問。

済みません。ちょっと前段の議論と重なってしまうかも知れませんが、ヘルスプラザは、規模を縮小してという構想でしたね、公害資料館はあそこに併設するというときに。トレーニングジムも古くなっているので、もう取りかえしないんだという話だったんですが、それはそのままの考えが継承されるんですか。だとしたら、部長が今言っていた話、全然合わないんじゃないかと思うんだけどさ、利用も促進してふやしていきたいと言っている話と。

中濱健康部長

お尋ねのトレーニングジムのいわゆる機械類とか、上、2階に上がっていただきますとランニングトラックというものがございます。これは、今、健康度測定、あるいは総合体力測定という形で、受けたプログラムに基づいて利活用していただくような形になっております。今言っていただきますように、その部分についての機能の見直しは今進めてはおりますけれど、中森委員が、じゃおかしいじゃないかというのは、1階のプール、それから、2階にございます軽運動室、それから、機能回復訓練室、まだまだ施設的には十分使えるものもございます。ただ、今後うちが健康部としまして、あそこの利活用につきましては、その施設のいろいろなプールも初め、軽運動室も含めましてさらに活用していきたいという意味でございますので、あそこを使わないということでもございませんし、2階のあれがないとできへんやないということでもございませんので、そういうプログラムで進めていきたいと考えています。

中森愼二委員

ちょっと決算なんで、もうこれ以上触りませんが、ちょっとまた教えてくださいませんか。ヘルスプラザをどうしたいんですか、健康部は、設備も含めて。公害資料館が博物館に行こうとする中で、ヘルスプラザの健康増進の位置づけなり設備なりの考え方がどう変わろうとしているのか、どうしようとしているのか、その辺のところをまとめて一度また報告してくれませんか。きょうは決算なんで、委員長、もうこれで触れませんで。済みません。

樋口博己委員長

では、それはどこかの休会中調査の中で報告をいただきたいと思いますので、よろしく
お願いします。

それでは、午前中にお願ひしました資料ができて手元に届いていると思いますので、資
料についての説明を端的にお願ひして、それに関しての質疑をお願ひしたいと思ひます。

それでは説明をお願ひします。

市川衛生指導課長

済みません。資料がおくれまして本当に申しわけございませんでした。

資料の確認ですけど、一つは決算常任委員会健康部追加資料として、ちょっと厚いのが
1部と、それから、四日市市食品衛生監視指導計画平成23年度版、これをご用意させてい
ただきました。

私の衛生指導課のほうの資料につきましてお話ししたいと思います。

まず一つ目、四日市市食品衛生監視指導計画をごらんください。

これにつきましては、骨組みをまずちょっとご説明させていただきたいと思ひます。

まず大きく一つには総括というのがございまして、総括の中とお話をさせていただくに
は、次、2番目の監視指導検査の実施機関と連携の確保とか、こういったものもございま
すし、さらに、三つ目には監視指導検査の実施事項として、大きくこういうのは重点項目
をつくりまして監視指導を行っております。その重点項目と申しますのは、最近非常に感
染症のほうもはやっております。腸管出血性の大腸菌対策とか、それから、全国でも食中
毒が一番多い、ないしは2番目に多いカンピロバクター、さらにはノロウイルス対策、こ
ういったもの。さらには、安全・安心のためにほかに何をしたらいいかということで、い
ずれは消費者の方に非常にプラスの部分だと思ひます。適正な表示の推進、こういったも
ので表示の監視を行ったり、また、北勢市場に出かけましてそういった衛生対策を含めた、
表示を含めた監視を行ったりというところでは。

あと、夏期と、それから、冬なんですけれども、こういうときには量販店を中心に一斉
監視を行っております。

4番目は、危機管理発生時のどういった対応をしていくか、それから、情報提供をどう
やっていくかと、こういう骨組みと、あとは事業者の皆さんに自主衛生管理に関する事項
についてのこと、さらには、我々食品衛生監視員の資質向上のためにどういうことをやっ

ていかなきゃいけないかと、こういうところを盛り込んだのがこの1冊でございます。

それで、次は、決算常任委員会健康部追加資料の1ページをごらんください。

委員から依頼のありました食品衛生監視指導結果についてはこちらに載せてございます。各許認可のところの業種別の監視数とか、それから、前年度比較とか、そういったもの。さらには、開始届けとございまして、いわゆる届けの部分ですね。例えば給食とか、そういった部分のことも載せてございます。

それから、抜き取り検査というのをご紹介したと思いますが、抜き取り検査の何が違反であったのかというのがこちらに載っておりませんが、何件あったのかは載せてございます。

あとは、ランク別についての部分なんですけれども、ランク別につきましては、A、B、C、Dランクがございましてということでお話ししたと思いますが、もっとわかりやすく説明させていただいたほうがいいかと思っておりますので、ちょっとお待ちください。

樋口博己委員長

7ページですか。

市川衛生指導課長

7ページなんですけど、これを読ませていただくのもあれかなと思って、もっとざっくりとお話ししたほうがいいかなと思ひまして、ちょっと私、済みません。ちょっとお待ちください。申しわけないです。

申しわけないです。済みません。

ランク分けにつきましては、済みません。僕の頭の中でちょっとお話しさせていただきます。

Aランクの場合は、ここにありますように、年2回やりましょうということでございますが、済みません、ちょっと今、資料がありましたのでお話しさせていただきます。

Aランクとしましては、まず食中毒が発生したら大規模となる可能性が非常にある、そういったところですので、具体的には広域流通の食品製造業ですね。そういった管内の製造業者。それから、大量調理、いわゆる……。

樋口博己委員長

結構です。この資料をいただいたので、A、B、Cは結構です。

市川衛生指導課長

いいですか。

樋口博己委員長

はい。

市川衛生指導課長

はい、わかりました。

あと監視体制についてのことなんですけれども、これは8ページをごらんください。

1枚ペーパーをつくらせていただきましたが、私どもでは、薬剤師8名、それから、獣医師2名、このトータル10名が食品衛生監視員として配置しております。その中で係が二つございます。食品薬事係の中に食品担当として薬剤師4名を置いておまして、この4名が、チームというのはこの4名なんですけれども、2名体制で複数名で監視に行くようにしております。1名が、見逃しが結構あるんで、その辺を見逃さないようにということで2名での監視体制で行っております。また、12ページにありますようにということなんですけど、これは、済みません。あっちこっちしますけど、食品のこの監視計画の中の12ページに年間スケジュールがございまして、年間スケジュールに沿って、今、下に例えばというふうにして文面で書かせていただいておりますけど、夏期とか冬にそういう流行期の一斉監視をやっていますよとか、あとは学校給食の部分ですね。こういった学校給食の部分を年間を通してこんなふうに行っておりますとか、あとは保育所、この辺の部分です。

それから、前年度、食中毒が発生した施設につきましては、月1回のペースで拭き取り検査等を行いまして衛生指導を行っております。

それから、自主衛生管理推進ということで、四日市の認定登録がございまして、こういったものももっともっと推進していかなければならないんですけれども、今、現に登録と認定を1施設ずつございます。そういった施設につきましても月に1回ないしは2カ月に1回のペースで中の立ち入り監査をしております。それから、あとは監視員の向上のために研修会等もいろいろ参加させております。

これが食品衛生監視体制でございます。

あとは、薬事に関係する許認可の部分でということでは、午前中、中森委員ともお話をした中で一つだけ私が抜けておりましたので追加させてください。

許可の要らない部分がありました。バーの入っている部分で、医薬部外品、化粧品、こういったのは許認可が必要ないんですけれども、そこで販売されていたということで監視数としては計上しておりますというところを追加させてください。

あと、豊田委員からご質問いただきました脱法ハーブですけれども、これは14ページにございます。申しわけございません。

脱法ハーブの検挙数なんですけれども、全国で、これ、平成23年と書いてありますのは、統計的には1月から12月でございます。今、全国ではないということです。うち三重県もなかった。もちろん四日市はございません。でも、ことしになりまして、この指定薬物と申しますけど、こういった法改正等でかなり全国にも非常に犯罪が起こってきたということで、平成24年6月、1月から6月の間に全国で6件、さらに、うち三重県はなかったということでございます。そういったところです。

あと立入検査につきましては、午前中にもご紹介させていただきましたけど、三重県内、5店舗ございましたので、この5店舗を、1回だけではだめなので、この6月までにまたさらに新しいお店もふえたということで、この6店舗について三重県はやっておりますけれども、そのうち四日市は2店舗ございまして、さらに、2店舗のうちの1店舗が店を変えちゃったということで、新たに3店舗ということで立ち入りを行っております。

以上でございます。

樋口博己委員長

この資料の説明は。

加藤健康部次長

済みません。10ページでございます。

医療法等に基づく医療機関立入検査についてということで、その検査食品の体制ということで病院と診療所に分けて記載してございます。

病院につきましては、検査職員数2名ないし3名、診療所については2名ということで、そういった体制で臨んでおります。

23年度の検査の実績数ということで、病院につきましては、市内の全病院13施設につい

て検査をしております。それから、診療所につきましては89施設、医科の診療所、歯科の診療所を合わせて市内400施設ほどございまして、そのうちの89施設について23年度、検査を実施してございます。

それから、2の検査項目とその結果ということで、一覧表で、病院、診療所に分けて表示してございますのでご参照いただきたいというふうに思います。

それから、健康総務課の関係を続けて説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

15ページからは三師会への補助金に係る関係書類ということで添付させていただいておす。まず15ページは、四日市医師会からの交付の申請書でございまして、申請額1265万という形になってございます。それから、その後、添付書類ということで、22年度の事業報告から23年度の事業計画、続いて23年度の予算と、その26ページからが23年度の補助事業についての確認した事項ということで添付させていただいております。

以下、同じような形で、歯科医師会、薬剤師会というふうに添付してございます。

健康総務課の関係は以上でございまして。

藤田健康づくり課長

11ページをお願いしたいと思います。

がん検診の結果について表示させていただいております。これは、医療機関で受診する個別がん検診の中で、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの受診者数に対して、要精密検査があった者、うちがんが発見された者。これは、医療機関からの報告もしくはなかった患者さんについてはうちのほうからアンケートを送付して結果報告をいただいたものをまとめさせてもらったものでございます。

以上です。

村上保健予防課長

保健予防課でございまして。

12ページをごらんください。

一番上の表でございまして、まず感染症検査実績といたしまして、ご質問のありましたH I V、梅毒、B型肝炎、C型肝炎の延べ検査件数とその結果、陰性の件数、陽性の件数でございまして、毎週水曜日に無料匿名で検査をしております。毎週

水曜日13時から15時、やっております。それと同時に、毎月第4水曜日は夜間ということで追加をいたしまして、毎月第4水曜日は17時半から19時ということでやっている結果でございます。

真ん中の表でございます。精神保健相談実績でございます。この表につきまして、内容をというご指摘ございましたが、厚労省の報告例から分類をしておりますので、それで報告をさせていただいております。

ちょっと解説をいたしますと、左の欄、「老人精神保健」、これは主に認知症関係での相談であればここに分類をするというふうなルールになっております。そして、右のほうへ行きますと「心の健康づくり」、ゼロ件でございますが、ここは精神疾患に陥らないための心の健康づくりの相談であればここへ計上するようということですので。あと、右の「その他」につきましては、いずれにも該当しない、もしくは精神疾患診断のある方はここに全て集計をすることということでございますので、厚労省の報告例からいいますと、この分類集計が多いということになっておりますのでお願いをいたします。

そして、最後の下の表ですが、相談実績の内訳でございます。

この表につきましては、来所、電話、訪問を、この表、同じものが主要施策実績報告書129ページにもございますが、それを転記させていただきました。上から申し上げますと、精神科医師による来所相談、精神保健福祉士による相談で来所、これが36件、53件、それと、保健師等による来所の相談が272件、この三つが来所相談件数として計上しております。そして、その下に、電話、保健師等による電話相談でございますが、これが1003件、一番下が家庭訪問による相談で、3職種の中で7件、17件、222件、合計1610件、こういう内訳でございます。

それと、13ページをごらんください。

精神保健相談の回数とかも教えてほしいというご指摘もございましたので、これを一般に配布しているチラシでございますが、させていただきました。

「こころの相談窓口」という業務で宣伝はしておりますが、一番上に精神科医師による相談、原則第2、第4金曜日の10時から12時と13時から16時、保健師等による相談は随時、平日にさせていただいております。精神保健福祉士による相談につきましては、原則、毎月最終火曜日の13時から16時ということで実施をさせていただいております。

以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上で完了ですか。以上でよろしいですか、説明。

中濱健康部長

はい。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、この資料についての質疑を。

中森慎二委員

追加資料で出していただいた資料に基づいてちょっと二、三お尋ねしていきます。

1ページの監視指導結果についてというこのデータは、委員会資料にも、それから、主要施策実績報告書などにも入れてもらったので、これはわかっているんですが、ここでどういうことを言いたいかということ、対象施設数が何件あって、23年度、これだけ入りましたよということはあるんだけど、じゃ、入ってどんな指摘をしたのかというのは、これで全然わからないんですよ。2ページの食品等の収去検査、持ち帰って検査したものの分については、3ページにもあるようにそれなりの件数があるんだけど、これでも指標不適合件数という、不適合というのは何なのかよくわからないんだけど、いうように、1ページで言うようなところに立ち入っているんだけど、何かを指摘したのかというものについては何もわからない。行きましたというだけなんですね、この報告は。だから、そこら辺、行きましたということだけ報告するのは、意味ないことはないけれども、行って何を指摘したのか、どういう内容の指摘が多かったのか、そういうことがもちろん一番大事じゃないかなと思うんだけど、そこら辺はどうなんですかね。

市川衛生指導課長

その指摘の内容等については、私どものもちろん課内では、そういう復命書等で私は見ておまして、その辺どういうのが多いのかということで、ちょっとこの休憩時間、ぱらぱらとですけど、見ている内容を確認したところ、やはり飲食店ですと、いろんな業種がございますけど、飲食店ですと調理器具のそういう使い分けができていないとか、それ

から、あとはそういった器具への消毒方法がまちまちであったとか、さらには、従業員に対するそういう教育等がやっぱりやっていないなというところがあったという部分で、今後、そういったお話もいただいた中で、我々、この保健所の中のそういった監視の中に結果も踏まえたそういう一覧表も入れていきたいと思えますけれども。

中森慎二委員

私、見ていて、今までついていないことがものすごく不思議なんです。どんな、消防でもそうでしょう。立ち入りしたらどういう指摘をしたのか、どういう指導をしたのか、どういう改善が必要なのかってまとまっているんですよ。だから、この保健所がやっているのは、行きましたというだけで、この食品衛生監視指導結果というのはホームページ上でも公表されているんだけど、これを見たら何にもわからない。何件行きましたという保健所の自己満足でしかないんじゃないかと僕は思うんだけど、その結果がやっぱり大事であって、それをちゃんと公表する体制をすべきだと、早急に。23年度の分についてもまとめたものを議会に報告いただけませんか。

返事が欲しいんですけど。

市川衛生指導課長

はい、わかりました。

樋口博己委員長

この決算中ではなくていいですね。

中森慎二委員

まとまっているのがあるんなら出してください。

樋口博己委員長

市川課長、どうですか。

市川衛生指導課長

まとまっているものはございませんので、この23年度の指摘事項をちょっとこちらです

っと係で見させまして、その辺で統計的にとれるものを項目別にちょっと作りまして表にしたい、そういうふうに思いますけど。

中森慎二委員

今の答弁を聞いてね、ますますちょっと思ったんだけど、体系的にまとめていないということは、じゃ、過去もそうなんだけど、年間何千件で立ち入りをして、四日市の飲食店というのはこういう立入検査が必要な部署に立ち入った指摘内容、問題点の傾向もつかんでもなければ、何件あったかもわかっていないし、そういう状況で毎年繰り返しているということですか、今、現状は。ないということは。

市川衛生指導課長

委員のおっしゃるのもごもっともな部分もございます。私ども、いわゆる食品衛生監視員としてA、B、Cの者がそれぞれ温度差があってはいけないという部分もございます、監視票というのをつくってございまして、そういうので一応チェック項目はつくってございます。その中での部分も含めて統計的なものがとれるということを私思っておりますので、従来そういうことを、統計をとっていないというのはもちろん問題かもわかりませんが、23年度はそういう統計をとりたいと思います。

中森慎二委員

いや、それは問題ですよ。一遍どこかお店に入ったチェック票があると言われたから、それ、ちょっと出してくださいよ。お店の名前は伏せておけばいいじゃないですか。じゃ、どういうチェック票でやっているのかもちょっと出してほしいと思うんだけど、今の話を聞いていると、保健所はお店に立ち入ったという、そういう保健所の立ち入り権を行使したものを見せつけたらいいんだと、その抑止力で改善されるだろうというようなことを期待してでの立ち入りとしか聞こえてこないんですね、僕は。だから、どういう内容で立ち入りをして問題がどこだったのか、ちゃんとまとめたものがなければ次の指導にはつながっていかないし、それを市民にも公表すべきだと僕は思っているんでね。今の体制では非常に不満足だと僕は思うんですけど、不足していると思うんですけどね。

部長、どうですかね、そこら辺。

中濱健康部長

飲食店を中心としました立ち入りの問題でご指摘いただきました。

それぞれ飲食店の問題、個々の事案がそれぞれ違っておるということもございますので、先ほどもありましたチェック票につきましては、すぐに実績として上がっているものは出させてもらいますけど、やはり統計的に全体を網羅していなかったというのは問題だと思っておりますので、次にそれは改善させてもらいたいと思っておりますので、それを活用して今後の立ち入り、あるいは指導に役に立っていきたいと思っております。よろしく願います。

中森愼二委員

もう一つ言うと、体系的にまとまっていなかったとしても、それじゃ23年度の立ち入りをした中でこことこことこういうポイントだけは問題だったんだというものがあるんですか。少なくともそれがなければやった意味がないんじゃないかと僕は思うんですよ。だから、その体制はちょっと根本的に見直してもらわなきゃいかんと思うんです。

次の質問に移りますが、8ページの食品監視体制のところなんですが、2789件、1ページの資料によると監視していただいたということなんですよ。

樋口博己委員長

中森委員、済みません。

先ほどの資料の準備に取りかかっていただけですか。

チェックした票を、個別の。資料の作成に取りかかってください。

済みません、中森委員。どうぞ。

中森愼二委員

この食品監視体制のところなんですが、年間、23年度は2789件の立ち入りをしましたということなんだけれども、1年間の稼働率は二百数十日ぐらいとして2789件を割り込むと1日11件ぐらいやらないかんのですよ。2班で行っても6件ぐらい立ち入りをしないとこれはできない数なんだけれども、今の4名で2人が1組でというような体制での立ち入り態勢だとすると、それで十分なその立ち入りができているのかなという、行って、「こんにちは」と言って帰ってくるだけの話では立ち入りにならないわけなんで、店の大きさにも

さまざまあるし、病院の体制は、これまた別立てなんだろうと思いますけども、食品関係だけでこの体制だと思うんですけれども、そういうもうちょっと具体的にどういう組み合わせでどんな形で1日何件ぐらい回っているのですか、現実的に。

市川衛生指導課長

毎日ということでしたけれども、1日を通して回る日もあれば、回っていない日もございます。それはいろんな危機管理等で人出が要って、そちらの監視、きょうは中止とか、そういったこともございます。さらには、ほかの業務もございまして、その業務の割り当てによっては、この食品衛生監視員を例えば環境衛生のほうで監視に使ったりとか、そういうこともございまして、専門に食品衛生監視員としてこの4名を毎日使っているわけではございません。

中森慎二委員

だから、現実的にはどうやって回っているのと聞いているの。

市川衛生指導課長

それで、この監視体制の中でお話しさせていただいたことなんですけれども、5月、6月とか7月、8月にはこういう給食の届け等、こういったもの、さらには、夏の食中毒の発生時期の非常に多いときとか、それから、冬場のノ口のと、こういったところで集中的にやっているというふうにお考えいただきたいんですけれども。

それから、学校の場合は、なかなか動線監視と申しまして、交差汚染等まで、非常に委員もご指摘になったとおり、その施設によってかなり違うだろうという部分なんですけど、本当に給食の場合は見るところが隅々まで見なきゃいけないもんですから、その辺で、動線監視といいまして、交差汚染も含めてやるとなると、かなり学校の場合、時間がかかるので、秋、それから、さらには冬、この辺にもちょっと流れております。

中森慎二委員

だから、1年間を通じてこの計画書の12ページにあるように集中的に学校給食だとか保育所の給食だとか、四日市まつりの露天商の集中的な監視だとか、年中行事的なものもあるのはよくわかるんだけど、それも含めて1年間に2789件の立ち入りをやったという実績

から見て、日々行けない日もあるとしたら、なおさら密度を濃くやらないかんと思うんだけど、今のその監視員体制の要員で十分な立ち入りができているのかどうかということをお聞きしているの。

市川衛生指導課長

その辺では、午前中に石川委員のほうからのご質問をいただきましたけれども、我々が十分な分、できていないと思っております。それで、自主衛生管理の部分で指導員の方にもお願いして、巡回という形になりますけれども、我々1人をつけて、2人ではちょっと無理なもので、そういったものでは一部巡回の監視に同行させていただいているような状況もつくっております。

中森慎二委員

じゃ、それは保健所が行う立ち入り1件にカウントしているということですか。

市川衛生指導課長

あくまでこれは食品衛生監視員ではなくて、食品衛生協会の指導員の方がやられるものであって、我々のこのカウント数には入れておりませんけれども、一部が同行したものについてはカウントさせていただいております。

中森慎二委員

だから、そこがもう一つわからないんですよ。カウントしているものとしていないもの、もうちょっと明確にしてほしいのと、保健所が立ち入るというものは、今、お話しした2人体制のようなことだったんですが、もう少しこの、資料で出してくれませんか。どういうふうに現実には立ち入っているのか。

もう一つちょっとよくわからないです、実態が。食品衛生協会の人の部分も一部立ち入りにカウントするものがあると今お話があったんだけど、それはどういう定義なのかということも含めて。

くどいようですが、今のA、B、Cのランクのいろんな施設ごとの立入検査回数のルールもある中で、件数的にほぼこなされているようには見えるんだけど、私は十分な検査が、立ち入りができているとはちょっと思えないんですよ、この件数からするとね。対象

件数と実施件数からしてですよ。そこら辺の考え方は、今の体制で問題はないと、23年度も十分な検査ができたというふうなことで、今、そうでもないというお話も出ていたんだけど、じゃ、それができないのにそのままいいのかという話については、保健所内、あるいは健康部の中での議論は、23年度、総括して何か問題提起が出ていて、例えば24年度で今動いているんで、25年、26年度からでもこの監視体制を強化するために職員をふやす必要があるのだというようなこととか、あるいはその監視体制についてのもう少し見直しをする必要があるのだとか、そういうところの総括はどうなっているんですか。

市川衛生指導課長

まず23年度を踏まえまして、まず23年度ではちょっと私が説明不足なところがあるので、そこをちょっとお話しさせていただきます。

実は、23年度の場合は、生食の牛肉の問題がございまして、法改正もございまして、その中でユッケ問題がございました。そのユッケ問題の中で、これからお話しせな、本当はあかん部分なんですけど、いわゆる実態調査をなささいというふうな国からの通知もございまして、その中での実態調査も、かなり我々、時間がかかりました。それとあわせて3.11の以降、放射能汚染の問題もございまして、その稲わら汚染の牛肉、これの流通調査も非常にたくさん、72頭分参りました。そういうのを含めてやっておる中で、来年度、どうやっていくべきかということだと思いますので、その辺についてちょっとお話しさせていただきます。

今年度のことなんですけれども、いざ放射能汚染の検査につきましても、10検体当たりですけれども、三重県と連携しまして70検体あたり放射能汚染の検査も予定に入れてございます。実際のところ4検体ばかりやっておりますけど、問題なかったという部分でございます。

あわせて、重点項目の中で直に問題になってくるのがカンピロバクター、さらには、腸管出血性大腸菌、この辺のところを、実は生食のレバーが、法の改正がございましたので、それもあわせて、食肉販売業、食肉処理業、今年度はその辺を集中して回っているところで、重点的にそっちのほうに今回は力を入れている、とっていただいていると、ご理解ください。

中森慎二委員

いやいや、重点的にやってもらうのは、それはやってもらわないかんのですよ。だから、それはそれで、恒常的にやらなくてはならない立入検査に対しても、含めて、そういったプラスアルファの業務がふえている中において検査要員の体制について今のままでいいのかどうか、あるいは何が足りないのかというような議論がなされているのかと聞いているの。

中濱健康部長

ご指摘の食品監視、非常に市民の方の関心も高うございますので、法律的にも農林系の部分もございますし、こういう食品の衛生法に基づく方法もございます。いろいろなところで職員も限られておりますので、大変苦慮してやりくりをしておるのが現実でございます。

ただ、これ、食品衛生監視員としての資格がないと立入検査ができませんもので、この辺の資格を有する者につきましては、極力、薬剤師、あるいは獣医師という資格を持っておればなれるということでございますので、この辺を総動員させていただきながら対応をしていきたいと考えております。

中森慎二委員

答えになっていないんだけど、それは現有職員の中で十分にやっていると、そういうような考え方を健康部の中でまとめて、そういう認識を共有しているという理解でいいんですか。

中濱健康部長

申しましたように、やっぱり専門職でないとできないというようなことがございますので、現有の中でのやりくりをベースにして現在考えておることでございます。

以上です。

中森慎二委員

いやいや、資格が要るのは当たり前の話で、だから、有資格者をふやすかどうかという考え方が必要かどうかということを知っているんです。資格のある人しか食品衛生監視員としてやれないと、それはルールとしてあるんだから、それはそうでしょうけれども、だ

から、資格のある人がいないからそのままいいんだと、あるいは立入検査の実施率が下がってもいいんだと、十分な検査ができなくてもいいんだと、そういう健康部、あるいは保健所の考え方が今あるということですか。

中濱健康部長

これ、やりくりするしかないかなとは思っておりますんですけど、これで市民の皆さんに大変迷惑のかかることだけが問題でございますので、それにならないような形での人的な割り振り、あるいは委員がご指摘のようなどという体制を構築するかということで、今の課長が申しましたけれど、平常の業務とあわせながらこういう対応をやり続けていきたいと考えております。ただ、人力的には確保していかなくてはいけないという思いは持っておりますので、その部分につきましては人事とも十分協議してまいりたいと考えております。

以上です。

中森慎二委員

改めて聞きますが、23年の決算という部分なので、23年度のその立入検査、それから、職員の要員的な状況とか実施率、内容も含めて改めて聞きますが、部長としてはこの検査要員の現状でやっぱり足りない、そういう認識は持っているということの理解でいいんですか。

中濱健康部長

足りないという認識よりは、やっぱりやりくりを十分もっとやるべきかなという思いは持っておるところでございます。ただ、確保できる人員に対しては要求をしていきたいと考えております。

以上です。

中森慎二委員

いや、やりくりっていう理解がよくわからないんですが、遊んでいる職員がいるということですか。

中濱健康部長

先ほども課長が語る申しましたような平常の部分とこういう監視の体制、それから、緊急に入ってくる業務の中をやりくりしておるという意味でございまして、いわゆる遊んでおるという話ではございません。業務を見直しながら時間的な部分、あるいは体制を組める人員を確保してやっておるという内容でございまして。

中森愼二委員

もう一遍聞きますが、平成23年度の決算として、この検査要員は足りているんですか、足りていないんですか、やりくりは別にしても。足りているんなら足りていると言ってください。一切要員のふえることは僕は認めませんよ、これから、そこまで言うんでしたら。

中濱健康部長

これ、足りておるという話はなかなか難しいのが現実でございまして。ただ、業務としては、23年度は、これ、やらさせていただき、いろんな対応をさせていただいたというのが現実でございまして。今、委員からご指摘があるように、人員の問題等、あるいは確保できればというご提案もいただく中では、そのような形でやらさせていただきたいと思えますけれど、23年度につきましてはこの陣容でやり切ったという形でご理解願いたいと思えます。

中森愼二委員

くどいようですが、23年度はもう終わっているわけですよ。だから、そのことをやれたか、やれてないかという話よりも、総括をして、この検査要員の体制についてはやっぱり厳しいと、現状は。現場のやりくりも含めて厳しい状況にあるという認識を持っているのかどうかと聞いているんですよ。ないならないと言うてください。変な理屈を言わなくてもいいじゃないですか、足りているんだと。そのかわり十分な検査体制もできているし、隅々までちゃんと対応したような検査立ち入りができているということを担保して言うてくださいよ。

中濱健康部長

ますます食品に関します事例は、先ほど課長が申しましたようにいろんな形が出てまい

ります。それに対応できるような人的な確保は今後やっていかなければいけないと思う
てますし、今までもやらせてもろうたものにつきましても中身を精査しながらやらせて
もらいたいし、人的な部分について、専門職について確保並びに育成はやってまいりた
いと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

中森慎二委員

なぜもっと素直に話ができないんですかね。いや、僕らが本当の検査体制の現場として
困っているんじゃないかと思ってるわけですよ。だから、そこに問題ないというなら問題
ないと言ってくださいよ。いいじゃないですか、それで。問題ないんならやってもらえば
いい。我々も安心してもっと充実したものをやってもらえれば、その体制の中でやって
もらえればいいと思っているんだけどさ、部長自身が、今の要員で問題ないんだと、23年度
の結果を見ても十分やれているとおっしゃるなら、それで僕はいいと思うけどさ。いや、
今、確保できるかどうかじゃ、それはいろいろありますよ。だけど、今の現場としての要
員は足りているというふうな認識を持っているのか、持っていないのか。これ、非常に大
事なことですよ。23年度の業務実績の中において問題ないとおっしゃるなら、それでいい
じゃないですか。はっきり言ってください。

中濱健康部長

健康危機管理も含めまして、食品のこういう問題も扱わせてもらっております健康部
といたしましては、本当に専門職が非常に多い職場でございます。医師、あるいは獣医師、
薬剤師、非常に保健師も含めまして専門職が多い中で、いろいろなところで人間的な問題
も言っていただきます。特に今回、委員のほうからご指摘があるようなこういう大切な食
品監視に十分な人員が割けるかという話でございますが、基本的になかなか人的にはそ
っておりません。それで、必要かということであれば必要と考えておりますので、その旨、
職員の採用、あるいは午前中もございましたけど、途中でやめていく職員もおるよう
なことでは困るやないかという話もございますので、育成、確保等、十分今後やってまいり
たいと考えております。

中森慎二委員

そういうことだと思うんですよ。だから、こちらからそこまで言わないとそんな話が出

てこないということが僕は非常に不思議なんですよね。もっと立ち戻ると、どうして四日市が保健所政令市になったのかと、その最大のメリットは何かといたら、四日市は職員をふやせるということでしょう。市民の安全、食の安全のためにも。そういうことで県の保健所であれば、そんなの四日市でものを言えないじゃないですか、直接。だから、四日市の職員なんですよ、皆さんは。だから、そこに立ち至ったときに今の業務の中で職員に問題があるのか、ないのかということをやっぱり部長としてきちっと話をさせていただいて、それからどこまで実現できるか、いろんなものがありますよ。財政的な問題も含めてね、今言われたような資格の問題もあって、そういった人たちが十分求人ができるのかという課題もある。だけど、今の現状、足りるのか足りないのかって、やっぱり素直に僕はお話、もっと早く言っていただくべきじゃなかったかなと思っていますよ。

もうこれ以上言いませんので、わかりました。

樋口博己委員長

それでは、15分、55分再開で休憩をとりたいと思います。

14 : 43 休憩

14 : 57 再開

樋口博己委員長

それでは、再開をさせていただきたいと思います。

では、チェック票の資料を配付いただけますか。

資料は手元に届きましたですか。

それでは、資料が整いましたので説明をお願いしたいと思います。

市川衛生指導課長

お手元のほうの資料の確認でございます。

一つは、表題が「食品衛生監視票」となっております。細かく27項目に分かれているものと、それから、もう一点は、「監視票（許可台帳）」と書いてあるものでございます。この二つにつきましてちょっとご説明させていただきます。

食品衛生監視票、27項目のこの細かいほうは、製造業を中心に、全てではないですけども、今回、こういった製造業に対して入るのにちょっとつけておかないといかんというふうにして衛生監視員が考えたものを、これを持って行ってつけております。裏面に指摘事項がございまして、ここには四つの品目について指摘がございまして。例えば、冷蔵庫内の生野菜云々、それから、4番目は食品衛生責任者の変更届けをしていないので、これをするように、こういったふうに書いてございます。

それから、もう一点、監視票（許可台帳）と書いてあるほうです。これは主に飲食店が中心でございます。もう少し項目数を減らしまして、さらには中の器具、調理、ないしは給水、それから、管理運営、この辺の部分を分けてありますけれども、そういうところを点数づけをしております。その下には、23年12月5日にこんなふうな指摘をしてきましたというふうにして、私の課のほうで復命で回ってまいります。こういった二つを捉えて、一応数にカウントして私どもでしてございます。

以上でございます。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

中森委員、よろしいですか。

中森慎二委員

はい。

村山繁生副委員長

この監視指導記録ですけども、他のものに変えてくださいと書いてありますけど、そのまた確認というのはやられているんですか。

市川衛生指導課長

次回、このお店にもう一度立ち入ったとき、済みません。それがAランク、Bランク、Cランクによりますけれども、Aの場合でしたら年内にもう一度確認に行ったときにこの指摘事項は確認してまいります。Bランクだと年に1回ですので翌年になる、そういう形になっておりますけれども。

村山繁生副委員長

わかりました。必ず確認はされているということでね、はい、わかりました。

山口智也委員

済みません。追加資料、ありがとうございました。

追加資料の12ページなんですけれども。

樋口博己委員長

ちょっとごめんなさい。これに関してはよろしいですか。

そうしましたら、追加資料のほうへ移りたいと思います。

山口智也委員

追加資料の12ページの精神保健相談実績なんですけれども、1610件の相談件数のうち、その他に分類されるのが1432件というところで、分類上、こういうふうに分類するのは仕方がないということなんですけれども、もう少し分析をして具体的な対策を、例えば若者対策に力をどう入れていくんやとか、また、電話体制が今のままで十分なのかですとか、また、特にこの1432件は精神疾患になっている方が対象ということですので、今の精神保健福祉士さんによる相談が、今、月1回ということなんですけれども、これをふやしていくべきなんではないかというふうにも思いましたし、対策を具体的に進めていく上でもう少し分析をしっかりとっていったらどうかなというふうに思うんですけれども、この点だけ、ご答弁をお願いしたいと思います。

村上保健予防課長

精神保健相談の実績でその他のほうが多い、全体を含めて分析をしてというご指摘だと思いますが、もう一つには、この精神疾患で何が多いか、相談の中で何が多いか、この辺は、実は診断確定ではございませんので、相談員の中の分類での実績がございまして、その数値はちょっと手元にはございませんが、統合失調症が多い。病気としては統合失調症が多い。ただまあ、これは先ほど申し上げたように、精神科医が診断をして分類をしたわけではございませんので、保健師等がこの方はそうかなというふうな分類をした格好でござ

います。いずれも適切な医療受診に早くつなく、継続的にかかわって医療受診が途絶えた方に再度受診をする、この辺の受診勧奨が主となってまいりますので、今後の取り組みとしては、早期支援、継続支援、ここをしていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

山口智也委員

そういう医療機関としっかり連携を深めていただくということですか、また、ここにも、主要施策のほうにも書かれておりますけれども、より気軽に連絡がとれるような体制をさらに検討していただきたいということで要望させていただきます。

以上です。

村山繁生副委員長

ちょっと簡単に1点だけ確認させてください。

11ページのがんの検診結果なんですけど、例えば、これ、胃がん検診ですと1万359人中1625人が精密検査をしてくださいよという案内を出したということでもいいんですか。

藤田健康づくり課長

受診者1万359人のうち精密検査を受けた者は1625人ということで、その中でがんが見つかった者が22名ということです。

村山繁生副委員長

実際に受けた人のあれですね。

藤田健康づくり課長

受診された人数を挙げさせていただいております。

村山繁生副委員長

実際には要精密検査の案内が来ても行かない人もあると思うんですが、その辺の、本当は精密検査をしなきゃならないのに行かない人というよりも、実際、その案内を受けてど

のぐらいの割合の人が実際に精密検査を受けているんですか。

藤田健康づくり課長

正確に要精検の中で何割が精密検査を受けておるといのはちょっと把握しておりませんが、受診した医療機関から精密検査を受けるように勧奨をしていただいておりますということもありますので、それで精密検査の促進に図っているところでございます。

村山繁生副委員長

実際的にはわからないということですね。

瀬古健康づくり課成人健診係長

成人健診係の瀬古と申します。

委員がご指摘のありました要精密検査というのが、検診をお受けになられて結果が要精密検査となった方の人数でして、このうちお受けにならなかった方でこちらが結果を把握できていない方が胃がんの場合ですと76名見えます。あの方につきましては、がんの発見は22名ですが、そのほかで異常なしですとか胃炎等のほかの疾患が見つかったりということで、結果のほうはこちらで全て把握しております。

以上です。

村山繁生副委員長

いや、この書き方ですと、受診者数に対して、そのうち要精密検査ということで、精密検査をしなければならない、精密検査をする必要があるという人が1625人というふうに見えるので、実際にはこれは受けた数なら、実際、そのうちの精密検査を受けた人みたいなを書いてもらったほうがはっきりするなと思ひまして聞きました。

以上です。

樋口博己委員長

他の委員の皆様、よろしいですか、この資料に関しまして。

この資料に関しまして、よろしいですか。

はい、どうぞ。

豊田政典委員

補助金負担金の見直しということで、この決算審査の中で全部局に決算委員長から各分科会で審査してくださいと要請があったので、教育民生委員会では各補助金の要綱等を配っていただきました、委員長のほうで。教育委員会の審査の中でまとめて意見を述べさせてもらって、部局にまたがる問題点があるという認識から、ここの分科会では全体会に上げることになったので個別に一つ一つは行きませんけれども、健康部所管にしてもらっただけでも、終期が定められていないとかね、14項目の財政経営部がつくった交付基準に沿わないところ、補助金の話ですが、補助金が多々見られるので、それはまた全体会の審査を聞いてもらって早急に改めてもらいたいなということを最初に申し上げておきたいと思います。

そんな中で、これだけは特段取り上げないと、額も大きいし、余りにも現状がひどいと思われるので、三師会の補助金の資料を請求させてもらいました。

樋口博己委員長

豊田委員、済みません。教育委員会で豊田委員から出していただいた資料をもとに、健康部、福祉部、同じ物差しでチェックしていただく資料を今作成を依頼しておりますので念のために申し上げます。

済みません。

豊田政典委員

ありがとうございました。

それで、この三師会の補助金の前に関連して、一つ簡単な質問ですけど、四日市医師会費負担金というのが健康総務課所管で払っていますよね。これはなぜ、その会費だと思っただけですけども、医師会に誰が入っていて、どんなメリットがあって支払っているのかということ、そこから教えていただきたいなと思います。

加藤健康部次長

医師会の会費の負担金でございますけれども、加入しておりますのは保健所長でございます。これは、保健所ということで、地域医療とのかかわりが強い、特に地域のお医者さ

んからの連携でありますとか、あるいは情報とかを得るためでございます、今回、四日市医師会の会員として公費で負担をしておるということでございます。

豊田政典委員

その今言われた地域医療に関する情報なんていうものは、いろんな事業を通じて、四日市市、また、保健所と医師会とは、打ち合わせをしたり、時間はあると思うんですよ。それをあえて会員になって会費を支払うというところが解せないんですが、負担金の見直し基準については、参加による効果を十分検討し、真に金が必要かどうかを十分検討し、脱退すべきものは脱退すること、それから、負担額の見直しについては、その団体が、今で言えば医師会ですけど、多額の繰越金等が発生していないか常に確認し、必要に応じ、負担の見直し、あるいは停止を求めることとなっておりますが、両面から改めて問いますけど、会員である必要って、本当に必要だと思われるんですか。検討したんですか。僕はとても思えないんですけれども。

それから、額について。この額については、こちらのほうの見直しで何か見直す必要がありみたいなのが書いてありますけど、それもあわせて教えてください。

加藤健康部次長

四日市医師会への加入につきましては、先ほども申しましたように、医師会との連携という部分でやはり入っておいたほうがより効果があるということで加入をしたものでございます。

樋口博己委員長

以上ですか。

加藤健康部次長

済みません。額について、適正な額に、収支を見ながら適正な額の対応を求めていくということでございますけれども、これにつきましては、今、22年度で医師会の全体の収支としては若干の、収支でプラス、それから、23年度については、わずかですけども、マイナスというふうなことで承知しておりまして、そういうことからいくと、今の単年度でいけば大きな剰余金というのは生じておらないということでございまして、単年度収支でい

けばほぼ均衡に近い数字になっておるものと承知しております。

豊田政典委員

いや、だけど、こっちのA3のほうではそうじゃなくて見直しを求めていくと書いてあるんですよ。剰余金や積立金はありますよね、この多額の。そういったところのチェックが余りにもおかしいんじゃないかという感想ですが、今から補助金を聞きますけど、ぜひ本当の話をしてください、本音で。そうじゃないと意味がないんでね。負担金も曖昧なまま補助金に入っていきますが、本音で語ってもらわないと意味がないということと、それから、補助金にしる負担金にしる、皆さんの金ではないんですよ。税金ですから、そのことをよくよく考えてもらわないといけない。事情は本音で話をしてもらえばわかる場所があると思うんですけども、それでもやっぱり税金を払う必要があるのかどうか。

それで、平成22年3月の予算常任委員会で附帯決議がつけられました。医師会、歯科医師会及び薬剤師会の補助金について、市民の理解が得られる透明性のあるものとなるよう引き続き協議を行うことというのが22年の予算委員会で附帯がついたんです、一旦ね。ところが、当時、今のように附帯決議を外すかどうかというルールが明確じゃなかったもので、23年度になって、健康部からの、健康部の判断によって措置済みということでもう終わったことになっているんです。そこには、それまでなかった補助金要綱、交付要綱というものを、体裁を整えたからということが書かれていたかと思うんですけども、それがいまだに僕はまともなものができていないということを今から問うていきますので、簡潔に答えてもらえればいいです。

で、聞いていくのは、この教民の委員長さんの取り計らいで出してもらったこのつづりのやつです、健康部の、もとになるのが。

まずこれは、ほかの補助金については何々補助金交付要綱という形で、その補助金、まず名前が全然違う。ここにあるのは「四日市市・四日市医師会等連携推進事業実施要綱」となっているんです。補助金交付要綱じゃない。しかも、趣旨の第1条では、この要綱が、四日市市（甲）及び四日市医師会等、など、「等」という記載、四日市医師会等（乙）、四日市市と四日市医師会等が地域医療やいろいろな事業に連携して取り組むことにより、市民の健康、安心云々、必要な事項を定めると書いています。この「等」って、何ですか。こんな要綱は見たことないんですけど。四日市医師会等って何ですか。

加藤健康部次長

ここで「等」は、四日市医師会のほかに四日市歯科医師会、四日市薬剤師会を示しております。

以上です。

豊田政典委員

それはそうやって書かなあかんでしょう。ほかにこんな曖昧な書き方はないですよ。しかも、名前が、なぜ補助金交付要綱にしないんですか。本当のことを言ってください。

加藤健康部次長

この実施要綱につきましては、四日市市と四日市医師会及び歯科医師会、薬剤師会が連携をして地域医療の推進を進めていく、その事業について定めるもので、その中でその事業を実施した団体に対して補助金を交付するというふうな内容でございます。

豊田政典委員

じゃ、聞き方を変えますが、ほかは健康部所管でも何とか補助金交付要綱って大体はなっていますわね。なぜこれだけ名前が違うんですか。

加藤健康部次長

これにつきましては、先ほども申しましたように、四日市市と三師会が連携して行う事業についてここで実施要綱として整理しておるということで、そういった事業実施要綱になっておるというふうに理解しています。

豊田政典委員

そうすると、つまりこの補助金の交付要綱はいまだにできていないというふうに理解しますよ。

本音でと言っているのは、つまり医師会と四日市市はもちろん切っても切れないというか、いろんな事業を行う上で、三師会にしましょうか。三師会は、いろいろ事業、協力をいただかなければいけない大切な団体であるということはよく理解しますし、いろんな事業を委託しています。委託金ももちろん払っているんですけども、そんなこともあってだ

と思いますが、この補助金の削減、あるいは廃止については、今までも、議会から随分前から私も含めて指摘はされているけれども、一向に体裁さえ整えていないのは交渉に困難をきわめているからだということは私も聞いたことがあります。

かつて担当していた職員の話だと、例えばですよ。会長のところへ行くと、いきなり辞書が飛んできた、何しに来たんだという事例を具体的に聞いたことがあります。それだけ苦労されているというのは理解できるし、また、委託事業でお世話になっている、ならなければいけないというのもわかるけれども、そうじゃなくて、委託事業は委託金を払っている、委託料をね。補助金というのは、行政みずからが、市役所が14のルールを決めて見直そうと、いろんな団体がありますよ。それで減額されたり、廃止されたり、いろんな団体、補助金が欲しいというか、運営上どうしても、あればもちろん助かるしというような団体が、一つのルールによって、痛みを分かち合っていこうというのは変ですけど、それぞれルールに従って、市民、誰にでも説明できるような内容にしていこうということをやっているわけではないですか、財政経営部、旗を振ってね。できていないから全体会上げている。できていないのが多いから上げていますが、少なくともそういう動きをしようとしているのに、この医師会の補助金については、今の名前もそうだし、医師会等なんてよくわからない表現になっているし、補助対象事業にしても、もう言ってしまっても、内部の会議であるとか、それから、委託料を払っている委託事業に対して、その何か連絡調整だとか何とか、よくわかりませんが、ここにも追加資料を出してもらったけど、それにまつわる金を100%出すとかね。

それから、医師会や三師会それぞれの自主活動というやつを半額を出すとかいうところがちゃんちゃらおかしいし、委託料を払っているのにまた出している。そして、ルールの5番目やったか6番目で、事業をまず特定しなさいというのがあって特定できていない。その事業の2分の1までだよというのになっているのに、それもそうっていない。それから、事業報告ということで追加資料を出してもらいましたが、こんな乱暴なんはないでしょう、ほかに。これは彼らの各団体の総会資料じゃないですか、こんなもん。そうでしょう。こんな乱暴な報告って、ほかにあるんですか。何をやったか、特定された事業をやって、これだけの効果がありましたというものを、金をもらっているんだから当然報告せなあかんでしょう。申請書だってそうですよ。これ、総会資料ですよ。どれが対象事業かわからへんじゃないですか。

さらに言えば、医師会には多額の積立金があるし、それから、出してもらった追加資料

を見ただけでもですよ、これは三師会のうちの薬剤師会は繰越金が8200万円あるじゃないですか。これをもって、見直し基準、交付基準では、繰越金、剰余金が補助金額を上回っている金持ちの団体に補助するのはやめましようとしてあるでしょう。8200万円ですよ。で、一向に、年次的に金額を見れば下がっては来ているけれども、それでも三つ合わせて1800万円という突出した額をいまだに払っている。払っているというか、補助している。

一体どうなっているのかなということ、もう何回目かわからんですけど、それでも変わっていないもんで言わざるを得ないんですけど、どうなんですか、部長、これ。おかしいと思っているんでしょう。歴代の部長はおかしいと言うてましたよ。

中濱健康部長

ご指摘の三師会、医師会、歯科医師会、薬剤師会の補助金につきまして豊田委員からご指摘がございました。これ、既にご承知かと思えますけど、平成22年に、先ほど委員からも紹介がありました附帯決議をつけていただいて、当時の3月議会で附帯決議がついたものでございまして、そのとき、福祉部、平成22年からちょうどこの関係、教育、それから、福祉、それから、健康部にまたがる医師会の業務がございましたので、この部分の業務を、それまでは担っておりました福祉部のほうから健康部に移管したというふうな経緯がございます。そのときに、先ほどご紹介があった指摘を受けまして、昔は、これ、名前が協力金というような形にもなっておったと聞いております。それも、そこまではその金額も相対今よりは多くの金額が払われておった時期もあると確認はしておりますけれど、今回、見直す中で、今言われましたさまざまな業務を医師会のほうでやっておるのは間違いございませんし、委託等も現実にやっております。その部分をいかにスムーズにやるかということで、この円滑な事務を進める、これの部分を見る部分としまして、今、委員からもありましたこの要綱自体が交付金要綱じゃないじゃないかというようなお話もありましたが、現実的にこれを、先ほどうちの次長も説明しましたけれど、補助金を出させていただく交付金の要綱という名前で、名称が、そのときなぜ連携の推進の形がとられたかというふうにつきましては、先ほど次長が申しましたような内容をベースにした形でつけさせてもらいました。中身は補助金交付要綱の形をとっております。この部分の中で、今後とも、本来であれば行政の代替の業務をやっていただく部分について、内部的という話もございませぬけれど、内部も含め、それから、医師会みずからも外部にうちの委託、本市の委託業務をやっていただいている外部の連携の問題等も含めまして取り組んでいただくための部分

と、それから、地域医療の推進に係ります部分としての事業としての2分の1の補助をベースとした二つを構成した内容で整理をさせていただいた流れがございます。

ご紹介がありました内容につきましても、市民の皆さんに透明性が高くなるようにということで、その部分で要綱もつくらせてはいただいています。今後とも医師会との連携の中で見直すべきところは随時見直しながら進めてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

豊田政典委員

委員の皆さんの意見も聞きたいなと思うんですけど、まだ言っていないところ。例えば、その事業実施要綱には、第9条の報告という項目があって、全ての交付要綱にあるんですけど、この補助金に限っては、乙、乙というのは医師会等ですけど、は、第2条第2項の対象事業の進捗状況等を必要に応じて甲に報告するものとするとはなっていないんです。つまり、誰が判断するのかわかりませんが、ほかの交付要綱は、当然、事業が終わったら、事業報告を収支報告等をつけて報告し、それを事業評価を市のほうでやるんだとなっているのに、必要に応じて甲に報告する、しかも、何をというようなことも書いていない。で、出てきているのは各団体の、各三師会の総会資料しか出てきていない、効果なんていうものは何にも書いていない。

22年当時、教育民生分科会では、分科会長報告で、積算根拠に説得力がないとか、それから、明確な根拠なく補助額を決定してきた過去の経緯、ほかの補助金との整合性も含めて全体会に取り上げます、送ることをしましたとなっていて、全体会の議論の委員長報告では、運営補助であったのを事業費的な補助に変更……。違うわ。済みません。平成20年に見直したと説明があったけれども、今回の積算についても後づけ、苦しい理屈にしか思えないという意見とか、医師会との交渉がいかにか困難をきわめるものであるか、議会に説明して協力を求めるべきであるとの意見が複数出されましたとかね。こんな議論を2年前にやっていて、時の委員長さんが、僕ですけど、報告しているんです、こうやって。それを受けて附帯決議で、最初に言ったように市民の理解が得られる透明性のあるものとなるように引き続き協議を行いなさいとなっているのに、何だか知らない、要綱を少しいじって措置済みになって済みしておるわけですよ。

何も変わっていないじゃないと私は思うので、委員の皆さんに意見を聞かせてもらいながら、もう一回言いますと、附帯決議をつけたけど、当時どうやって外すかというルール

はなかったんですね。今は健康部の判断で措置済みとしてもうマルがついているんです。そうじゃなくて、これをもう一度、同じ内容でいいと思うんですけども、同じ附帯決議を改めてつけ直すなり、マルじゃなくするようなことをしなければいけないと私は思いますが、皆さん、どうでしょうか。

樋口博己委員長

豊田委員から附帯決議というご発言もございましたが、この点に関しまして、委員の皆様、お考えがございましたら発言いただきたいと思います。

日置記平委員

その前に、それを先に言っていい。いやいや、このことよ。このことやけど、この三師会の件に関してね。

樋口博己委員長

ああ、どうぞ。

日置記平委員

今、豊田委員から四日市の三師会に対する考え方を、話、されたんだけど、その結果こうすべきだという我々メンバーに問いがあったんですが、その前に、健康部として、過去のいろいろとの経緯はあるんだけど、そういうことを踏まえながら、これからより市民のために役立つ三師会であることが極めて重要なので、その方向性をしっかりと示しておく必要があるだろうと。それは、いわばこの三師会と、それから、健康部と市民というこのトライアングルのフローチャートをしっかりつくっておくということ。

つまり、補助金、負担金等々を出している、そのことについてのフローチャートをつくっておけば、より我々議会からも信頼されるし、市民からも信頼されるし、その辺のところの演出がやっぱり少ないのではないかなと。過去からずっと継続しているからこうなっているということではいけないので、これからの方向性としてはいけないので、これまでも三師会とのいろんな協議をやっているでしょうけど、そういったことを踏み台にしながら新しい医療の方向性を求めるために一遍きちんとした、投資効果と言おうか、そういったものがより効果を高めるために話し合っ、その方向性をきちっと整理をしておく、

そういうことが必要だろうと思うんだよね。それが委員会でも信頼されていくことになると思うんで、そこのところ少し不明確な部分があるから、やっぱりこの際、正しい方向性に行くための努力をして、部長が見直しをしていくというところだけど、その見直していくのは何なのかとって、見直しというのは減らすことが見直しではないんで、ふやすことも見直しだし、現状維持でいくのも見直しかもしれないんだけど、だから、正しい方向性に向かうための努力ということになると、この三師会と健康部と市民とのところに視点を当てて、そして、一番効率のいい方向性のフローチャートを一編つくるということに努力をされることを望みます。

そういうことによってお互いに医師会の皆さん方も新しい方向性を目指して市民の健康サービスをさらに向上させてくれる条件設定になると僕は思うんやね。そうしないと、なかなか税金を使ってという話の中になってくると、効果はあるのかどうか、もったいなくはないかどうか、いや、すばらしい演出があるとかいうところの答えがなかなか出しにくいことになってしまうんで、この際、見直しというのはそんな方向でね、よりよい方向で行くための見直しをやっぱりやってほしいと希望します。

ごめんね。

土井数馬委員

先ほど豊田委員のほうからも指摘があったんですけども、私はその次の年の予算委員長だったんですが、ルールが、附帯決議を外すルールが決まらなかったものですから、それと、まだそのもっと前にも附帯決議がつけられたものがあったので、一度整理をして一覧表を出せということで事務局のほうに指示をして、各課、部から出してきたものなんですけども、今おっしゃったように、それは全体会ではもちろん取り扱っていません。健康部のほうがとれたもんだというふうな判断をしてとっていたものですから、恐らく教育民生でもその協議がなされたのかどうか、ちょっと私もわかりませんが、ただ、一旦そのときに外してあるというのは事実なものですから、手続がどうかは、そのときも決まっていなかったわけで一旦外されています。ですから、今回、附帯決議の見直しということになれば、予算にやっぱり、きのうの教育委員会のものと同じような形かなと思いますので、今、意見もありましたように、見直していく方向だということできつく委員長のほうの報告等で今回は提示していただきながら、次回、見直しがあるのかないか、わかりませんが、予算のときで附帯決議をつける、つけないというような議論ができるん

じゃないかというふうに私は思うんですが、一旦は、今言いましたが、手続上のことで附帯決議はとられているということは事実ですので、もう一度さらに附帯決議をつけていくのであれば、来年度のその負担金の見直しがなされていないのであれば、そこで議論していくもんじゃないかなというふうに私は思いますけれども。

意見です。

豊田政典委員

22年は、予算委員会はついています、今、決算をして、23年度決算が共通の14項目ルールにかなっていないということが僕ははっきりしたと思っているんですけど、それを踏まえて次の予算編成に向けて意見していくのが決算審査だと思うんですよ。

予算審査のときに、例えば見直し不十分であるとなったとしても、なかなかというのは変ですけど、予算案全体でいきますから、そこを否決したり、修正するというのはかなりのパワーが要りますよね。それよりも、今の時点でわかっているのであれば、共通認識を持てれば、決算の時点で附帯決議をつけ直す、その作業が次の予算編成にも影響を与えることができると思うし、それまでにまた三師会と交渉するに当たって、議会は悪者じゃないですけど、それを言いわけにもできるじゃないですか、議会でこう言われているんで見直さざるを得ないんだという交渉の手段にも使ってもらえるんで、この時点でつけたほうがいいなと思いますけど。

土井数馬委員

そういう考え方もあろうかと思います。

きのう、そうすれば、この時点ではこの決算が認定、あるいは不認定というような決断が、判断が豊田委員のほうで要るんじゃないかと思うんですけども、だから、決算で前回ついて、なかなかその負担というの、要綱に合っていないし、今見直しのあれも合っていないというのであれば、今言いましたように認定か不認定という判断をしてくるんじゃないか。その附帯決議につきましては、やはり今までのルールからいきますと予算に関してつけていくべきものじゃないかというふうに私自身は思うておりますが、ちょっとほかの委員の皆さんの意見もちょっと聞かせていただきたいところです。

樋口博己委員長

豊田委員から問題提起がありました点についての扱いについて、他の委員の皆様でお考えがございましたらご発言いただきたいと思います。

中森慎二委員

余りちょっとよくわからないんで、ごめんね。感想みたいなこともあるかわからないけど、要は、23年度予算執行に向けて議会として注文をつけたことが、今、決算で23年度の執行状況を見て、それが実施されているのか、いないのかというのが一つの判断だと思うんですよね。だから、その項目は、豊田委員がおっしゃるようなもの、例えば羅列して、こういう項目に対して指摘したことを出して、実施されていないじゃないかということが改めて確認する作業がひとつ必要じゃないかと思うんですよね。その上で新たなものが必要なのか、あるいは、土井委員がおっしゃったような認定なのか、不認定なのかという考えの領域の中で判断すべきものなのか、委員会全体として今言ったような話の整理をする必要があるのかというところがポイントかなとは思っていますね。

石川勝彦委員

過去に何度も同じことを言わせてもらって、非常に医師会、三師会については根が深いんで、誰がそんなことを言うたんやと私はいつでも医師会から突き上げられて悪役にされて、抜けてくるんですよね。だから、余り言いたくはないですけども、根が深くて、いわゆる立ち入らないかんところがあるんですよね。ドクターの世界はドクターの世界だと、行政は行政だと、市民の生活を守るために云々というようなところから入っていても通用しない部分が医師会にはあるんですね。徹底的に通用しない部分があるんです。だから、それを行政はずっと今までの習慣の中で、当然のようだというか、多少の疑問を持ちながらも当然のようにならずと追隨されてきておる。そして、それに対して議会も、以前に、もうおやめになった議員が、とにかく補助金は断ち切れ、なくせというようなことも言われて、それがその日のうちに伝わったということがありますが、今、この辺の問題については、決算の時点でどうこう言うんじゃないで、ただ、補助金については全体会で議論するんですから、予算に向けての中で徹底的なメスを入れるということ、そして、いい方向に持っていくということ、そして、やっぱりお世話にならなくちゃならん三師会ですから、だから、そうは余りこう厳しくも言えないところもありますんで、その辺も加味しながら予算に向けて附帯決議をつけていくという、予算を編成する時点で附帯決議をつけていく

というような形をとるのが賢明かなというふうに、過去からのいきさつの中から私はそう思います。

土井数馬委員

認定、不認定につきましては、条件つきで認定とか、よくそういう場面も出てくるわけですが、だから、委員長のほうから部長のほうに、今、豊田委員がおっしゃったようなことを確約するというふうなことがあれば、そこに、報告のところに書いていただくことで飲めるのか、飲めないのかというのも一つの判断じゃないかと思いますが、この場できちっとしたその返事がいただければ、それも判断材料になるんじゃないかなというふうに思います。

これは意見ですけれども。

豊田政典委員

認定、不認定か、それから、附帯決議で認定か。認定かということでは、僕は個人的な考えですけど、決算議案全体を不認定しなきゃいけないですから、それほどの大きな決断はする気はないんです。だから、附帯決議をして認定していこうかなと、個人の判断はそう思っていますが、中森委員が言われたように、例えば14項目について、23年度の実情がどうだったかというのが、健康部にも言い分があると思いますし、僕の見方も食い違うところもあると思うので、そこは本当は、本当はというか、時間があれば明らかにすべきだと思うんですよ、1個1個ね。だから、土井委員が言われるように、今、部長は何らかの返しで言ってもらったとしても、してもと言うのは変ですね。例えば、14項目あって、それを25年度予算案をつくる時には全部クリアする形にするよとか、1800万円を0円にするよとかね、そうやって言ってもらえば、僕はそれでもう納得しますが、そうでなければ、1個変わったとか、名前を交付要綱にしましたとかやったら、その中身によりますよね。

一回聞いてみましようか。

樋口博己委員長

まずは今の豊田委員からの問題提起がありました。各委員さんからのご意見もございました。その上で健康部長の現在のお考えをいただきたいと思います。

中濱健康部長

先ほどもちょっと経緯は説明させていただきました。

まずは、これは22年に要綱に該当しないじゃないか、交付要綱に該当しないじゃないかという形でやっておりますけれど、3年を一つの単位として見直すということもこの交付要綱の基準には書いてございますので、それは終期ということもございますけれど、その一つはちょうど22、23、24までが一つのワンサイクルかなと私たちも思うております。今後、この内容をどのように見直すかということについては、今、ゼロかというようなお話とか、全てクリアができるというところでないかというようなお話も伺いましたけど、これは現実的に入ってもおりますので、ちょっと私、今ここでその決断をせよと言われても、交渉はやってまいりたいと思っておりますけれど、それに向けての取り組みをこの要綱の中身の、先ほど疑問もあるよというご指摘もいただいたことも踏まえまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

豊田政典委員

ちょっと認識が違うんで、いいですか。

樋口博己委員長

はい、どうぞ。

豊田政典委員

3年というのはさ、今、手元にあるのかないのか知りませんが、終期のところで全ての事業、原則、終わり期ね、期日は3年で終わるとか書いてあるだけです。見直しを3年間かけてやりましょうなんていうのはどこにも書いてなくて、もうすぐにでも全部クリアということがこれの交付基準の考え方だと思いますけど、どこにも書いていない、3年間でやるなんて。

樋口博己委員長

その点に関して。

中濱健康部長

ご指摘のように、これは終期の設定でございます。たまたまこの3年目に当たるということをお話ししたかっただけで、その間にも交渉もしてまいっておりますけれど、ちょうどそれが期日も来ておりますので見直すタイミングかなと思いましたので、これを来年度に向けてやる見直しの一つのあれかなと私たちは思っているということをお伝えだけで、だからということで今までしていないわけではございませんし、この件については医師会とも三師会とも協議は継続してやってまいっておりますので、これを一つの、きょういただいたご意見も踏まえて検討していきたいと考えます。

樋口博己委員長

それでは確認をさせていただきますが、改めて14項目に照らし合わせて確認して、健康部としての考えをしっかり明確にした上で、相手があるということですので、三師会に協議をしていくという不断の決意をされたということによろしいですか。

中濱健康部長

そのように取り組んでまいりたいと思います。

樋口博己委員長

豊田委員、どうでしょうか。

日置記平委員

私は認定して附帯をつけておくということだと思うね。それから、補助金、負担金をやるのを限りなくゼロにするというのは、これはよくないよ。四日市医師会の上には三重県の医師会という組織があって、その上に日本医師会というのがあります。ということは、この問題は全国、市だけでみれば830市があるかな。その中でも全部いろんな形で協議されているわけだ。だから、日本の医療のサービスという全体を考えるということも極めて重要なので、健康部はそんなところからいろんな形で幅広く、市場、情報を収集しておく必要がある。何も他の都市を意識しなければいけないことではないけれども、だけど、市民も健康、四日市市も健康、我々も健康、そんな中でやっぱりしっかりとした視野をして

おく必要がある。そのために私の言ったフローチャートというのは、ひょっとしたら理解されていないかもしれないけど、医師会と四日市市、それから、市民という機能を充実するためにこれが必要なんだという、このところをきちんと整理しておく必要がありますよと言ったんですけどね。私の意味が理解されたかどうかわからないが、極めてこれは重要です。そうしたら多くの人が理解してくれることになる。

豊田政典委員

皆様のご意見を聞かせてもらって、附帯ということで、どうも劣勢ばいんでちょっと折れますけど、それじゃ、こういうこと、別のことを提案しますが、一つは、委員長報告に明確に書いていただきたいのと……。

樋口博己委員長

はい、もちろん必要だと思っています。

豊田政典委員

それから、14項目それぞれについて、23年度の決算ですから、現状としてそれぞれの項目について今の現状に対して健康部の見解をまとめてほしいんです、文書で。それは、これでいいんだという項目もあれば、これはまだ見直し途中だというやつもあると思います。それを23年度についてまとめてもらった文書が欲しいのと、25年度予算、次年度予算の提案のときには、これがどこが変わったのだとか、どこがまだ変わっていないんだとか、それを出してほしいなということ。それを出してもらって委員長報告にとどめざるを得ないかなと思いますが、どうでしょう、皆さんは。

土井数馬委員

今、豊田委員から、資料ではございませんけれども、そういったきちんとした文章を出すということで、これは全体会で、豊田委員に伺いますけど、全体会で補助金、負担金については審議をするわけですので、そのときの判断材料というか、そのときの資料にもなるわけですね。ここに出してもらおうのと全体会でもそれは出すということなんでしょうかね。その考え方ですね、健康部の。そういうことですね。いいんじゃないですか。出してもらわないと困りますわね。

樋口博己委員長

その出すタイミングなんですけれども、決算の認定採決の段階で必要なかどうなのか、全体会のときの審査において必要でいいのかというところなんですけれども、全体会の場までに資料を整えてもらうということによろしいですか。

はい、わかりました。

では、健康部長、14項目において、23年度の補助金、チェックして、その確認した書類を決算の全体会の資料として提出をいただくようお願いいたします。よろしいですか。

中濱健康部長

そのように努力させてもらいます。出させてもらいます。

樋口博己委員長

では、その上で全体会で改めて審査をいただいて、25年度の当初予算については先ほどの健康部長の決意を述べていただきましたので、そのように交渉いただきたいと思います。このような形でおさめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

はい、ありがとうございます。

日置記平委員

もとに戻りますか。

樋口博己委員長

もとにというのは、決算の全体的な質疑ですね。済みません。

先ほどの資料が1枚残っておったのが参りましたので、資料を配付いただきまして説明をいただきたいと思います。その後に、日置委員、質疑をお願いしたいと思います。

松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。

資料作成に当たりまして、時間がかかりまして、大変まことに申しわけございませんでした。

先ほどご指摘をいただきました平成23年度不納欠損の中で時効分の内訳を、それぞれ個別の事情がございますが、ここに、資料に記載の事由1、2、3、4、この区分に応じて振り分けのほうをさせていただいたところでございます。例えば1番でございますと、換価可能財産を特定をし、滞納処分をしたところでございますが、その時点で時効が含まれていたものが505人、3046万何がしという金額がございます。以下、大きく四つに分けた内訳は表に記載で、ごらんのとおりでございます。総計で967人、1億1000万という今、内容でございます。

以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上です。

これに関しまして、ご質疑ございましたら。

中森慎二委員

ちょっとよくわからないんですが、1番の「換価可能財産を特定し、滞納処分したが、その時点で時効」というのはどういう意味ですか。

松岡保険年金課長

欠損処理をする前で累積滞納がございます。財産調査をしていく過程の中で財産を特定して処分を行うんで、その経過の中で納期が既に時効を経過してしまったもの、こういうものを1番のところで集計させていただいております。

中森慎二委員

よくわからない。もう一度説明して。

ごめんなさい。もう少し具体的な例で、例え話でも言うてくれない。全然わからない。

松岡保険年金課長

例えば、1期から9期まである年度の滞納がございますと、財産調査をしていく中で財産が見つかる、差し押さえの処分をする、その経過していくうちに、1期分、あるいは2期分なりが法定の時効の期間を経過してしまいました、そこで、3期分以降について滞納処分をしたんですけれども、1期分、2期分については時効で処理をさせていただいたものがこの1番のところで示すものでございます。

中森愼二委員

だったら、特定するのが遅かったのではないの。もっと速やかに作業していればそういう事態にならないのじゃないの。ある日突然、時効になるわけじゃないんで。

松岡保険年金課長

その辺はご指摘のとおりでございます、より早い財産調査着手に努めてまいりたいと思います。

中森愼二委員

だから、それが、財産の特定ができなかったために、みすみす時効になってしまったということでしょう。そうじゃないんですか。遅かったから。

松岡保険年金課長

はい、そのとおりでございます。

中森愼二委員

その職務怠慢って言われたらどうするんですか。それは職員が足らなかったということなんですか。

松岡保険年金課長

滞納世帯、年間平均で約1万世帯ございまして、保険料収納室の職員が正規職員9名と臨時職員8名が収納関係の業務に、保険料の賦課から収納に当たってございまして、徴収担当、収納担当のほうは正職3名という体制でございますが、なかなか十分なところが至

らなかったということでこういう結果になってしまいました。非常に深く反省をしております。

中森慎二委員

これ、不納欠損の時効分の3分の1ぐらい占めているんですね、3000万ぐらい。この2番目のものもほとんど同じ話じゃないの、これ。1番、2番って、同じことじゃないの、これ。

松岡保険年金課長

1番と2番の違いは、一部滞納処分ができたのが1番でございますして、2番のほうはそれができなかったというところのものでございまして、処分の理由としては共通するところでございます。

中森慎二委員

そうすると、不納欠損処分の時効というこの四つの項目を見る中でも、可能財産を特定するというタイミングを外したためにみすみす3000万というものが不納欠損、時効部分で処理せざるを得なかったということで考えると、こういったことにどう対応していくかというのが、一つの課題がここに出てきているんじゃないですか。だから、そういう意味でも、こういったその内情についてやっぱり明らかにして、この反省材料を次年度の決算でどうつないでいくのかと、しかも、不納欠損額をできるだけ少額にして、その中でも時効でこんな形で処理せざるを得なかったというようなことが少しでも減らせる努力を行政としてすべきだというふうに思うんですよ。だから、そういう意味でも、この不納欠損の内容をもっとちゃんと分析をして、情報も明らかにして対応すべきだというふうに思うんですけどね。

人間的な限度というのは、それはあると僕は思いますよ、確かに。無尽蔵に職員をふやすわけにもいかないし、どこで線引きをするのかという考え方はあると思うけども、ということすら示されてなかったわけですから、やっぱりそれは改めるべきことは改める必要があるんじゃないかと思いますけどね。

中濱健康部長

この時効につきましては、本来、速やかな対応、これは当然やっていかなあかんということ再度確認させていただきまして、職員の中での滞納に向かう取り組みの研修等もさらに含めまして他の収納推進室等との連携も含めて速やかな対応が今後とれるよう、また、進められるように取り組んでまいりたいと思います。

中森慎二委員

ぜひお願いしたいんです。推進室ができて、僕はある人から、かえってうまくいなくなっているところもあるよと言う人がいたんです。原課の部分と収納室の責任体制がかえって曖昧になっているんじゃないかと言う人もいたんですよ。僕はその事情がよくわからないんだけど、せっかく新しく収納体制を別立てでつくったものと原課がうまく連携していなければ何の意味もない話なんで、そここのところを、もし課題があるんだとしたら、そこら辺のところももう少し明らかにしてもらって、庁内全体としてこの収納体制をどうしていくのかというものの課題整理をちゃんとしてもらったらどうかなと思うんですが、収納室ができてうまくいっているというふうに感じてもらっているのかな。僕は何かちょっと違うよという意見のほうが多く耳に入ってきているんやけどさ、現実的に。だから、もしそれが問題、課題としてあるんなら、やっぱりちょっと明らかにして、今すぐにしてくれとは言わないけれども、そういう課題があるということであれば、収納体制の見直しというのもやるべきじゃないかなと思っているんだよ。その辺のぶっちゃけた腹を割った話をちょっと聞かせてほしいなと思うんですけど、何がどこでと具体的に言うてもらわなくてもいいけども。

中濱健康部長

2年前に収納推進室に一元化を図るということで新しく組織ができたわけですが、ただ、それができたときに一旦保険年金の部分も入ったわけですが、今回また、これ、室として戻ってしまったといういきさつがございまして、職員だけが、取られたという、向こうに残りまして、業務のほうだけがまた戻ってきたみたいな形もございまして、今、中森委員からのご指摘のように、もうちょっと業務の中でメリハリをつけられるような区分けをはっきりすべきじゃないかということも一部残っております。ですから、最初の計画と若干体制が微妙に変わってきてはおるんですけど、困難事例につきましては推進課のほうへ送るんですが、やはり困難な部分が大変大きく残っておるもので、

それを全て推進課のほうで解決できるかとなりますと、また、これ、さまざまな問題があるかと思しますので。ただ、確かにご指摘の内容を十分精査する中で効率的な業務推進がさらにできるよう努めていきたいと思っておりますので、室だからとか推進課だからとかいう垣根もなるべく低くしながら事業推進ができるように考えてまいりたいと思っております。

以上です。

日置記平委員

この資料をいただいたものと、それから、保険年金事業についての23ページのところの部分と、それから、決算委員会資料の27ページのところと三つを見ながらですね。

でね、こんな結論は出したくないけど、これは永久になくならない。過去に何度も市税の滞納のところで私も議会で質問もしたことがあるんですが、いずれにしても、この課題はどこかでこれをゼロにせないといけないんだけど、誰がゼロにするかということなんですよ。そのチームをつくろうが何しようが、ゼロになったことはないのですね。

私らがこれまで保育園の費用とか学校の給食代の話題とか、生活保護を受けている、その実態調査のところだとか、きょうは、今、この年金事業のところでこの時効分のところが出てきたんだけど、これはやっぱり大きなプロジェクトチームをつくって、市税を含めて、市民税、市税を含めて総合的に滞納という問題に焦点を絞って、限りなくゼロのためにどうするかという戦略を打ち立てないと、長期的プランの中で。でないと、これ、ゼロにならないですよ。

大きな問題は、私、これも商工農水部長にも言ったことがあるんですけど、例えば、そのポジションに仕事をしてもらっている人が何年目なんやろかと言うたことがあんの。そうすると、この保険年金事業で、ここのところに今仕事をしてもらっている人が何人でしたか。

松岡保険年金課長

保険料収納室、正規職員9名と臨時職員8名でございます。

日置記平委員

それで、メンバーの9名の人が3年以上の人が何人いるんですか。

松岡保険年金課長

一番長い職員で8年という者が1人います。その次が5年目の職員が2人いてございませぬ。あとは3年目の職員が1人、それ以外は2年、1年目という、そういう状況でございます。

日置記平委員

で、このチームプロジェクトはやっぱり経験年数が極めて重要でして、その経験の豊富な人が中心になってこの未納対策を必死こいてやるべきなんです。それを首脳陣がどう理解するかで、また首脳陣は、その人たちはどう戦略を持つかです。例えば、三役ね。市長、副市長、財政経営部長から政策等々、で、健康部に対して。だから、総合的にこの滞納・未納に対する基本的な方針を打ち立てて、そして、それを実行していくということをしなないと、これはゼロになりませぬわ。いつまでたっても、これね、一緒やねん。一遍過去を振り返って、なっていないやろ。多少のこのやるぞと言ったときに、気合が入ったときは少し下がって、気合が抜けるとまたもとに戻っていくというところがある。でも、ここにちょっと書いてあるのは、依然として経済状況の好転が早期に望めない、だから、こういうことで困難世帯は大きく減少しないものと考えられるというのがここに文字であるんですね。これは、ならどうするかなんです。ここが大事なところなんだ。それはあるでしょう、こうするというふうなものを持ってみえると思うけど、この戦略的に、電話、日曜日に訪問する、指導する等々書いてはあるんだけど、私から見れば、こんな生やさしいことではゼロにならない。

減っていかないのだったら誰の責任やって今も言われていたんだけど、これ、誰かが責任を取らなアカンということになるんでしょう。誰も責任取れなくて済むからこうなるんやね。過去、誰も責任取った人、いないね。ここが民間と公の部分の仕事の非常に格差があるところなんです。でも、公の仕事は、仕事としてはそれはそれでいいけど、でも、目標をゼロにするためにどうするかというところへ行かないとこれはなくならないんです、絶対にね。

それで、27ページの真ん中のところに不納欠損額が書いてある。これ、きょう出てきているのは、時効の部分で1億1000万というのが出てきているわけです。今もらった資料にも1億1000万出ている。それについて事由が書いてあるんだけど、だから、これは書いてあることは書いてあることとして、毎年ここに欠損額の19年から23年までのずっと数字が

出てきているので、これ、この5年間を見てもこの数字は、23年度が一番大きいですけど、22年度から急に上がってきている。恐らく来年度もこれ以上に上がる可能性があると思います。これ、経済情勢は、ここに書いてあるようによくなりません。よくなりませんからふえるということではあかんわけね。経済情勢がよくなるうがならないが、それは確かにベースはそうかもしれないけど、でも、ゼロにせないかんねん。それが仕事なんです。だから、あなた1人で悩まないで、チームを組んで、そして、頑張っ、ゼロのためにどうするかというのを示してもらおうことが一番大事です。

今言ったところでその戦略は出ないでしょうけど、これ、近々な体制で、年内に、部長、ひとつあなたもしっかりと知恵を出してもらって、ゼロにしようという。いや、10%減らそうじゃないんですよ。ゼロにしようと、そんな不可能なのは、考え、取ってもらわにゃいけない。不可能は取ってもらわな。ゼロにしましょうや。で、ここでゼロ作戦の戦略を発表できるように求めたいな。お願いしておきます。

中濱健康部長

やはりこれ、委員も言われるように滞納ゼロというのは、なかなかこれは難しいと思っております。ただ、チームで取り組んでやっていくということは、いろんな税金を納めていただいている方に対するやはり公務員としては義務だと思っておりますので、それに向けた努力はそれぞれのセクションの中でも、先ほどもご答弁したようなことも踏まえて連携しながらやってまいりたいと思っております。また、よろしく願いいたします。

石川勝彦委員

今の病院でも市営住宅でも上下水道でも、あるいは保育園でも年金でも、みんな滞納ということで、大きい問題にみんなぶつかっているんだけど、その数字が大きくなっても一向に痛みを感じないというような状況の中で、収納を一括して収納推進室というものができたけれども、1回確かめてほしいことは、時効ってね、年金は5年ですよ。だけど、3年というのがあるね。ご存じないですか。市営住宅なんかは3年だったと思うんだ。えらい短くなったんだなと。ということは、収納推進室なんかも、非常に事務的に処理しているということで全然機能しているとは思えないんですよ。人はたくさんおるかもしれない。しかし、どれだけ頑張ってくれとるんかなっていても一向に見えないんですね。だから、どうしても滞納処理を積極的にやるならば、もっとやっぱり強化をしないと、室

では到底、金を追っかけとるだけで余り機能するものでもないし、全市的な問題として体質的な問題、今までは右肩上がりだからよかったけれども、もう既に下り坂を、いわゆる急坂をおりているんですよね。そういう中でこういうことは税金のむだ遣いどころか、市の職員の皆さんのコスト意識が全くないと言ってもいいわけですよ。だから、それをどうすればいいかということね。この辺のところをもっと真剣に考えてもらわにゃいかんと思うんだよね。

ある意味では非常にやりがいがある仕事だと思うんですよ。だから、そういう意味から、ひとつ健康部長、全体で全庁的にこの問題を取り上げていただけるような突破口を開いてください。年金でこんだけの問題が出ました、我々の努力不足があるけれども、これはもう全市的に共通する問題と、メスを入れて根本的にやり直しましょうよというような語りかけで全市的に機構改革まで持っていかないと、しかも、それも強化して非常に強いものにしていかないと、これはいつまでたっても、先ほどの日置委員の言われるようなゼロにはならないけど、かなり減らすことができると思うんですね。

未然に減らすということはどうするかということですね。直前になって、いきなりどんだけ働きかけても無理ですよ。この1番でも2番でもそうですけれども、とにかく目の前の状態でもうあと期限が切れかかっている、時効の3年、5年というきわになってからやっていったって始まらんでしょう。野球だったら最後に逆転ホームランを打てばいいかもしれないけども、そんなわけにいかんでしょう。だから、やっぱりその辺のところは、お互いに生活しているわけです。大変厳しい生活の中でやっぱり受益者負担という名において請求は徹底してやっていく。昔は、差し押さえなんか徹底的にやりましたよね。今なんか、そういうことは全くないですよ、ほとんどないですよ。やっていますか。けれども、余りこういう数字、ほかのところの数字を見ても大変巨額ですよ。巨額。何千万じゃない、何億。それこそ全市的に言えば、これ、滞納処分、未納、そういったものをあれすると10億、20億くだらないですよ。積算せいと言ったらもっとあるわけですよ。1年でそれぐらいあるわけですから、だから、貯金するよりも、その辺を賄うというよりも、やっぱり少しでも回収のできるような手法をもっと真剣に取り組んでいただかなくちゃいかんのかなと思うんですよ。だから、年金から突破口を開いてください。この時効の問題、特に再検討していただく余地、ありますよね。

特に意見として申し上げておきますのでお答えいただく必要はありません。

以上。

樋口博己委員長

この件に関しては、委員長報告でもしっかりと盛り込んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、意見も出尽くしたように思ひますので、決算認定の採決のほうへ移らせていただきたいと思ひます。

それでは、健康部、決算常任委員会教育民生分科会、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定につきまして、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中健康部所管部分、第3款民生費、第1項社会福祉費中健康部所管部分、第5項国民健康保険費、第4款衛生費、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費中健康部所管部分、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきまして、認定するものとするにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。この決算は認定したものといたします。

[以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中健康部所管部分、第3款民生費、第1項社会福祉費中健康部所管部分、第5項国民健康保険費、第4款衛生費、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費中健康部所管部分、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、これで決算の審査を終わらせていただきたいと思ひます。

あとの日程でございますけれども、協議会が2本ございまして、四日市市保健医療推進プラン(仮称)の策定について、そして、保健所関連施設整備事業(食肉衛生部門)につきまして、これは頭出しということですので、改めて休会中調査で協議会として開催をさ

せていただく予定にしておりますので、理事者からの現在の説明をお聞きする程度にとどめさせていただければと思っております。

その上で、1時間以上たっておりますので、10分間休憩を入れさせていただいて、4時30分再開で、この協議会事項2本の説明をお受けしたいと思っておりますので、4時半から5時までの30分程度でこの協議会を考えておりますので、どうぞご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

16:21 休憩

17:03 再開

樋口博己委員長

それでは、引き続き、委員の皆様には、3点、協議をお願ひしたいと思ひます。

一つは、休会中調査報告書、お手元に配付をさせていただいていると思ひますが、幼稚園・保育園及び小中学校の施設整備についてと四日市市少年自然の家の管理運営についてのこの2点です。2項目です。そして、二つ目が休会中所管事務調査項目についてです。3点目が11月定例月議会シティ・ミーティングのテーマについてということをお願ひしたいと思ひます。

まず調査報告書につきましては、これの最終確認をいただくということであります。

休会中調査におきましては、まず先般ありましたPTA会計の、会計というか、学校の修繕費であるとか、学校、本来、教育委員会予算で持つべきものがPTA会費に負担をお願ひしていないかという部分の精査についてのこれらの協議、休会中の調査項目の一つあります。もう一つが、本日の、済みません。医師会、三師会の件につきましては、これは全体会で資料を出していただいて協議を、審査をさせていただきますけれども、引き続き、当委員会におきまして来年度予算に向けての考え方を協議をさせていただくということで、この2項目はさせていただこうと思ひしております。

ほかに調査項目がございましたらご提案をいただければと思ひます。

本日、すぐ出なければ、後ほど事務局のほうに伝えていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いじめ問題に関しては、10月18日の議会報告会がございますので、それまでに当委員会

としてはご議論いただいて、方向性だけはまとめた上で議会報告会に臨まなければならないというふうに考えております。

このいじめの対応ですけれども、次の休会中調査からも、18日の当日になるんですけれども、具体的なご議論は18日にさせていただくとしまして、それまでに用意していく資料がございましたら、あらかじめまた事務局のほうに申しつけいただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

豊田政典委員

5月以降に提案したやつは残っているんですよ。具体的には、今回も出ましたけど、小規模校対策というやつが一つ。

樋口博己委員長

これは、これの一つ報告としてこれは引き継ぎですね。学校施設ですね。ああ、適正化ですね。

豊田政典委員

うん、適正化。

樋口博己委員長

市内全体の適正化ということですね。

豊田政典委員

残っているんですか。

樋口博己委員長

はい、済みません。

豊田政典委員

それと6月議会か何かで土井委員あたりが言われたやつで、何やったか、保育園か何か、ありませんでしたっけ。

土井数馬委員

請願とかの関係で、私立幼稚園、あるいは保育園で、お金の問題だけで選ぶんじゃないしに、施設の内容とか、その園の考え方、保育内容とか方向性がいろいろあると思うんですね。そんなので出していただければなということがありました。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

中森慎二委員

今度、議会報告会でいじめ問題をテーマにするんですが、保護者も非常に今関心の高いテーマですし、恐らくいろんないじめに関する宿題的なものもいただくのではないかなと思うんですよ。それで、休会中、閉会中の一つのテーマに想定しておいてもええんじゃないかなと思うし、全国的にもいろんな問題も含めて四日市市のいじめについて改めて委員会としても取り上げていくという姿勢は大事じゃないかなと思うんですけど、ほかにもいろんな項目はありますので、みんなで調整していただいでいいと思うんですけども。

樋口博己委員長

そうしましたら、今出ただけでもたくさん項目がございますので、1枚の書面にさせていただいて、今、現時点で出たものを整理させていただいてメールボックスに入れさせていただきますので、改めてその上で提案がございましたらお願いしたいと思います。

あとは、11月の先の話なんですけれども、シティ・ミーティングのテーマをできればこの時点で決めさせて、広報の……。

日置記平委員

場所、どこやった。

樋口博己委員長

下野小学校です。年末です。

12月26日でございます。

年末のお忙しいところを申しわけございませんが、議運で決定いただいておりますので、済みません。

中森愼二委員

市長選挙の関係で11月定例会議が、その代表質問が入るとか入らないとかというのは、長いんですよね。どうしても年末でやるか、年明けになってしまう。

日置記平委員

31日まで日はあるんやでな。

土井数馬委員

ちょっとまた協議会の少しの時間でいいんですけど、この間、提案させてもらいました請願の取り扱い、のちのちですね。ちょっと本文だけでも意見を聞かせていただきたいなと思っています。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、30日まで日があるやないかというお声もいただきましたので、少しお考えいただいて、テーマがございましたら事務局のほうへ申し伝えていただければと思います。

ありがとうございました。

じゃ、連日連夜、長時間にわたりまして、連夜はないですか。済みません。連日、ありがとうございました。

進行に大変ご協力いただきましてありがとうございました。大変感謝します。

ありがとうございました。

これで終了させていただきます。

17:11 閉議